

平成26年第3回（9月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（9月4日）

○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○諮問第3号の上程、説明、質疑、採決	8
○諮問第4号の上程、説明、質疑、採決	9
○同意第2号の上程、説明、質疑、採決	10
○同意第3号の上程、説明、質疑、採決	11
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○認定第1号～認定第7号の上程、説明、質疑、委員会付託	46
○散 会	58

第 2 号（9月19日）

○開 議	61
○議事日程の報告	61
○発言の訂正	61
○行政報告	62
○諸般の報告	63
○一般質問	63

太田侑孝君	63
根岸英一君	80
中澤莊也君	85
小藪侃一郎君	99
野口直次君	111
菌田靖邦君	121
鈴木多津枝君	127
○会議時間の延長	149
芹澤廣行君	149
○議案第39号の上程、委員会審査報告、討論、採決	155
○議案第40号の上程、委員会審査報告、討論、採決	157
○議案第41号の上程、委員会審査報告、討論、採決	158
○認定第1号～認定第7号の上程、委員会審査報告、討論、採決	161
○発議第6号の上程、採決	176
○発議第7号の上程、採決	177
○請願第1号の委員会付託	177
○川根本町議会議員派遣の件	178
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	178
○常任委員会の閉会中の継続調査の件	178
○閉会	179

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	藺	田	靖	邦	君
2番	坂	本	政	司	君
3番	野	口	直	次	君
4番	根	岸	英	一	君
5番	中	澤	莊	也	君
6番	芹	澤	廣	行	君
7番	太	田	侑	孝	君
8番	山	本	信	之	君
9番	森		照	信	君
10番	鈴	木	多	津枝	君
11番	小	藪	侃	一郎	君
12番	中	田	隆	幸	君

不応招議員（なし）

平成26年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成26年9月4日(木) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第39号 川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第40号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第41号 川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第42号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第43号 財産の取得について
- 日程第12 議案第44号 平成26年度川根本町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第45号 平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第46号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 認定第 1号 平成25年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 2号 平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 3号 平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 4号 平成25年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 5号 平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 6号 平成25年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

日程第 2 1 認定第 7 号 平成 2 5 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	中澤莊也君	6番	芹澤廣行君
7番	太田侑孝君	8番	山本信之君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	小藪侃一郎君	12番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	前田修児君
企画課長	山本銀男君	税務課長	長嶋一幸君
福祉課長	鳥本宗幸君	生活健康課長	伊藤千佳子君
産業課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
総合支所長兼 商工観光課長	野崎郁徳君	教育総務課長	藤森敦君
生涯学習課長	山下安男君	会計管理者兼 出納室長	安竹賢治君
代表監査委員	柳原義六君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成26年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は柳原義六代表監査委員に出席していただいております。後ほど、平成25年度一般会計並びに特別会計決算審査について報告をしていただきたいと思いますと思います。



◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月25日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、諮問2件、同意2件、議案8件、認定7件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 今期定例会招集について、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは第3回の議会の定例会ということで、全員の皆さんに御参集いただきまして誠にありがとうございます。

また、日ごろは行政に対しましても大変御尽力いただいておりますことを、心より敬意を表したいというふうに思います。

なお、私、行政報告を、8月18日からの説明をさせていただきます。

まず、8月18日から22日まで中国の竜泉市へ議会の皆さん3名と各種団体の皆さんと行ってまいりました。これにつきましては、当然ながらこの後で今後どのような対応をするかということは、出席された方、参加された方ともども検討していき、結論を出していきたいというふうに思います。その中では、当然議会の皆様にも御相談を申し上げたいというふうに思っております。

8月25日でございます。川根高校の校長が参りました。これは、学生寮についての寄附の関係、同窓会が中心でございますけれども、これに対して行政も積極的に参加をお願いしたいというような要請がございました。当然ながら、川根高校の存続のためにも、行政といたしましても、できる範囲の対応はしていきたいというふうに思っております。

この日には、職員の採用試験を行っております。それから、この夜ですが、広域施設組合の関係の打ち合わせを行いました。

8月26日、この日は議会の全協ということでございます。この夜ですが、上長尾診療所の先生と打ち合わせをしたという経緯がございます。

8月27日ですが、この日には入札を執行しております。この日のお昼、つのだひろ氏という音楽家と、こちらでいろいろなイベントを開催したいというようなお話があったものですから、対談をいたしました。この日の午後ですが、公共交通会議がございまして出席しております。この日には、午後3時から決算審査の報告をいただきました。大変厳しい指摘もございまして、すぐに対応するようにいたしました。この日には、柚子組合の皆さんがお見えになりまして、今後の柚子に対しての支援方をお願いしたいというような要請がございました。この日に、長島ダムの所長さんが参りまして、イベント等これから長島ダム関連でやるので、行政も協力をしてほしいというお話がございました。この日ですが、浜松の河川国土事務所の所長さんがお見えになりまして、災害等の際の対応、それについては全面的に協力するというようなお話をいただきましたし、また古い交通基盤の中で、やはり素人ではわからないことは、当然ながら専門的な職員等を派遣して検査等にも参画したいというようなお言葉がございました。

8月28日から30日まで、静岡県下の市町村長の砂防事業の視察がございました。これは、北海道の知床でございましてけれども、ここへ現地の視察に行ったというのがこの日でございます。

9月1日、皆様方にも大変お世話になりました、防災訓練がございました。これに多くの

皆さんに参画をしていただいたということで、今後の防災関係につきましても、当然ながらきめ細かい対応が必要だということを痛感をいたしました。

9月2日ですが、この日には県内の町村会の総会がございました。町長並びに市長が合同で研修会も行ったというのが、この日でございます。

9月3日ですが、「時の栖」の社長がお見えになりました。今後、川根温泉を中心とした南アルプスエコパークに指定をされたということもございますので、積極的にPRをしていきたいというようなお話もございまして、当然ながら行政と一体となって対応をしていきたいというようなお話がございました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、坂本政司君、3番、野口直次君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの16日間にしたいと思っております。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの16日間に決定しました。



◎日程第3 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中田隆幸君） 日程第3、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、諮問案件です。諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案1ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうち、下原泰氏が平成26年12月31日をもって任期が満了となりますが、引き続き下原氏を推薦をいたしてお諮りをするものでございます。

下原氏は昭和24年12月19日生まれの64歳で、平成24年1月1日から人権擁護委員に就任され、現在1期目で、確実にその任に当たられ、御活動をいただいております、引き続き委員に推薦をいたし御同意をお願いするものであります。

以上、人権擁護委員候補者の推薦についての説明を終わらせていただきますけれども、よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中田隆幸君） 日程第4、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理

由の説明をさせていただきます。

議案の2ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦をすることになっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうちの1名が平成26年12月31日をもって任期が満了となり、退任されることになりました。今回、新たに森田雅文氏を推薦したくお諮りをするものでございます。

森田雅文氏は、昭和25年1月4日生まれの64歳で、昭和48年に東京都職員として採用され、平成21年に退職されるまで36年間勤務され、行政経験は豊富であります。また、退職後は家業を継ぐため帰郷し、その温厚で誠実な性格により地域の皆さんの信頼も厚く、人権擁護委員としての職務を公正に行うに十分な資質を備えており、適任と考えますので、推薦をいたしたく御同意をお願いするものであります。

以上、人権擁護委員候補者の推薦について説明を終わらせていただきますけれども、よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中田隆幸君） 日程第5、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、同意案件第2号です。川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由の説明をさせていただきます。

地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を行う機関として、固定資産評価審査委員会が設置をされております。

この委員会は3名の委員から成っており、このうち藤田至氏が平成26年10月25日をもって任期満了となるため、引き続き藤田至氏を委員として選任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

藤田氏は、昭和25年2月21日生まれの64歳で、40年間、町職員として活躍をいただきました。昭和45年度から昭和48年度及び昭和60年度から平成3年度までの11年間にわたり、固定資産税に関する事務を経験されるなど、幅広い識見と固定資産の評価等について必要な知識と経験を有していることから、委員として適任であると考えております。

なお、任期は、平成26年10月26日から平成29年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。



◎日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（中田隆幸君） 日程第6、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 同意案件の第3号です。教育委員会委員の任命について、提案理由の説明をさせていただきます。

鳥居進氏にお願いをするというものでございます。

鳥居進氏は、川根本町下泉1944番地に在住で、昭和25年7月25日生まれの満64歳であります。

現在、教育委員として平成23年10月11日から平成26年10月25日までの1期を務められており、平成24年10月26日からは委員長としての重責を担っていただいております。

鳥居氏の略歴でございますけれども、旧地名小学校、中川根南部小学校のPTA役員として地域と学校との連携を図り、地域ぐるみで児童の健全育成に努めるなどの取り組みを積極的に行うとともに、地域の生涯学習推進委員や区役員として生涯学習活動を通じての地域づくりや自治会活動に積極的に取り組まれております。

このような経歴から、教育、学術、文化の面に関し高い識見を有され、また人柄も誠実、公平な方で、引き続き、これからの当町の社会教育や学校教育の諸課題に真摯に取り組んでいただけるものと期待をしているところであります。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、御同意をお願いするものであります。

任期は、平成26年10月26日から平成30年10月25日までの4年間でございます。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第3号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、同意第3号、教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。



◎日程第7 議案第39号 川根本町特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第7、議案第39号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第39号です。川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の5ページから27ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、保育所などの施設型給付や小規模保育などの地域型保育給付が創設されました。これらの給付対象となる施設は町が確認することが定められており、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の実施のため、運営基準を条例で制定をする必要がございます。

今回、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定めたく提案をするものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

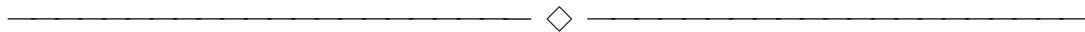
ただいま議題となっております議案第39号は、第一常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、第一常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第8 議案第40号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第40号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第40号です。川根本町家庭的保育事業等の設備及び運

営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由の説明させていただきます。

議案の28ページから47ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、保育所などの施設型給付や小規模保育などの地域型保育給付が創設をされました。

これらの給付対象となる施設は、町が確認することが定められており、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の実施のため、運営基準を条例で制定する必要があります。

今回、地域型保育給付である小規模保育事業や、家庭的保育事業の設備基準や運営基準を定めたく提案をするものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

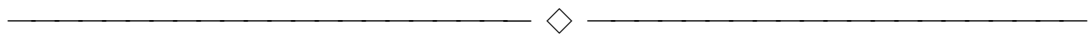
ただいま議題となっております議案第40号は、第一常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、第一常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第9 議案第41号 川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第9、議案第41号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第41号です。川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由の説明をさせていただきます。議案48ページから54ページをごらんいただきたいと思います。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正により、法に第34条の8の2が追加され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で定めなければならないことになりました。

今回、法に基づき放課後児童クラブの設備基準や運営基準を定めたく、提案をするものがあります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

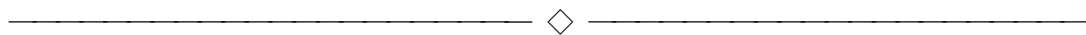
ただいま議題となっております議案第41号は、第一常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、第一常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第10 議案第42号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第10、議案第42号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第42号です。提案理由の説明をさせていただきます。川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

今回は、平成20年人事院勧告の中で勤務時間の改定に基づき、関連条例を改正するものがあります。平成20年の人事院勧告では、民間企業の所定労働時間の状況を踏まえ、勤務時間を1日8時間、1週40時間から1日7時間45分、1週38時間45分に改定することが適当であ

るとの勧告でありました。

多くの自治体が平成21年度から改定する中、本町では町内の状況を考慮し、現在まで改定を見送ってきたところですが、平成25年度において改定していない自治体は、静岡県内では本町のみとなり、全国でも29団体となっております。

勧告から5年が経過し、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとの「地方公務員法第24条第5項の均衡の原則」を踏まえ、今回改正するものであります。

なお、この改正により、「川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」「川根本町職員の休業等に関する条例」「川根本町職員の給与に関する条例」3条例の関連する箇所を改正するものであります。いずれも勤務時間を1日8時間、1週40時間から、1日7時間45分、1週38時間45分に改正をするものであります。

以上、よろしく御審議いただき、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告したとおりですけれども、全協でも伺ったんですけれども、町内の事業所の勤務状況、時間など、わかったら教えてください。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） それでは、ただいまの鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、職員の労働時間に関することですが、労働基準法の第32条において、まず使用者は労働者に休憩時間を除き、1週間について40時間を超えて労働させてはならないとあります。それから、第2項のところで、使用者は、1週間の各日については、労働者に休憩時間を除き1日について8時間を超えて労働させてはならないという決まりがあります。これに基づいて各事業者は、1日あるいは1週間の勤務時間を定めているということになります。それを踏まえて、各町内の主な事業所さんのほうに御確認をさせていただきましたところ、まず8時間勤務をしているところが、川根本町社会福祉協議会、島田信用金庫中川根支店、ケーブルテクニカ株式会社、川根インダストリー株式会社さんであります。

それから、7時間45分という勤務時間を採用しているところが、大井川農協さんであります。それから、7時間40分という時間を採用しているところが、中部電力の大井川電力センターさんでございました。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

国は、この改定をしたときに、人事院は、全国の企業の勤務時間の平均値を調べて7時間

45分だということで、こういう改定勧告を国家公務員に出したということですが、こういうことで多くの自治体がそれに合わせて、国の勧告に合わせて改定をしたと、先ほど提案理由の説明がありましたけれども、まだ変えていないのが静岡県では当町だけだということで、これは本当にやらなければいけないことだと思うんですけれども、こういう働く人の待遇改善というのは、やっぱり行政がやることによって、その地域の企業、職場にそういう効果が波及していく、改善されていくということが一番大きな効果だろうと思うんです。

先ほどの勤務時間の御報告をいただいたんですけれども、やはり役場で7時間45分とすると、多くの町内の事業所はまだ8時間というところが多いわけですが、こういうことに対して、やはりどういうふうに労働条件を改善していくお願いというのか、指導というのか、そういうことをされる考えがあるかどうかお聞きします。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 先ほど、労働基準法を申し上げましたけれども、これに基づいて各事業者さんがそれぞれの御判断で勤務時間を決められているという現状がありますので、町がこうしたからお宅もそうしなさいというのは、やっぱり乱暴なことだと思いますので、そこら辺につきましては、各事業者さんがいろいろお考えのある中で御判断いただくというのがやっぱり筋ではないかと、私は考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 労基法では8時間がもう原則ということで、それを超えていなければいいということになっているんですけれども、やっぱり公務員がなぜ、じゃ7時間45分にするのか、行政の。やっぱり健康とか家庭生活を守る、家族との時間とか、そういうことがあって国がやったことを必ずしも地方自治体がやらなければいけないことではないけれども、でも、それは国に合わせましょう、いいほうに合わせましょうということで働く職員の待遇を改善していくということで、私はこれは大切なことだと思うんですよ。だったら、やっぱりこういうことを行政もやりましたよという告知をするか、お知らせをするか、何かのアクションを起こすべきではないかと思うんです。そのことが、やはり町内の業者さんたちにも、確かに勤務時間を短くすることは業者の人たちにとっては、経営者にとってはリスクがあることだと思うんですけれども、そういうことで行政と同じように働く人たちの健康とか家族との時間とか、そういうものが守られていくということを期待するということでは、やっぱり行政は変な言い方ですが、隠れてやるというのではなくて、こういうことをやったからやりました、やったからやってくださいとまでは言えなくても、やりましたよというお知らせをすることによって、じゃ、私たちの職場もというふうな波及効果が生まれるんじゃないかなと思うんですけれども、そういうお知らせというんですか、何かでやるんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今のお話ですが、今基準的には公務員の中でも差があるということで、

並びにしたいということで、県内で1町だけでは大変横並びにならないということが1つあります。それから、今の指摘ですが、これはやはり先ほど総務課長が言ったように、それぞれの企業の特性もあるというような中、内容によってもいろいろ違うということもございますので、それはそれぞれの事業者の皆さんの判断にゆだねるしかないというふうに思います。その中で、広報としては、議会だよりを当然ながら多分出すでしょうけれども、そのことを踏まえてそれぞれの事業者の皆さんに判断をしていただくということで、こちらが積極的にこのようなことにしろというような命令的な対応はする予定はございません。

議会だよりでうまく書いていただければ、それが一番効果があるのではないかというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 今、広報というお話がありましたけれども、川根本町役場のこの勤務時間については、当然町民の皆さんにこういう時間になりますよというのはお知らせする義務がありますので、間接的という形にはなるでしょうけれども、町が7時間45分になりますというお知らせは十分にさせていただいて、町民には周知をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第42号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第 1 1 議案第 4 3 号 財産の取得について

○議長（中田隆幸君） 日程第11、議案第43号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第43号です。財産の取得についての提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成26年度緊急地震・津波対策基金事業消防ポンプ自動車購入に係る財産取得についての議決を求めるものであります。

本事業につきましては、去る8月27日に10社をもって指名競争入札を実施いたしました。その結果、株式会社カーサービスマツモトが落札し、契約金額1,770万円で物品売買契約を締結しようとするものであります。納期につきましては、議決の日の翌日から平成27年3月20日を予定しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 私の記憶がちょっと飛んでしまったものですから。この入札をして、これは何分団に予定購入されますか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの御質問ですけれども、第7分団2部下長尾のポンプ車更新であります。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告通り予算額、それから入札予定価格、それと各業者の入札額をお答えいただきたいと思えます。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの御質問でありますけれども、ポンプ車の自動車購入につきましてはの予定価格は1,855万4,000円であります。そして、各事業者さんごとの入札価格でありますけれども、読み上げてまいります。敬称は略させていただきます。西村自動車修理工場、1,810万円。柳原モータース商会、1,878万円。有限会社地名モータース、1,795万円。川根自動車株式会社、1,800万円。有限会社榊原自動車整備工場、1,780万円。有限会社河畑自動車、1,789万円。勝下自動車整備工場、1,778万円。有限会社森下自動車、1,779万円。株式会社カーケア中原、1,788万円。株式会社カーサービスマツモト、1,770万円。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 予算額もお聞きしたんですけれども、当初予算で備品購入費

2,084万3,000円ということで上がっていました。それで、それには予算のときの説明では、ポンプ車と中継用のトランシーバーで2,084万3,000円という当初予算でしたので、その入札予定価格と予算額は違うんじゃないかなと思うんです。予算額は幾らだったんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 申しわけありません。正確な数字を今持ち合わせていません。またすぐに調べてお渡しします。1,900だったと思いますけれども、だったと思うではいけませんので、調べてすぐにお答えしたいと思います。

（「通告していたんですけれども」の声あり）

○総務課長（前田修児君） すみません。予定価格とちょっと勘違いしました。申しわけありません。

○議長（中田隆幸君） 鈴木さん、いいですか。

ほかに再質疑はありますか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第43号、財産の取得については原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第44号 平成26年度川根本町一般会計補正予算
（第4号）

○議長（中田隆幸君） 日程第12、議案第44号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第44号です。提案理由の説明をさせていただきます。

川根本町一般会計補正予算第4号についてです。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,153万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億2,316万円といたしたいものでございます。

第2表では、債務負担行為について新たに事業を追加したいものであります。

今回の補正は、健康増進施設の耐震補強工事に伴う実施設計業務委託料の増額、高度情報基盤整備事業の実施に係る臨時職員賃金等の追加、高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料の増額、坂京飲料水供給施設井戸揚水管洗浄業務委託料の追加、茶共済加入促進のための補助金の追加、林道工事等の測量設計業務委託料の増額及び林道工事請負費の増額、町道工事に係る工事請負費の増額などが主なものでございます。

事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の一般11ページからごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は200万1,000円の増額です。これは一般管理費としての産業文化祭のゆるきゃら「オチャッピー」の商標登録のための委託料の追加、自治会振興費としての、全国自治会連合会静岡県大会参加負担金の追加、山村開発センター等運営費として、耐震補強工事等の実施設計業務委託料の追加をお願いするものであります。

11ページ、12ページをごらんください。

第2項企画費は778万4,000円の増額です。これは情報政策費として、高度情報基盤整備事業の実施に係る臨時職員賃金、通勤手当、社会保険料、使用車両のリース料の追加、ICT利活用検討委員会委員報償費の追加、告知端末機設置同意書の配布、回収等の通信運搬費の追加、共通番号制度に対応するための町内統合宛名システム構築業務委託料の追加、同制度対応のための地方公共団体情報システム機構負担金の追加をお願いするものであります。

第3項徴税费は190万円の増額です。これは、共通番号制度に対応するための税務システム改修業務委託料の追加をお願いするものであります。

13ページをごらんください。

第4項戸籍住民基本台帳費は330万円の増額です。これは共通番号制度に対応するための住民基本台帳システム改修業務委託料の追加でございます。

第7項監査委員費は9,000円の増額です。これは監査委員研修会参加のための資料代の追加をお願いするものであります。

第3款民生費、第1項社会福祉費は434万5,000円の増額です。これは介護保険費として、「小規模多機能介護ホームまつおか本川根」の設備にスプリンクラーを設置するための補助金の追加及び国・県支出金等返還金の増額をお願いするものであります。

14ページ、15ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は694万1,000円の増額です。これは母子保健費として、未熟児養育医療費に係る国庫補助金及び県支出金の返還金の増額と、予防費として、高齢者

肺炎球菌ワクチン接種及び水痘ワクチン接種が定期接種となったことに伴う接種委託料の追加と、これに伴う扶助費の減額と、地域医療推進費としての本川根歯科医院患者用トイレ改修工事請負費の追加と、環境衛生費として本川根斎場着火バーナー故障に伴う修繕料の追加と、飲料水供給施設費として坂京飲料水供給施設取水設備測量設計業務委託料の増額及び坂京飲料水供給施設井戸揚水管洗浄業務委託料の追加をお願いするものであります。

15ページをごらんください。

第2項清掃費は16万5,000円の増額です。これはし尿処理費として、し尿処理施設検討委員会委員報償費の追加をお願いするものであります。

15ページ、16ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は889万6,000円の増額です。これは茶業推進対策費として、結婚記念品としての報償費の増額及び茶共済加入促進のための補助金の追加と、農地費として農道維持管理のための小規模修繕委託料の増額と、農業農村整備事業費として県営中山間地域整備事業費負担金の追加及び制度改正に伴う農地・水・環境保全向上対策事業負担金の増額をお願いするものであります。

16ページをごらんください。

第2項林業費は1,747万1,000円の増額です。これは、林業振興費として昭和54年度に建築した、山村高齢者林産物処理加工施設の老朽化に伴う解体工事請負費の追加と、林道費として林業専用道塩野線改良工事の測量設計業務委託料の増額、林道塚ノ山線開設工事の詳細測量設計業務委託料の増額及び林道河内川線維持工事の工法変更に伴う測量設計業務委託料の追加と、林道塚ノ山線開設工事に伴う水道管移設工事請負費の増額、施業道ヒラト線開設工事請負費の増額及び林道河内川線維持工事の工法変更に伴う工事請負費の減額をお願いするものであります。

17ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋梁費は1,652万2,000円の増額です。これは、道路維持費として徳山・青部間の防犯灯電気料及び同区間の防犯灯設置工事請負費の追加と、道路新設改良費として町道坂京線改良工事に伴う道路概略設計業務委託料の増額、町道田野口線改良工事に伴う用地調査再積算業務委託料の追加及び同工事に伴う街路灯設置詳細設計業務委託料の追加、町道野志本下村線改良工事請負費の増額及び町道高郷田野口線舗装工事請負費の増額、町道野志本下村線改良工事に伴う土地購入費及び同工事に伴う電柱、茶樹補償費の追加をお願いするものであります。

17ページ、18ページをごらんください。

第3項河川費は813万4,000円の増額です。これは、準用河川沢奥沢川改修工事2工区に伴う土地借り上げ料の追加、同工事請負費の追加及び茶樹等の補償費の追加、青部地区排水施設工事請負費の増額をお願いするものであります。

18ページ、19ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は259万2,000円の増額です。これは、消防施設費として第5分団1部元藤川地内の消防詰所移転に向けての用地茶樹抜根処分委託料の追加、第7分団1部ポンプ小屋の屋根修繕工事請負費の追加及び久野脇地区耐震性貯水槽新設に伴う電柱移転補償費の追加、災害対策費として、南部地区の防災行政無線の免許申請手数料に係る印紙代の追加と、同施設開局に伴う電波利用料の追加をお願いするものであります。

19ページをごらんください。

第10款教育費、第2項小学校費は57万3,000円の増額です。これは、中川根第一小学校1階生活科室床改修工事請負費の増額です。

第3項中学校費は90万6,000円の増額です。これは、本川根中学校のPCB廃棄物処理運搬費及び処分費の追加をお願いするものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第9款地方交付税、第1項地方交付税は9,298万6,000円の増額です。これは、本年7月に普通交付税が決定し、本町分は23億9,298万6,000円の交付となりますので、当初予算額との差額分の増額を今回全額計上するものであります。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は1,122万9,000円の増額です。これは、土木費国庫交付金として町道野志本下村線改良工事に伴う道路整備交付金の追加と、総務費国庫補助金として番号制度導入に係る関係システム整備に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加をお願いするものであります。

第14款県支出金、第1項県負担金は6万6,000円の増額です。これは、養育医療に係る母子保健衛生費等県負担金の追加でございます。

8ページをごらんください。

第2項県補助金は402万6,000円の増額です。これは、民生費県補助金として「小規模多機能介護ホームまつおか本川根」の施設へのスプリンクラー設置に係る介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金の追加と、農林水産業費県補助金として制度改正に伴う農地・水・環境保全向上対策事業推進交付金の増額をお願いするものであります。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は3,364万1,000円の減額です。これは、今回の補正において一般財源の調整による財政調整基金繰入金の減額と、健康増進施設耐震補強計画策定に伴う緊急地震対策事業基金繰入金の減額をお願いするものであります。

9ページをごらんください。

第19款諸収入、第5項雑入は687万3,000円の増額です。これは、平成17年4月に解散した旧島田・榛原地区広域市町村圏組合における財産処分が完了したことに伴う清算金の追加をお願いするものであります。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般4ページをごらんください。

健康増進施設の耐震補強計画及び耐震補強工事実施設計・監理業務委託料の追加をお願い

するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従いまして質問をいたします。本来だったら、ただいま町長が提案理由の説明されたぐらいの書いたものを全協で配付していただければ、本当にわかりやすいなど。なかなか言っているのを、読み上げているのを書き取るということはなかなか難しいことですので、ぜひ今後検討していただきたいということを最初をお願いを申し上げまして、質疑に入ります。

まず、歳出のほうからですけれども、11ページの2款1項1目一般管理費の13節委託料で、細節9商標登録出願手続委託料82万9,000円について「オチャッピー」の所有権は全協で町にあるという答弁をいただきましたけれども、申請は誰の名前で行うのかお聞きいたします。

それから、2番目です。12ページ2款2項5目情報政策費の7節賃金、臨時雇賃金363万7,000円について9月5日から3月31日までの120日間を3人分の賃金だという説明がありましたけれども、この3人の人たちの120日間の業務内容、それから勤務状態、月に何日あるいは週に何日、1日何時間、あるいは時給が幾らなのか、そういうことについて説明を求めます。

それから、9月5日からということは、あしたからということですね。もう雇用者を決めているということなのではないでしょうか。公募をしたということもちょっと気がつきませんでしたけれども、どのように決めたのか説明を求めます。

それから、工期が3月2日で4月1日から供用開始という説明が以前ありましたけれども、この臨時雇いの賃金が3月31日までというのも、ちょっとおかしいのではないかなと思います。全協で、こういうテンポで本当に大丈夫かという心配を、太田議員が発言をされました。3月31日までなどというのではなくて、ここを集中的に早く承諾を得なければ、整備事業に取りかかれないのではないかと質問をされましたけれども、それに対して、職員の異動も考えているとの答えがありました。また、職員の協力も得て承諾書の取り付けを早めるなどという説明もあったように記憶していますが、どのようにこの承諾書の取りまとめを早めていく考えかお聞きいたします。

それから、この件で全世帯に無料で設置するという受信端末機に対して、強制加入なのかとか、断ることはできないのか、お金を取られるのか、年寄りが使うことができるのかなどなど、私のところにも電話や出会った人から不安の声がたくさん寄せられています。地区の説明会が既におとといで8回開かれているわけですがけれども、私、今回は1回も行っていませんけれども、出席状況や住民参加者からの質問内容などを教えていただきたいと思います。

それから、この件での最後ですけれども、説明会に出席する説明員が課長、東海ブロード

バンド社の社員1名のほか職員が4人とのことでしたけれども、今回承諾書の取りまとめもあわせてこういう時間外の職員勤務ということでは、時間外手当も必要になるのではないかと思うんですけれども、計上されていませんけれども、正規の勤務時間内で昼間だけ職員にやっていただくというふうに考えているのかどうかお聞きいたします。

次が3点目ですけれども、同じ目の中の13節の委託料で、細節10町内統合宛名システム構築業務委託料150万円を初め、次の税務総務費や戸籍住民基本台帳費でも番号制度に係るシステム改修費として各190万円、330万円が出ていますけれども、全ての国民に対する個人情報の一元化については個人情報の漏えいなど危機感が強く、多額の費用をかける割には行政も住民も利便性や効果が期待できないという意見もあり、多くの識者や国民の人たちが反対や不安の声を上げているものです。全国的に、国民の理解も了解も得られている状況だとは思えませんし、当町でも町民の多くは知らないのではないかと思います。町民や行政にとっての考えられる具体的なメリット、デメリットについて、また危険についてどのように防ぐ考えなのかお聞きいたします。危険というのは、情報漏えいとか成り済ましなどの事件もありますのでお願いいたします。

それから、4点目ですけれども、14ページの4款1項3目予防費13節委託料の細節9高齢者用肺炎球菌ワクチン接種委託料142万5,000円について、当初予算で38万円の計上でしたが、そのときの説明で、5年を経過したら次をやってもいいということで、毎年では副反応が強いということでこういう少ない予算が計上されたという説明だったような記憶があります。今回、増額がかなり大きいわけですけれども、その理由と積算根拠を求めます。

それから、次の14ページ、6目環境衛生の修繕費については、先ほど町長の説明で、本館で最長の着火バーナーの修理だということわかりました。私、全協での説明を多分聞き落したんだと思います。これは取り下げます。

次の、同ページの8目飲料水供給施設13節委託料、細節8施工管理業務委託料83万円についてですけれども、これは次の細節9坂京飲料水供給施設井戸揚水管洗浄業務委託料310万円の施工管理委託料なのかどうかを確認します。そして、この揚水管の洗浄委託は、揚水管の直径ですか、どれくらい何センチあって長さが何メートルのものを洗浄する委託料なのかお聞きいたします。

それから、7番目ですけれども、15ページ4款2項2目し尿処理費、8節報償費の検討委員会委員報償費16万5,000円についてですけれども、7月18日の全協で配付された検討委員会設置要綱の第2条所掌事務には、平成30年度以降のし尿処理の方法などについて検討または審議するものとする書かれていましたけれども、それにもかかわらず、第4条で、委員の任期は平成26年8月1日から12月31日までと、今年度内が任期という余りにも短い任期になっています。これは、この要綱の中で非常に矛盾する記述ではないかと思うんですけれども、理由は何でしょうか。全協での説明では、委員会を非公開で進めるという説明もありました。私は、決まったことだけを議会や町民に知らせるのは、やはり住民が主役の行政とし

ては最も避けるべきことではないかと考えています。交渉事という言葉が何度も飛び交いましたけれども、交渉事だからこそ、私は、住民を味方にしてやっていかなければいけないし、隠さなければならないことというのは、このことにおいては全然ないと思うんです。むしろ、こちらの立場を伝えてしっかりと理解し、当初の建築したときの目的に合わせて協力をお願いする、そういうことをやはり町を挙げてやっていかなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、その点についてお考えをお聞きいたします。

8点目、15ページの6款1項5目茶業推進対策費の19節負担金補助及び交付金の茶共済加入補助金408万円についてですけれども、1点目は茶農家の凍霜害支援策として、個人または農業生産法人などが加入時に支払った掛金の2分の1を補助するものという説明がありましたけれども、この全協での説明では、このとき、以前の全協ですけれども、340ha掛ける3,000円で約1,000万円の半分で500万円を補填するという説明がありました。今回、予算計上で100万円減った理由と、補正予算に計上した額の積算根拠を求めます。

それから、2点目ですけれども、茶農家の方々は、このところ、もう何年も放射能風評被害の前からも凍霜害が続いて減収、減収で苦しめられています。後継者が得られない状況も続いており、耕作放棄地も増え続けています。行政の待ったなしの対応が重要なときなのに、去年は凍霜害農家支援として肥料代や農薬代、支援補助で1,360万円の補正予算が組まれました。ところが、今年はこの3分の1以下の400万円の補助しか上がってきていません。このほかに利子補給がわずかな額ですけれども毎年ありますけれども、金額の問題ではないとは言えども、やはり効果ある補助であるかが重要なのは言うまでもないんですけれども、せめて前年同様の補助支援、効果ある補助支援が行われると思っていたんですけれども、今年度肥料、農薬代への補助がなくなったことについては、やはり農家の方から、そういうものがあれば助かったよというふうな声も聞きますので、やめた理由は何かをお聞きいたします。

すみません、もう1点。通告していませんけれども、思いついた歳入のほうで、交付税の2億円減額の理由について全協で説明があったんですけれども、ちょっと書き取れませんでしたので、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） それでは、順番に答弁をお願いします。総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） まず、先ほどのポンプ車の予算の件ですけれども、予算額は1,900万円でした。大変失礼しました。よろしく申し上げます。

最初に、総務課関連ですけれども、「オチャッピー」の所有権は町にあるということで、申請は誰の名前でやるかということでもありますけれども、この「オチャッピー」ですが、当初産業文化祭のイメージキャラクターとして誕生した、町のいわゆる、ゆるキャラということでもありますけれども、近年町民の方からいろんな「オチャッピー」のものを使いたいというニーズが増えていることなどから、今後町としてのイメージアップのために多くの方に使っていただきたいという思いから、今回、商標登録の申請を行うものであります。商標登録を行うことで、このキャラクターを大いに活用していただきまして、町をPRしていただき

たいというふうに今後考えておりますので、申請はあくまで町長名で行いたいと考えております。具体的には、もしこの補正予算が可決していただいた後に、速やかに申請をしていきたいと考えております。

それから、総務課関連でございますのでもう1点、ほかの課にも関連しますけれども、マイナンバー制に係るシステム構築のことについてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、マイナンバー制度というものは、国民一人一人の方に12桁の番号を割り当てをいたしまして、氏名や住所、生年月日、所得、税金、年金などの個人情報というものをその番号で一元管理をするという、いわゆる共通番号制度のことです。これは、国が全国一斉に2015年度を目標に実施するということでありまして、そういうことで決定された事業でありますので、今の時点でシステム改修を行っていないと、この時期に間に合わないということで今回補正をお願いするものであります。ちなみに、全て経費につきましては国が負担するというものであります。

それから、マイナンバー制度のメリットでございますけれども、これにつきましては納税とか年金、医療などに関する手続が簡素化をされまして、行政サービスの向上が期待をされております。例えば児童手当等の申請につきまして、現在は所得証明とか健康保険証のコピーをそろえて町の担当部署に申請するということが多いんですけれども、この制度が導入されますと窓口でこの個人番号カードを提示することで、書類の記入の町民の方々の負担が軽減されるということになります。これは、役所が所得などの必要な情報をこの個人番号を使って、ほかの機関とか部署との連携で照会ができるということになるものであります。

具体的にいろいろメリットがあるんですけれども、4点ほど申し上げますと、確定申告のときに控除証明書の添付が不要になってくる。それから、いわゆる年金記録問題がありましたけれども、そういう年金記録問題については、年金記録がほかの記録と紐づけされるものですから、こういう年金記録問題などが発生しなくなる。それから、生活保護の不正受給が非常に大きな社会問題となっておりますけれども、こういう生活保護の不正受給につきましても、生活保護の申請にマイナンバー制度が使われるということになりますと、この登録が必須になるということで不正受給がしにくくなる。それから、所得の過少申告が難しくなるため、個人事業主などのやっつけはいけませんけれども、脱税などを未然に防ぐことができるというふうなメリットがございます。

それから、デメリットでありますけれども、議員御指摘のとおり、情報漏えいというのが非常に大きな問題になると思っております。これにつきましては、国のほうでは個人情報を一元的に管理しなくて分散管理をするということにしております。これは、国が一括管理ということではなくて、各自治体とかいろんな組合とか団体それぞれに、情報を個別にまず管理をしていただくということにするということでありまして、ただし、データのバックアップとして、情報をプラットフォームと呼ばれる東西2カ所で管理するということは進めているようであります。

さらに、実際の運用面について個人番号を直接用いず、符合を用いた、ABCとかそういう番号ではなくて符合を用いた情報連携を実施するというほか、情報にアクセスできる人間の制限とか管理を実施するということを、国は申し述べています。それから、罰則関係もいわゆるマイナンバー法、番号法というものでは、不正に情報を漏えいするなどの行為に対しましては、4年以下の懲役または200万円以下の罰金といった罰則が設けられております。

それから、町民の方々への周知でございますけれども、順調に制度が進めば、2015年の秋には各家庭にこうしたナンバーカードが配られて制度が導入されてくるという予定でありますけれども、町民の皆さんに対する広報につきましては、まず国については、本年10月ごろから問い合わせコールセンターの開設が予定されているほか、総務省のホームページ等で広報が予定をされております。本町におきましても、こうした国の情報あるいは制度の内容がはっきりした時点で広報誌、チラシ等で町民の皆様にご周知させていただくことを考えております。

それから、最後に歳入の交付税の減額理由について今通告なしの御質問があったんですけども、私どもでちょっとまとめておりませんので、これも後でまとめてお答えをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、企画の臨時の賃金等の御質問に対してお答えをいたします。まず、業務内容ですけれども電柱に光ケーブルを添架するための地番、地権者の確認、それと添架を承諾していただくための協力依頼等の業務、中継局の新設のための地番、地権者の確認、使用の承諾、伐採等への協力の依頼業務、サービス利用者台帳の作成業務、告知端末機設置同意書兼工事承諾書の回収業務、端末機取り扱い説明会での補助業務などを想定しております。それと、勤務状態、勤務条件ということですが、週40時間以内での勤務を想定しております。

また、時給につきましては、予算措置においては町のほうの基準の中から、単価1,215円を積算基準として予算措置をさせていただきました。実際には雇用契約をする時点で決定することとなります。それと、雇用者が決まっているかということですが、現時点ですからの雇用をする者はありません。退職した職員の方の協力を依頼したいと考えております。

それと、工期のことですけれども、工期が3月20日ということで雇用期間が3月31日はおかしいのではないかとということですが、予算としては年度内の事業としての予算措置で3月31日までの日数を積算をさせていただきます。それと、先に4番目の職員の説明会、職員の異動等ですが、先に承諾書の取りつけを早めるなどの説明の現在の進捗状況ですが、まず職員対象の事業内容の説明会を8月28日に実施をいたしました。その説明会では、9月上旬から10月中旬にかけて各世帯を全職員がパンフレットを配布しながら説明し、告知端末の各世帯への設置への御理解を得るよう努めていく予定となっております。

それと、全世帯に設置する端末機に対してのいろいろな町民の方の不安の声ということですけれども、8月18日の洗富小幡地区から9月2日瀬平地区までの8回で、延べ211人の参加を得ております。質問内容は、大きく言いまして告知端末川根本の利用方法、設置の仕方や料金の御質問、インターネットの速度、使用方法、また料金等の御質問、また高齢者にかかる説明方法の要望等がございました。

あと、最後の説明会に出席する説明員のその時間外手当という御指摘でしたけれども、時間外手当の予算は年間予算として現予算で手当てしてありますので、この事業のための時間外手当としての予算、そういう組み立てはしておりません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） まず、御質問いただきました4款予防費委託料の高齢者用肺炎球菌ワクチン接種委託料、増額補正理由と積算根拠についてお答えいたします。

まず、この高齢者用肺炎球菌ワクチン接種は、国の予防接種法によって今年の平成26年10月1日から定期接種に位置づきます。その関係で、今年度の対象と定められた763人の方に対する委託料になります。ただし、763人の対象のうち、もう既に平成22年度から当町単独でスタートさせておりました任意接種によって104人の方が接種済みでありますので、差し引いた659人の中の接種率を40%で見込んで、263人の方に対する委託料を算出しております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 8目飲料水供給施設費の関係で説明させていただきます。

8 細節施工管理業務委託料と9 細節坂京飲料水供給施設井戸揚水管洗浄業務委託、これは別の事業となります。8 細節の施工管理業務委託料につきましては、同じ坂京飲料水供給施設になりますけれども、新たな水源確保のための坂京飲料水供給施設取水設備測量設計業務、この業務において、電気設備の追加設計が必要となりましたので、増額の補正をお願いするものです。9 細節の坂京飲料水供給施設井戸揚水管洗浄業務、これにつきましては、既存の井戸の洗浄業務を新たをお願いするものです。揚水管の口径につきましては直径25インチ、メートル法にしますと63.5センチ、長さは24メートルとなります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 15ページの6・1・5茶業対策費、19節の負担金補助及び交付金の茶共済加入補助でございますが、全協で説明させていただきました金額に目標の加入率を8割と見込みまして、積算をさせていただきました。茶園の面積が340ha、反歩当たりの掛金が3,000円ということで全体の掛金が1,020万円になりまして、その半分が補助ということで510万円、これに目標の加入率80%を掛けまして、今回の補正額408万円という積算でございます。

2つ目の質問ですが、平成22年度と25年度に全町的に茶の凍霜害が認められまして、大井川農協と協調して肥料や農薬に係る経費の補助を行った経緯があります。本年度におきましても、4月の低温、5月の降雹により強い被害を受けた地区がありましたが、一部の地域、一部のエリアということであったため、昨年度のような支援を見送りました。今年は近年の気象状況を踏まえまして、農業事業者への支援ということで茶の共済への推進とすることになりました。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、それぞれ担当課長から説明をさせていただきましたけれども、特に異動の関係を言及されましたので、お答えさせていただきたいと思います。

中途異動というのは非常に難しく、1人を動かしますと三、四人の職員に影響があるというぐらい大変な判断をしなければいけないということがありますけれども、今回はそれぞれの皆さんからの御提案もありまして、なるべく早い時期に対応するというので今検討し、間もなくそれぞれの異動を命じたいというふうに思っております。

それから、今お茶の関係でありましたけれども、基本的にはいつきの対応をするよりは、将来に所得補償という形で対応ができたほうが安定するのではないかとということで、初めての試みではございますけれども、2分の1という補助をして所得補償を完璧なものにしていく一助になればいいというふうに思って、JA共済等々との話の中で推進をしていく、それが安定する所得補償になるのではないかという思いから、そのような対応をさせていただきました。

それから、し尿の関係の処理の関係ですが、これは私が就任する以前から島田市が増設改修の予定があったようです。それが私どもには引継ぎがなかったんですが、早急な話がありまして、すぐに返事をしろというようなお話がありました。しかしながら、このし尿につきましてはこれまでの経緯も大変微妙なところもございましたし、これからどのような方法で対応するのがいいかというのは、5つぐらいの判断材料があると思っています。こうすれば完璧だということがないものですから、その中では当然ながら負担の関係等々が出てきますし、また今ある施設をどうするか。具体的に言いますと、今川根本町でやっております、し尿の関係、今は島田市と共同ですが、これを単独でやるか共同でやるか、またはこれをなしにして全てをお願いするか等々、私は5種類ぐらいあると思っておりますけれども、その判断をしなければいけないということで、それが早い時期でないと、島田市のほうの総合計画に入らないというようなこともあるものですから、やはり焦っています。その中で、私は今、鈴木議員が申し上げたとおり、多くの町民、また特に地元には迷惑施設ということで過去の経緯は大変厳しいものがあったということも、私自身も経験をしておるものですから、それも踏まえながら対処する必要があるということで、これは金額ばかりではなくて、今後どうしたらいいか、また世の中が変わりまして、多分の話で申しわけないんですが、いろいろし

尿の関係につきましては対応を多く考えておかなければいけないだろうという思いから、やはりこちらの腹を見せるよりは、なるべく慎重に研究しながら対応し結論する。当然ながら議会の皆さんには御相談を申し上げて最終的な判断をしたい。それは早急な話だったんですが、少し延ばしてもらって今年いっぱいには対応をしたいということを私は申し上げたということでございますので、いろんな選択肢があるものですから、少し慎重に、委員の皆さんには今年いっぱいということなものですから、大変委員会等も開催が増えると思います。そのようなことで集約していきたいというように思っておりますので、この件につきましては、そのような理解をいただければありがたいというように思います。

すみません、訂正させていただきます。JA共済と申し上げましたけれども、中部農業共済の間違いで、大変申しわけない。以前はJA共済で通ったものですから、私の過去のあれで申し訳ありません。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 先ほどは失礼しました。普通交付税の2億少しの減額についての理由ということでもありますけれども、これは普通交付税についてはいろんな算定基準があるというのは皆さん御存じのことだと思っておりますけれども、その中で特に大きなものが2つありまして、1つは地域経済雇用対策費、これが算定基準が変わりまして、これが昨年と比較しまして約1億6,000万ここで減っております。それからもう1個、総務費の地域振興費の中のやはりこの算定基準が人口の部分で変わりまして、ここが約5,500万円ほど減っております。この2つを合わせて約2億1,000万ほど減るわけですがけれども、ここが今回2億3,000万ほどの減額となった最大の理由となります。

全国的に見ても、この地域経済雇用対策費というのが全国の平均で前年度比約27.5%減っているというふうな状況で、全国的にこの算定基準が変わって減ったということになっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

最初の「オチャッピー」の申請を町長の名前で行うということで、以前「茶茗館」で鹿ん舞の茶袋をつくったときに、商標登録申請するとき、団体の名前では申請ができないからということで組合長個人の名前で申請しました。組合長個人の名前で申請したところ、そのときには、組合長が代々変わっても引き継ぐんだよという説明だったんですけども、結局解散をして、組合長も組合もなくなった以降は、個人のものになってしまっています、今、その権利が。それで、個人が個人的に袋を販売して、ほかの人が使えないというふうになるんです。まさか、町長がそういうことをされるとは思いませんが、やはりそのところは、ここでそういうことはないと言明をしていただかないと、前例がありますので、まだまだ私の記憶にはありますので、ぜ

ひよろしくお願ひいたします。

それから、情報基盤の臨時雇い賃金の件についてですけれども、8月28日に職員を対象に説明会を行って、9月上旬から10月中旬にかけて全世帯へ職員がパンフなどを持って説明して回る、そして説明だけなんでしょうか、それは。それは、昼間勤務時間内にやるのでしょうか。その点をお聞きいたします。

それから、時間外手当は年間の予算で組んであるので、この事業としては特別計上しないという答弁がありましたけれども、結構時間外が増えるんじゃないでしょうかね。こうやって職員の人たちに全世帯を回ってもらう、勤務内にできることなのかどうかも私はちょっとわかりませんが、時間外にもしするとすれば、それは当然サービス残業は許されないわけだから、法的に認められていませんので、きちんと払わなければいけないことだと思います。そういう点でも協力、理解が得られたということで、ただ働きさせるというのは私は絶対許されないことだと思いますので、その点についてお伺ひいたします。

それから、し尿処理の検討委員会については町長の答弁で本当によくわかりました。いろいろな方法というか、これから選んでいく選択肢があると思いますので、そういうことについても、やはり悔いが残らないように、町民の人たちの知恵もおかりするときはおかりする、そしてきちんと交渉、交渉という、きつい感じで本当に島田市にも理解していただくということが大事なのではないかと思いますので、これは秘密会という言葉はちょっときつくて、全協のとき、どきんとしたんですけれども、町長の説明では、何でもかんでも秘密にするんじゃないよということで、必要なことについてはちょっと待ったがかかるということは理解できますので、その点は了解いたします。

それから、お茶農家への補助が、今回茶共済の補助金2分の1が、掛金の2分の1が計上されて、これは本当に今までなかったことで、よかったと思います。大いに評価できることで、8割しか見なかったというのは何なんだろうなと思いますけれども、ちょっと消極的ではないかと思うんですけれども、むしろそれと、茶共済自体の性格からして、もう本当になかなかその凍霜害などを受けたときの補償が、その前の3年ですか、5年間ですか、あの、平均ということで、ここずっと生産量が、販売量が減っている状況の中では、そこが基準になるとすれば、農家の方々にはちょっと魅力が落ちるものなのかもしれないなど。そういう声を聞いた上での8割なのかなというふうなことも考えましたけれども。私はやっぱり大変な状況、この町が存続というとおかしいかもしれませんが、存続はちゃんとある限りはして、人が住んでいる限りはしていくわけですが、でもお茶をやる人たちがどんどん減って耕作放棄地が増えていけば、全てに影響が及んでくると思うんです。観光だって景観の問題では、お茶のきれいに刈り取った茶畑の景観というのはすばらしいもので、そういうものを守っていくということでは、ちょっとまだ町の支援策、本当に生ぬるい。まだまだ農家の人たちが頑張ろうという気力をつくれるだけには達していないのではないかと思うんです。そういうことでは、やはりまだ行政、財政大変という言葉が使われますかね、使わな

いですよ。大変こういう状況の中で交付税減らされましたけれども、2億円ぐらい。でも、やはり繰越金もまだ3億ぐらい残っていますし、そういう中で、もっともっと積極的にやはり支援策を農家の人たちとしっかり大いに話し合いをして、求められる、待っていること、それから行政として戦略的にこの町に若者を呼び込む方法とか、茶業として。そういうものを早く打ち立てないと、皆さん本当に心配しているんですよ、耕作放棄で荒れた茶畑を見て。だから今回の9月補正でどういうものが出るのかということは、かなりの人が期待していたと思うんですけども、茶共済の補助が出たよということで、ちょっとほっとしたという声も聞きます。ありがたいなという声も聞きます。でも、もっとそれより積極的な補助を考えれば、やはりこの町はいい町だというふうに町民の人たちが元気、勇気を持つと思いますので、ここのところはもっと積極的な対応が欲しかったなと思いますが、今後そういう考えがあるかどうか確認をさせてください。

以上です。お願いします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 一番最初の登録の関係で、私が個人的にどうにかしようなんて話は全然ありませんし、そのようなことも考えてもいなかったということだけお答えをしたいと思います。ですから、個人的に利用するようなことはありません。

それから、お茶の関係、今具体的にお話がありました。これはもう実はこれまでもほとんどの行政、トップの方どなたも、農業を何とかしたい、お茶を何とかしたい、一次産業を何とかしたいという思いはみんな持っていました。しかし、何をやったら突破口が開けるかということにはつながらなかったということがございます。ですので、私は個人的にはやはり所得補償をまずする必要がある、それが一つの安定の材料になるのではないかということで、このような制度を取り入れたということがあります。今言われたように、昨晚もほかの会合でお話を聞きましたけれども、やはりこちらへ来て農業をやりたい人はいるそうです。しかしながら、空き家対策もまだ完璧でない、住居が完璧でないということで、こちらへ見えられないという方が私に話がありました。ですから、今言われたように景観を守ろう、それも大事なんですが、どうしたら守る人がこちらへ来るかということも総合的に考えないと、ある意味、今言われた肥料を少しやって、また幾らかのお金を差し上げて、それでお茶の再生をすることは絶対にあり得ないというふうに感じているわけです。ですから、総合的にお茶をもう少し活発にするにはどうしたらいいか、複合的な施策が必要というふうに考えておりますので、若者の定住も含めてやはりお茶でやりたい方、またこちらへ来て自然環境とともに生活したい方、いろんなパターンの方がおるもんですから、そういう皆さんにもこちらへ来ていただけるような意見等も聞きながら対応する。それにはやはり働くところ、それは農業でも事業所でも結構だと思いますけれども、それと住居、いわゆる空き家対策等も関連してやる必要があると思っておりますのでね。それは具体的に企画、観光等、今までどおりよりは少し一歩前進したような形で進めていきたいということを考えております。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 時間外手当の件でございますけれども、それにつきましては、当然職員の時間外等不足した場合には、人事のことでもありますので、総務課のほうで12月補正等で対応するということになると思います。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） サービス残業などは絶対にしないという、考えているということですね。確認をさせていただきます。

それから、先ほど再質問のところで落としましたけれども、マイナンバー共通番号制について再質問をさせていただきます。これについては総務課長からいろいろメリット、デメリット、デメリットというのは漏えいの問題ということでありましたけれども、それも制度が打ち出されたころよりは、いろいろとやはり批判を受けて改善がされている、取り組みがされているんだけど、それゆえに、さらに複雑なシステムにしていかなければならないというようなことも報道で知りました。そういうことで、町として成り済ましですね、説明書にもありましたけれども、そういうものが見つかるのか、あるいはまた国などからその1つの番号、一人の人の番号について名寄せというか、いろいろな情報を統合して調べられようとしたときに、そういうことを町が気づくことができるんでしょうか。使われようとしたとき。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 現在の時点では、私の口から、その成り済ましの方をどんなふうに見つけるかとかそういうことは、全然判明していないことでもあります。当然それは国のほうでも対処法は考えてくるでしょうし、ちょっと調べましたら、世界を見ますと、もう先進諸国についてはかなり前からこのナンバー制度というか、ID制度を採用している国が結構あります。見ただけでも22カ国ぐらいが既にやっていて、特にお隣の韓国なんかは、もう1968年ごろからこのナンバー制度を採用しているようなところもありますけれども、そうしたいろんな先進諸国の例もありますでしょうけれども、そうしたところでやっぱり内容を見ますと、そうした成り済ましとか情報漏えいとかの問題が非常に多く出て、それに対処しているということが書かれております。当然国のほうでもその辺のことは承知をしていて、いろんな形の事例を見ながら、その対処法について考えていることと思います。そこら辺の全貌が明らかになるのはまだちょっと先のことになると思いますけれども、当然議員御心配のことでもありますので、町としてもそこら辺はしっかりと捉えて対応を考えていきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 1点、確認をさせていただきたいと思います。

企画の課長のほうから、情報端末の説明会ということで8回の開催がされ、218人の多く

の方が参加されている中で、高齢者への説明の方法というものについての質問があったということですが、私の地区においても高齢者が参加して、端末機が非常に小さくて見えないという意見が多々出ております。ですので、老人会等で、その会場に業者の方においでいただいて説明をしていただくことができるかどうか、その辺の確認をお願いしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 今、各地区で「いきいきサロン」等を行っております。そういうときに日程調整をして、要望に応じてその場で実際に触っていただく機会を少しでも多く設定をして、使い勝手がいいようになれていただくよう、やっていく計画でおります。

○議長（中田隆幸君） 再質問はいいですか。

ほかに質疑はありませんか。7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 7番、太田です。

通告なしで申しわけないんですが。

まずお茶の共済の関係ですけれども、町長が言うように、所得補償ということでお茶共済を考えているようですが、所得補助という点でいけば農薬とか肥料を補助するということになると思うんですけれども、前回全協か何かでちょっとお願いしておいたんですけれども、町が半分、400万円出すということですよ。そうすると、加入する方の加入金と、5年間の平均の被害額の8割を補償するということの補償額とのバランスがどうかということを出していただきたいとお願いしておきましたけれども、またさらに出しておいていただいて、どの程度の補償効果が得られるのかということ、具体的に出していただきたいと思うんです。

そのことと、前年まで行われた肥料、農薬への補助関係と、どのように効果が即効的にあるかという点を、今後機会を見て質問をしたいと思いますので、何らかの数字で示していただけたらと思います。

それから、もう1点いいですか。

端末機の説明につきましては、簡単に言うと、梅高、あるいは瀬平でもそうでしょうけれども、この端末を使うならば、NTTの電話はやめてもいいじゃないか、そのほうが安くてもうまくいきそうだなというような、非常に誤解を招くようなケースが結構多いわけです。その辺の誤解とかわかりにくい点を、むしろこの218名の出席の中の意見から吸収して、どのように説明していけば誤解なり勘違いがなくなるかというようなことの勉強会というか、学習会が必要であろうと思うんです。いろんな機会を得て説明会をと言っているんですが、きょうはこの会議ですから全職員が聞いているからあえてお話ししますと、梅高が約120件あって出席したのが20件、あと100件を大体今までの説明会と同じように小1時間かかって、あと100時間か80時間かかるというようなことになると、途方もない時間が全町でかかってくると思います。それは、かなり職員の皆さんに負担を強いるような、あるいはサービス残業で土曜でも日曜でも自分の地区は行かないと留守が多いとか、そういうケースが心配され

ますので、お年寄りの方々に端末の利用方法を理解していただくための、もう少し具体的な、あるいはわかりにくい点の咀嚼、あるいは説明方法をきちっと決めてやっていただいたら効果的ではないかなと思います。そのことができないと、ほとんど使い勝手が悪くて誤解を招くと思います。

もう一つは、裏を返して言うと、これは運営会社がやることですから、営業促進になりかねない側面もあると。いうことは、行政の職員が説明に歩きますから、くれぐれも営業推進にならないように配慮するトークが必要だと思います。

その確認だけ、ちょっと企画課長からお聞きしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほどから説明しておりますけれども、まずは数字的に加入者の数等は今課長のほうから説明をさせますけれども、それが一番大事だろう、それが専門でやっている皆さんにも補償が得られるということで、このようなことをさせていただきましたけれども、今言われたように、所得の補助も必要ではないかという御意見かと思っておりますけれども、当然補助的なものも必要だというふうに考えておりますし、今回の共済の加入によって対策も少し変えなければいけない、またそのような促進もしなければいけないだろうというふうに考えておりますので、今、共済だけで全てが解決するとは思っておりませんので、きめの細かい対応を検討していきたい、また御指導をいただければありがたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 高齢者への説明ですけれども、確かにおっしゃるとおり各会場での出席者、地名の地区は大変多くの方に見えていただいたんですけれども、少ないところがございます。それにつきましては、今度全職員で回るときには各世帯に設置するに当たって、その家の世帯主、家屋の所有者の承諾をいただきたいということで説明をしなくてはならないということが、まず最初になります。それと、機器の内容ですけれども、110番、119番が使えないと、そのことについては誤解のないよう説明は繰り返ししていかなくてはならないと思っております。実際、職員が回ったときの営業云々ですけれども、職員はあくまでも「かわねフォン」のほうの設置で、世帯に情報を伝える伝達の一つの媒体としての「かわねフォン」をぜひ置いていただきたいとのスタイルでの説明で、インターネット云々に入ってくださいとか、今の契約を解除してくださいとかそういうような話は一切できる話ではないので、利用の方法としてパンフレットの中には、インターネットの加入もできます、050サービスへの加入もできますというその紹介はできますけれども、それによって運営事業者の営業に結びつくようなところはしっかり線引きをしなくちゃいけないと考えています。ただ、情報基盤は各世帯にとにかく今回の線を引き込まない限り皆さんにサービスが提供できないので、そのためには、とにかく世帯に引き込むための説明が中心になると、その必要性和機器の利用の方法が主なところになると思っております。何回か、説明会をやってきて

問題点が見えてきますので、工夫を重ねて誤解のないよう進めていきたいと思ひます。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 議員、おっしゃられたように肥料、農薬の支援と茶共済の支援、またここら辺の効果を今後検証していきたいと思ひます。現在の今年の茶共済の申し込みの意向を今とっているわけですが、昨年の54件に対しまして、8月末で140件の加入の意向が来ております。そのほかに、もう少し待ってくれという茶工場がありますので、若干増えるかと思ひますが、このような状況です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 7番、太田です。

先に情報基盤、端末のほうを言ひますと、役場の職員の皆さんで勉強会というか説明会をやったと聞いているんですけども、多分くれぐれも言ひると、職員さんがきょうもこの放送を聞いていると思うんですけども、温度差が非常にあると思うんですけども、受けとめ方が。パンフレットで新しいものが、きれいなものができてきて、それを持って、いわば町でこういうことをやりますよというようなレベルのものと、屋内への引き込みの承諾書、前に言ひた区長会の皆さんにお願いしたようなことを、承諾書をいただくというようなレベルと、端末本体の説明と、3つ大枠ではあると思うんですけども、ほとんどがパンフレットを持ってこういうものを町でやりますのでという軽いレベルの訪問になろうかというふうに感じざるを得ないところが多いと思うんですけども。

非常に重要なのは、家の中での引き込みの承諾書をどうとるかという点についての職員さんの説明の仕方、承諾書のとり方というのは、ほとんど説明会の中ではされていないと聞ひておりますけれども、その辺の目的とか狙い、目標というものがめり張りがきかないような答弁をされていると、うまくいかないよというふうに思ひます。

それから、お茶共済の方はやはり今数字は聞きましたけれども、自園自製の方々が、なかなか書類がそろわずに躊躇される方が多いわけですから、そこら辺と、もう一つは申請する時期が差し迫っていますから、そういうことがあってなかなか思ひようにできませんけれども、50が100件になっても平均の法則で言ひば補償とのバランスは同じことですから、くれぐれもそこら辺を試算していただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 情報基盤の関係です。情報基盤の中での職員の対応ですけれども、職員について、今その住民の方への説明が、引き込みということはちょっと省くんではないかというようなことをおっしゃいましたが、それについても、職員には、承諾を得るといひるのは、そのうちの建物または中に入ったり穴をくぐってそこへ通すという作業が入ってきますので、それについては十分説明をするように伝えておりますので、やっていただけると思ひております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 職員の説明会の席においても、ポイントを絞って大事なところをもう一度示してもらいたいという職員からの要望もありましたので、そのような段階、準備をしているところでございます。

○議長（中田隆幸君） 再質問はありますか。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

一般会計補正予算（第4号）に反対の立場から討論を行います。

先ほど、たくさん質問を、通告をしまして前向きな答弁もたくさんいただきました。引き出すことができました。そういう中で、どうしても納得できない、賛成することができないというのは、共通番号制導入に向けたシステム構築費や改修費、それから機構への負担金として73万6,000円が、国から全額というお答えでしたけれども、全額ではないですけれども、736万円に対して国より672万9,000円の補助が出ているということで、大半が国の費用で行われるということになっていきますけれども、これは前田総務課長は本当に前向きな姿勢、答弁をいつもしてくださって心強いんですけども、ずっといらっしゃるわけではないし、本当に国が目指しているところはそんなに生易しいものではなくて、いずれは民間企業などへの活用も広げていこうということも書かれているという説明も読みましたので、危険性がますます大きくなるなどということ、賛成できないかなと、今ずっと迷ったんですけども、ほかの点での答弁では納得できましたので、納得できたというか、お茶の支援ではちょっとまだ物足りないなところがあったんですけども、そのほかの点ではほぼ了解できましたので、賛成しようか、どうしようかと今ずっと悩んでいたんですけども、やっぱりこれはこの場で賛成をしていたら後々後悔することになるだろうということで、反対をすることにしました。

もともと、この制度は民主党内閣のときに出されたもので、第二次安倍政権でさらに財界からの要求に合わせて、手を加えて使いやすくしようというふうな内容になって提出し直したんですけども、昨年5月24日に可決成立して31日に公布されています。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律案、その他3つの全部で関連4法から成っており、全協で配付された資料の15ページにも番号制度による国民の懸念というのが書かれておりました。単なる懸念ではなくて、どれを見ても、この書かれていたこと

は重大なことだなど、問題だなどと思います。

1つは、一人1番号に統合することで個人のいろいろな情報が容易に照合ができて、追跡や名寄せ、突合による集積、集約などで個人情報外部に漏えいするのではないかという懸念。

そして2つ目は、いわゆる成り済ましなどによる個人番号の不正利用などで、財産その他の被害を負うのではないかという懸念。

そして、3つ目が一番大きな問題です。私は問題だと思うんですけども、国家により個人の様々な情報が個人番号をキーに名寄せと符合されて一元管理されるのではないかという懸念。民主主義社会の根幹を揺るがしかねない重大問題が含まれているということで、弁護士の方や学者の方など多くの方が反対、懸念の声を上げているものです。これに対して、先ほどの課長の答弁、余り概要がはっきりしないので、いずれはっきりしてくれば、それに対する対応もきちんとして、町民を守るためにしっかり行政も対応していきたいという答弁があって、それはそれで本当に立派というか正しいことなんですけれども、でもそういう国の思惑というのはやはりそうではなくて、やはりこの番号を導入することによって、今でもしばしば起きている個人情報の漏えい事件が、より頻繁に、より大規模に起きるといふ先ほどの3つの懸念にあわせても、それが大規模に起きて使われていくようになるということは、誰もが考えれば心配するところだと思います。どのように漏えいや成り済ましなどの事件を防ぐのか、どのように国民の権利を守るのかという点では国も非常に苦慮していて、いろいろなシステムを複雑化している。それが、先ほど課長が言われたように、識別や一元管理ではなく個別管理にするとか、東西2カ所のプラットフォームで管理するとか、符合を用いた、数字ではなくて、ABCとかいう文字ではなくて、ちょっとわからないような符号を用いた管理を考えている、罰則も強化するというふうな、そういうことを国はやるんだと言っていますけれども、これからどうなるかわからないものです。本来の目的は、こういう情報を一元化することによって使いやすく個人の情報を知ることができる、そして民間でもそれを活用できるようにしていこうという安倍政権の思惑のもとに進められているもので、私は何に使われるかということ、医療とか介護サービス、公平な公正なサービスと言いますけれども、今抑制策が出ています。生活保護の申請なども、親類の所得状況まで提出、申請させるという、そういう申請、抑制が強化されています。そういう社会保障と税の一体改革の中で社会保障費を減らして抑えていこう、そして税をしっかりとっていこうということの一環でやられている、このマイナンバー制度。そうすると、マイナンバー制度が用いられれば、課長が言われたように脱税がなくなるのかということ、脱税という形ではどうかわかりませんが、海外の事業、営業で儲けたものとかには、このマイナンバー制は全く適用しない、使わないということですので、全然そこは一番儲かるであろうところの情報というのは正確につかむ保証はないということなんです。

小さい個人業者の人たちが、ちょっとした申告漏れなどは確実に指摘されるであろうし、

それは悪いことではないのかもしれませんが、一方の大きいところをざるにしてしまうということでは、この制度が決して脱税を防ぐ大きな有効なものになるとは言えないもので、行政手続などが簡素化されるということでも、やはり今まで紙に書いていたものを紙で出さなくなるのかというと、そうではないでしょうし、ちょっとした待ち時間が短くなるというぐらいのもので、住民は今後2015年、来年10月に個人への番号が通知され、再来年1月から個人番号の利用が始まるわけですが、顔写真が入った個人番号カードが公布されると、住民は通知カードや個人番号のカードを持って、会社などに自分の個人番号を提示しなければならなくなります。そして、会社は源泉徴収などの書類に個人番号を記載して提出しなければならないということで、会社に個人の番号が行き渡っていくわけです。そして、2017年1月からは、個人番号によって至るところで個人情報と照合する情報提供ネットワークシステムの運用が始まります。共通番号制度の導入により、今でもしばしば起きている個人情報の漏えい事件が、より頻繁に、より大規模に起きることは誰もが考えられることで、どのように漏えいや成り済ましなどの事件を防ぐのかというのは、国でもその方法は打ち出せないでいます。先ほど、課長は先進国22カ国ではもう早くからやっていると、取り入れているということですが、韓国でもイギリスでも早くから取り入れていますけれども、こういう成り済ましなどの事件が頻繁に起きるということで、もうむしろ情報の一元化は止めようと、分散していこうと、そういう形に今とられてきています、いと書いてありました。情報の中に。

ですから、日本はそういうことを事例を見ながらも、財界の要望に沿って、この一情報を、個人情報を利用できるようにしよう、国もまた、もしかしたら集団的自衛権行使容認などで自衛隊に人を入れなければいけない、若者を迎えなければいけない、そういうときの個人情報も得られるようにしようと、そういう思惑もあるのではないかと私は危惧をしています。そのことで、やはり安易にこういう制度改正について議会でも全協で26日に資料が示されただけで、議会で特に議論することはありませんでした。私も資料を読んでいて本当に怖いなと思い、インターネットを開いているいろいろ調べて、今のことを考え、賛成できないと思いました。本当だったら、もっと議会在きちんとしてこういう重大なことについては議論をして、最低でも初日の議会で議決をするなどという、こういう安易な態度をとってはならないものだと思います。そういうことが相変わらず続いている議会で、この重大な問題を含む一般会計補正予算に賛成できないということを明らかにして、反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 11番、小藪でございます。

一般会計の補正予算案に、ただいま反対の意見が述べられましたけれども、マイナンバー制度はいろんな懸念があるかと思えますけれども、これは国の政策の中の問題でございます、今回審議しておる川根本町一般会計補正予算案、教育あるいは農業、情報基盤等々いろんな問題を含んでおります。身近な生活の問題が含まれております一般会計補正予算が、こ

の一国の政策的なもので反対されるというのはいかがなものかと考えます。

それから、こういう問題は先ほどもありましたけれども、情報基盤では特にコマーストークを控えて、役場の職員が言ったから入ったけれども、どうだこうだという状況がないようなことも注意するというような発言もございましたので、それらを含め、一般町民生活のために補正予算案に賛成するものであります。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第44号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第44号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

なお、ここで30分まで休憩をとりたいと思います。

なお、皆様にお願いがございます。先ほど、私がこちらを向いているときに手を挙げた方がいますが、こちらでは見えないときがございますので、手を挙げて議長と言っただければその人を指名できますので、今後は答弁するときも手を挙げてお願いしたいと思います。では、休憩に入ります。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

◇

◎日程第13 議案第45号 平成26年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第13、議案第45号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第45号です。川根本町介護保険事業特別会計補正予算第1号の提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,207万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,217万7,000円としたいものでございます。

これは、前年度の介護保険事業の実績に基づき、国庫支出金、県支出金及び支払基金についての精算に伴う返還金の補正が主なものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の介護4ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項介護サービスは、繰越金の補正に伴う財源更正でございます。

第7款諸支出金、第2項償還金及び還付加算金は3,207万7,000円の増額です。これは、前年度の介護給付費及び地域支援事業分の交付額が所要額に対して超過となった国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ返還するためのものであります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細書の介護3ページをごらんください。

第7款繰入金、第2項積立基金繰入金は190万8,000円の減額です。これは、繰越金の補正に伴う一般財源の調整のための基金の取り崩しの取りやめをお願いするものでございます。

第8款繰越金、第1項繰越金は3,398万5,000円の増額です。これは、平成25年度の決算見込みによる繰越金の増額をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従いまして質問いたします。

4ページの7款2項2目国・県支出金と返還金2,874万7,000円についてですけれども、給付費で国が1,789万4,166円、県の分が902万8,272円の返還、地域支援のほうで、国が121万3,647円、県が60万6,824円の返還という説明が全協でありましたけれども、前年度の給付費が超過したということで、給付費幾らに対してこのような返還になったのか、国・県の負担割合は幾らになっているのか、その点について説明をお願いいたします。

それから、同様に細節7の支払基金への返還金333万5,000円についても、給付費で305万8,848円、地域支援で27万6,918円の返還との説明がありましたけれども、これも支払基金の負担割合はどういうふうになっているのか、この点について説明をお願いします。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、ただいまの鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、給付費に対する負担割合ですが、特養や老健などの施設分と居宅サービスや通所サービスなどの、その他の経費の2種類に分かれて、それぞれ負担割合が異なっております。まず、施設分5億565万円に対する国の負担割合が15%となっております。収入額8,281万6,391円に対して決算額が7,584万7,627円となり、施設費の返還金額が696万8,764円。その他経費分5億3,871万8,000円に対する負担割合が20%となっております。収入額1億1,866万9,130円に対して決算額が1億774万3,728円で、その他経費の返還額が1,092万5,402円。合わせて国への返還金額が1,789万4,166円です。次に、県への返還金ですが、施設分の負担割合は17.5%となっております。収入額9,256万9,000円に対して、決算額が8,848万8,898円となり、返還額が408万102円。その他経費分が負担割合12.5%となっております。収入額7,228万8,000円に対して決算額6,733万9,830円となり、返還額が494万8,170円。県への返還額が合わせて902万8,272円となります。

次に、地域支援の返還金についても、一次予防事業に係る介護予防事業費と包括支援センター等運営のための包括支援事業では、これも負担割合が異なります。

まず、介護予防事業費594万円に対する国の負担割合は25%となっております。収入額169万4,250円、決算額145万5,243円で返還額が23万9,007円。包括的支援事業1,642万3,000円に対する国の負担割合は39.5%となっております。収入額746万1,945円、決算額648万7,305円で、返還額が97万4,640円、合わせて国への返還額が121万3,647円となります。

次に、県への返還金ですが、介護予防事業に対する負担割合は12.5%となっております。収入額84万7,125円、決算額72万7,621円で、返還額が11万9,504円、包括的支援事業に対する負担割合は19.75%となっております。収入額373万972円、決算額324万3,652円で、返還額が48万7,320円、合わせて県への返還額が60万6,824円となります。返還額が大きくなった理由ですけれども、全員協議会でも御説明したとおり、平成24年度の給付費の支払いが不足となり、平成25年度当初に3,523万7,000円の繰上充用をしたこと。また、平成25年度前期の給付費支払額が前年比5%程度の伸び率を示していたために、年度末の給付費不足を起ささないために余裕を持った交付申請を行って、国・県等の交付を受けたものであります。

次に、支払基金への返還金ですが、介護給付費、地域支援事業費とも負担割合は29%となっております。まず、給付費は収入額3億592万6,000円に対し決算額3億286万7,152円、返還額が305万8,848円。次に、地域支援事業費の収入額196万5,000円、決算額168万8,082円、返還額が27万6,918円となります。

以上、お答えいたします。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第45号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第46号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算(第2号)

○議長(中田隆幸君) 日程第14、議案第46号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第46号です。川根本町簡易水道事業特別会計補正予算について提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ433万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,486万2,000円としたものであります。これは、水質検査委託料の減額及び新小長井浄水場設計委託料の増額補正が主なものでございます。

事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の簡水4ページをごらんください。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は528万4,000円の減額です。これは、水質検査委託料について契約実績に伴う減額です。

第2項水道建設費は94万6,000円の増額です。これは、新小長井浄水場設計委託料について再整備計画位置の変更が必要になったことに伴う増額をお願いするものであります。

第4款公債費、第1項公債費は、基金繰入金の減額に伴う財源更正です。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の簡水3ページをごらんください。

第7款繰入金、第2項基金繰入金は433万8,000円の減額です。これは、一般財源の調整のための基金の取り崩しの取りやめをお願いするものであります。

以上、御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従いまして質問をいたします。

歳出のほうの4ページですけれども、2款1項1目水道維持管理費、13節委託料で水質検査委託料が528万4,000円減額になっていることについてですけれども、当初予算額が690万ですので予算に対して75%以上の減額になっています。これは、前年度も同様に予算額780万円に対して580万円、74%の減額をしているものですが、低価格調査で、基準調査で機械を保有しているのでも低価格でできると判断しているという説明がありましたけれども、入札予定価格はこの場合税込みが必要なのか、ポンプ車は要らなかったということですが、税込みで幾らになるのか、通告してありますので回答してください。

それから、専門業者が入札に入るわけですので、普通だったら、どの会社も必要な機械類などは持っていると思うんです。機械類を保有しているのでも低価格でできるということであれば、この町の予算が適正だったのかなというふうなこともちょっと疑問が湧いてきますけれども、また当町独自の特殊な機械を必要とするのかどうか、そういう点も説明をお願いします。

そして、前年より1割は26年度の予算を下げているわけですね。780万円の予算から690万円に下げているので、1割ほど下げているんですけれども、この予算はどのようにして見積もっているのか。簡単でいいですので、およそ状況がわかる程度に説明をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） ただいまの鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

入札予定価格は税込みで680万4,000円です。水質検査は、水道法の規定に基づき実施しております。検査項目に町で独自に指定するものはございません。業務受託業者が、入札金額が発注できる理由として自社内で十分に推挙できる人材、機材を保有しているとしていますのは、検査体制の整備についてこちらのほうに報告しているものでありまして、その中に特別な検査、機器類が整備されているという説明ではないと考えております。

予算額は3社に見積もりを依頼し、その平均で出しております。国で水質検査の業務単価の基準を設けるという話も聞いておりますが、それまでは業者からの見積もりにより予算額を決定することになります。それから、前年度に対して今年と前年度の予算の差ですが、検査項目が25年度は50項目だったんですけれども、今年度は30項目ということで、その

項目数が変わったことにより前年度と今年度の予算が変わっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第46号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第15 認定第1号 平成25年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 認定第2号 平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 認定第3号 平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 認定第4号 平成25年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 認定第5号 平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第20 認定第6号 平成25年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第21 認定第7号 平成25年度川根本町いやしの里診療所事

業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中田隆幸君） 日程第15、認定第1号、平成25年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第21、認定第7号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者兼出納室長、安竹賢治君。

○会計管理者兼出納室長（安竹賢治君） それでは、認定第1号から認定第7号まで一括御説明いたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度川根本町一般会計並びに各特別会計の認定をお願いするものであります。

まず、平成25年度川根本町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

決算書の一般1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款町税は、収入済額13億8,053万5,000円で、前年度対比1億2,209万4,000円、9.7%の増となりました。入湯税は減収となったものの、町民税、固定資産税、町たばこ税の増収によるものです。収入増の要因は、町民税では法人課税分の増、固定資産税では、国有資産長島ダムの評価算定における課税軽減特例期間の終了により交付額が1億円を増加したこと。また、たばこ税は、都道府県と市町村間の税源移譲があったことによるものです。不納欠損額は22万1,000円、収入未済額は6,057万3,000円です。

2 款地方譲与税は、収入済額5,314万1,000円で、前年度対比マイナス272万5,000円、4.88%の減となりました。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税であります。

3 款利子割交付金は、収入済額179万4,000円で、前年度対比マイナス25万9,000円、12.62%の減となりました。

4 款配当割交付金は、収入済額292万7,000円で、前年度対比134万3,000円、84.79%の増となりました。算定基準となる県民税の株式配当割の増が要因です。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額510万7,000円で、前年度対比468万3,000円と大きな増となりました。算定基準となる県民税の株式等譲渡所得の大幅な増が要因となっております。

6 款地方消費税交付金は、収入済額8,427万1,000円で、前年度対比マイナス72万4,000円、0.85%の減となりました。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額1,982万8,000円で、前年度対比マイナス207万3,000円、9.47%の減となりました。

8 款地方特例交付金は、収入済額155万円で、前年度対比マイナス76万8,000円、33.13%の減となりました。

9 款地方交付税は、収入済額29億7,942万7,000円で、前年度対比マイナス3,205万7,000円、1.06%の減となりました。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額138万7,000円で、前年度対比3万5,000円、2.59%の増となりました。

11款分担金及び負担金は、収入済額3,125万4,000円で、前年度対比マイナス674万9,000円、17.76%の減となりました。収入未済額は142万円です。農業費の分担金の減です。

12款使用料及び手数料は、収入済額6,266万1,000円で、前年度対比マイナス4万5,000円、0.07%の減となりました。収入未済額は170万4,000円です。

13款国庫支出金は、収入済額1億7,881万6,000円で、前年度対比マイナス2,189万3,000円、10.91%の減となりました。国庫負担金、国庫補助金及び委託金です。

14款県支出金は、収入済額5億5,327万7,000円で、前年度対比1,463万2,000円、2.72%の増となりました。

15款財産収入は、収入済額3,987万7,000円、前年度対比マイナス983万5,000円、19.78%の減となりました。これは利子及び配当金の減です。

16款寄附金は、収入済額146万1,000円で、前年度対比マイナス31万4,000円、17.7%の減となりました。

17款繰入金は、収入済額4,245万9,000円で、前年度対比マイナス2億5,331万7,000円、85.64%の減となりました。特別会計繰入金、基金繰入金です。24年度に役場総合支所建設基金の廃止による繰り入れがあったため、数字上前年度に比べ、25年では大きな減となったものです。

18款繰越金は、収入済額6億9,962万8,000円で、前年度対比1億8,385万7,000円、35.6%の増となりました。

19款諸収入は、収入済額1億2,504万8,000円で、前年度対比マイナス1,290万7,000円、9.36%の減となりました。受託事業収入及び雑入等の収入であります。収入未済額は193万9,000円です。

20款町債は、収入済額1億4,670万円で、前年度対比マイナス1億480万円、41.67%の減となりました。これは、臨時財政対策債の借り入れを行わなかったことによるものです。

歳入合計収入済額64億1,115万円で、前年度対比マイナス1億2,182万4,000円、1.86%の減となりました。不納欠損額22万1,000円、収入未済額6,563万8,000円です。

次に、歳出を説明いたします。

3ページをごらんください。

1款議会費は、支出済額6,990万9,000円で、前年度対比506万1,000円、7.80%の増となりました。

2款総務費は、支出済額12億8,325万9,000円で、前年度対比3,708万8,000円、2.98%の増となりました。総務管理費、企画費などです。

3款民生費は、支出済額11億2,378万5,000円で、前年度対比2,704万9,000円、2.46%の増となりました。社会福祉費で増となっております。

4款衛生費は、支出済額6億4,100万9,000円で、前年度対比7,850万1,000円、13.95%の増となりました。保健衛生費で増となっています。

5款労働費は、支出済額184万円で、前年度とほぼ同額です。

6款農林水産業費は、支出済額6億5,183万8,000円で、前年度対比1億5,842万3,000円、32.1%の増となりました。農業費、林業費ともに増となっています。

7款商工費は、支出済額2億6,243万3,000円で前年度対比2,372万8,000円、9.94%の増となりました。

8款土木費は、支出済額1億9,662万5,000円で、前年度対比マイナス1,883万8,000円、8.74%の減となりました。道路橋梁費、河川費、住宅費の減が要因となっております。

9款消防費は、支出済額3億3,428万9,000円で、前年度対比マイナス5,313万5,000円、13.71%の減となりました。常備消防費の委託料負担金で減となっております。

10款教育費は、支出済額4億7,832万3,000円で、前年度対比マイナス5,543万2,000円、10.38%の減となりました。保健体育費が減となっております。

11款災害復旧費は、支出済額371万9,000円で、前年度対比マイナス2億1,954万4,000円、98.3%の減となりました。農林水産施設災害復旧費の大幅な減です。

12款公債費は、支出済額7億4,629万6,000円で、前年度対比マイナス2,291万円、2.97%の減となりました。

13款予備費は、支出がありませんでした。

歳出合計57億9,333万1,000円、前年度対比マイナス4,001万5,000円です。0.68%の減となりました。

翌年度繰越額3億1,954万3,000円、不用額は3億1,466万3,000円であります。

歳入歳出差引残額は6億1,781万8,000円であります。

次に、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、概要を御説明いたします。

決算書、国民健康保険事業特別会計決算書1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税は、収入済額1億6,676万6,000円で、前年度対比マイナス571万9,000円、3.32%の減となりました。不納欠損額64万7,000円、収入未済額3,211万9,000円です。

2款使用料及び手数料は、収入済額7万4,000円で、前年度対比マイナス8,000円、10.14%の減となりました。

3款国庫支出金は、収入済額1億8,146万3,000円で、前年度対比1,767万8,000円、10.79%の増となりました。国庫負担金の増であります。

4款療養給付費交付金は、収入済額9,585万5,000円で、前年度対比2,708万3,000円、39.38%の増となりました。

5款前期高齢者交付金は、収入済額2億8,587万8,000円で、前年度対比1,195万4,000円、

4. 36%の増となりました。

6 款県支出金は、収入済額4,918万7,000円で、前年度対比マイナス611万8,000円、11.06%の減となりました。県負担金及び県交付金であります。

7 款共同事業交付金は、収入済額 1 億251万6,000円で、前年度対比2,459万7,000円、31.57%の増となりました。

8 款財産収入は、収入済額 3 万8,000円で、前年度対比1,000円、3.11%の増となりました。

9 款繰入金は、収入済額9,603万7,000円で、前年度対比3,901万2,000円、68.41%の増となりました。一般会計繰入金、基金繰入金です。

10款繰越金は、収入済額6,091万円で、前年度対比マイナス1,445万7,000円、19.18%の減となりました。

11款諸収入は、収入済額159万8,000円で、前年度対比マイナス123万8,000円、43.66%の減となりました。

歳入合計10億4,032万2,000円、前年度対比9,278万4,000円、9.79%の増となりました。不納欠損額64万7,000円、収入未済額3,211万円です。

次に、歳出について御説明いたします。

2 ページをごらんください。

1 款総務費は、支出済額2,174万3,000円で、前年度対比マイナス176万円、7.49%の減となりました。

2 款保険給付費は、支出済額 6 億4,369万3,000円で、前年度対比6,540万2,000円、11.31%の増となりました。

3 款後期高齢者支援金は、支出済額 1 億1,935万3,000円で、前年度対比75万3,000円、0.64%の微増となりました。

4 款前期高齢者納付金は、支出済額11万3,000円で、前年度対比マイナス3,000円、2.18%の減となりました。

5 款老人保健拠出金は、支出済額7,000円で、前年度対比1,000円の減となりました。

6 款介護納付金は、支出済額5,621万2,000円で、前年度対比153万6,000円、2.81%の増となりました。

7 款共同事業拠出金は、支出済額 1 億686万2,000円で、前年度対比1,629万円、17.99%の増となりました。

8 款保健事業費は、支出済額1,129万6,000円で、前年度対比マイナス26万2,000円、2.27%の減となりました。

9 款基金積立金は、3 万8,000円で、前年度対比1,000円の増となりました。

10款公債費は、支出がありませんでした。

11款諸支出金は、支出済額573万3,000円で、前年度対比マイナス353万5,000円、38.15%の減となりました。退職被保険者等返還金の減でございます。

12款予備費は、支出がありませんでした。

歳出合計は9億6,505万円で、前年度対比7,842万円2,000円、8.84%の増となりました。不用額6,945万円であります。

歳入歳出差引残額は7,527万2,000円でございます。

次に、平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計につきまして概要を御説明いたします。

決算書の後期高齢者医療事業特別会計1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額8,278万5,000円で、前年度対比114万円、1.4%の増となりました。収入未済額は174万2,000円です。

2款使用料及び手数料は、収入済額7,000円で、前年度対比1,000円の減となりました。

3款繰入金は、収入済額3,007万3,000円で、前年度対比マイナス38万2,000円、1.26%の減となりました。

4款諸収入は、収入済額3万9,000円で、前年度対比1万9,000円の増となりました。

5款繰越金は、収入済額180万6,000円で、前年度対比34万7,000円、23.83%の増となりました。

歳入合計は1億1,471万1,000円で、前年度対比112万4,000円、0.99%の増となりました。収入未済額は174万2,000円です。

続きまして、歳出です。

2ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億1,442万円で、前年度対比265万円、2.37%の増となりました。

2款諸支出金は、支出済額1万円で、前年度対比1,284円の増となりました。繰出金です。

歳出合計1億1,443万1,000円、前年度対比265万1,000円、2.37%の増となりました。不用額267万円です。

歳入歳出差引残額は28万円であります。

次に、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

決算書、介護保険事業特別会計1ページをごらんください。

歳入からです。

1款保険料は、収入済額1億7,863万1,000円で、前年度対比271万8,000円、1.55%の増となりました。介護保険料であります。不納欠損額はありません。収入未済額は323万2,000円です。

2款使用料及び手数料は、収入済額2万4,000円で、前年度と同額です。手数料であります。

3 款国庫支出金は、収入済額 3 億 2,284 万 8,000 円で、前年度対比 5,885 万 9,000 円、22.3% の増となりました。国庫負担金、国庫補助金ともに増額です。

4 款支払基金交付金は、収入済額 3 億 2,176 万 9,000 円で、前年度対比 3,722 万 1,000 円、13.08% の増となりました。

5 款県支出金は、収入済額 1 億 7,699 万 3,000 円で、前年度対比 2,063 万 5,000 円、13.2% の増となりました。県負担金及び県補助金です。

6 款財産収入は、収入済額 5,000 円で、前年度比 7,000 円の減となりました。

7 款繰入金は、収入済額 1 億 7,026 万 2,000 円で、前年度対比 マイナス 2,797 万 2,000 円、14.11% の減となりました。一般会計繰入金、積立基金繰入金であります。

8 款繰越金はございませんでした。

9 款諸収入は、収入済額 24 万 8,000 円で、前年度対比 6 万 5,000 円、35.6% の増となりました。

歳入合計は 11 億 7,078 万円で、前年度対比 2,752 万 2,000 円、2.41% の増となりました。不納欠損額はございません。収入未済額 323 万 2,000 円です。

続きまして、決算書、介護 2 ページの歳出です。

1 款総務費は、支出済額 3,179 万 4,000 円で、前年度対比 マイナス 622 万 6,000 円、16.38% の減となりました。総務管理費、徴収費、介護認定審査会費等です。

2 款保険給付費は、支出済額 10 億 4,447 万円で、前年度対比 2,389 万 3,000 円、2.34% の増となりました。介護サービス等諸費が主なものです。

3 款財政安定化基金拠出金は、支出はありませんでした。

4 款基金積立金は、支出済額 5,000 円で、前年度比 7,000 円の減となりました。

5 款地域支援事業費は、支出済額 2,241 万 4,000 円で、前年度対比 164 万 6,000 円、7.93% の増となりました。

6 款公債費は、支出はございません。

7 款諸支出金は、支出済額 287 万 4,000 円で、前年度対比 マイナス 9,624 万 3,000 円、97.1% の減となりました。これは、国・県支出金等返還金の大幅な減によるものです。

9 款前年度繰上充用金は、支出済額 3,523 万 6,000 円で、当年度のみ支出でございます。

歳出合計 11 億 3,679 万 4,000 円で、前年度対比 マイナス 4,170 万円、3.54% の減となりました。不用額 4,435 万 9,000 円です。

歳入歳出差引残額は 3,398 万 6,000 円であります。

次に、平成 25 年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書、簡易水道事業特別会計 1 ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金は、収入済額 31 万円で、前年度対比 マイナス 129 万円、80.63% の減となりました。これは、加入負担金の減です。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 1 億1,051万8,000円で、前年度対比マイナス300万円、2.64%の減となりました。収入未済額が1,226万2,000円です。

3 款財産収入は、収入済額 3 万2,000円、前年度対比マイナス44万6,000円、93.24%の減となりました。

4 款繰入金は、収入済額 1 億3,881万6,000円で、前年度対比1,644万円、13.43%の増となりました。一般会計繰入金、基金繰入金でございます。

5 款繰越金は、収入済額554万円で、前年度対比14万5,000円、2.68%の増となりました。

6 款諸収入は、収入済額 1 万8,000円で、前年度とほぼ同額です。これは雑入であります。

7 款町債は、収入済額3,000万円で、前年度はゼロでありました。これは簡易水道施設整備のため、過疎対策事業債及び簡易水道事業債を借り入れしたものでございます。

歳入合計 2 億8,523万4,000円で、前年度対比4,184万9,000円、17.19%の増となりました。収入未済額1,262万2,000円です。

続きまして、歳出、簡易水道決算書 2 ページです。

1 款総務費は、支出済額3,216万5,000円で、前年度対比613万2,000円、23.55%の増となりました。公課金の増です。

2 款水道事業費は、支出済額 1 億2,966万5,000円で、前年度対比5,220万6,000円、67.4%の増となりました。水道建設費の増によるものです。

3 款基金積立金は、支出済額 3 万2,000円で、24年度までは基金積立金は 1 款総務費で計上しておりましたが、25年度から新たに款を設置したものです。

4 款公債費は、支出済額 1 億2,241万5,000円、前年度対比マイナス1,193万9,000円、8.89%の減となりました。

5 款予備費の支出はありませんでした。

6 款諸支出金は、支出済額 7 万5,000円余であります。24年度から25年度に繰り越しされた事業の終了に伴い、工事差金を一般会計へ戻すために繰り出したものです。

歳出合計 2 億8,435万2,000円で、前年度対比4,650万6,000円、19.55%の増となりました。不用額は1,328万2,000円です。

歳入歳出差引残額は88万3,000円です。

次に、平成25年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書、温泉事業特別会計 1 ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款使用料及び手数料は、収入済額383万6,000円で、前年度対比マイナス101万1,000円、20.87%の減となりました。収入未済額が240万6,000円です。

2 款財産収入は、収入済額2,000円で、前年度とほぼ同額です。

3 款繰入金は、収入済額1,967万8,000円で、前年度対比マイナス33万5,000円、1.73%の減となりました。

4 款繰越金は、収入済額19万2,000円で、前年度対比マイナス251万円、92.89%の減となりました。

5 款諸収入は、収入済額105万2,000円で、前年度に対し105万円の増となりました。加入納付金の増によるものです。

歳入合計2,476万1,000円で、前年度対比マイナス213万6,000円、7.94%の減となりました。収入未済額は240万6,000円でございます。

次に、歳出、2 ページです。

1 款総務費は、支出済額893万2,000円で、前年度対比62万7,000円、7.56%の増となりました。

2 款温泉事業費は、支出済額1,570万6,000円で、前年度対比マイナス13万8,000円、0.87%の減となりました。

3 款基金管理費は、支出済額3,000円で、前年度とほぼ同額です。

4 款予備費は、支出がございません。

歳出合計2,464万1,000円で、前年度対比マイナス206万4,000円、7.73%の減となりました。不用額は622万3,000円であります。

歳入歳出差引残額は12万円であります。

次に、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算の概要を御説明いたします。

決算書、いやしの里診療所事業特別会計 1 ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款診療収入は、収入済額2,306万8,000円で、前年度対比729万8,000円、46.28%の増です。外来収入が増となったものであります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 8 万4,000円で、前年度対比 4 万6,000円の増です。文書手数料であります。

3 款繰入金は、収入済額2,225万円で、前年度対比55万円、2.53%の増です。

4 款繰越金は、収入済額 5 万6,000円で、前年度対比 1 万5,000円の増です。

5 款諸収入は、収入済額 1 万9,000円です。

歳入合計4,547万7,000円で、前年度対比792万9,000円、21.12%の増となりました。

次に、歳出、2 ページです。

1 款総務費は、支出済額3,648万2,000円で、前年度対比437万8,000円、13.64%の増となりました。研究、研修費の増によるものです。

2 款医業費は、支出済額894万3,000円で、前年度対比355万5,000円、66%の増となりました。主に医薬材料費、備品購入費の増です。

3 款諸支出金、4 款予備費の支出はありませんでした。

歳出合計4,542万5,000円で、前年度対比793万3,000円、21.16%の増となりました。不用

額は509万9,000円、歳入歳出差引残額5万1,000円であります。

以上、決算の概要について御説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は13時15分からお願いいたします。

休憩 午後 零時 26分

再開 午後 1時 17分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。



○議長（中田隆幸君） 次に、平成25年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告をいただきたく思います。代表監査委員、柳原義六君。

○代表監査委員（柳原義六君） 平成25年度一般会計及び特別会計の決算審査について御報告をいたします。

審査期日は7月23日から29日の5日間で、本町役場第一会議室において、関係課長及び担当者の出席を求め、森監査委員と審査を行いました。

限られた短期間のため、関係者には御負担をおかけいたしました。

審査の報告につきましては、決算審査意見書がお手元にあると思いますが、64ページの総括を御参照いただきたいと思います。64ページの総括でございます。

読ませていただきますが、平成25年度一般会計及び特別会計決算について関係課長及び担当者の出席を求め、慎重に審査を行った。

総合的な意見として3点あります。

1つが、国有資産交付金の償却資産軽減特例、今まで4分の3でございましたが、軽減特例が外され、固定資産税が前年比1億1,500万円増加し、町税が増加しました。今後、この国有資産の償却資産、これ25年度で償却資産が359億円あります。10年後はどうなっているかということ、10年後の平成35年には270億円ということで、償却資産が、これは長島ダムの関係ですが、減価するということで、この10年間で固定資産税が1億2,400万円、この関係だけで減少していきます。将来減少傾向の町税及び国保税、また介護保険料等や使用料、手数料分担金、負担金の収入確保、回収については、より一層万全を期すること。特に、滞納者の中には高額化、長期化しており、時効が懸念され早急な対応が求められております。

また、2つ目には本年度の町債の発行は1億4,700万円、前年が2億5,200万円でありまし

た。元金償還が約6億6,800万円で、町債残高は50億600万と近年減少しております。26年度は情報通信基盤整備計画があり、大型予算編成で町債発行も予定されております。町債発行及び債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と高齢化、人口減少化等将来の動向を見きわめながら、有効かつ適切な運用を期すること。

3点目が、町民ニーズに合った事業や公的施設の見直し、事務の改善合理化・効率化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めること。また、職員一人一人が常に費用対効果を意識した行動や、各事業実施後の精査確認を徹底されたい。

総体的に、平成25年度決算について、実質収支は5億400万であるが、単年度収支は△の1億5,800万であります。この大きな要因は、減債基金へ3億7,100万円積み立てしたためであります。

一般会計、特別会計を含め人件費負担が大きい。25年度一般会計の人件費は11億300万円で、前年比6,000万円と大きく減少いたしました。これは、24年度末の退職者が11名、25年度新採2名、再任2名で7名減少したためであります。人件費は長期的な視野で見ますと減少傾向にありますが、今後、町税交付金、人口の減少、高齢化等、町財政には厳しい予想。職員減少分は臨時職員等で対応されているが、常に人件費コストを意識し、職員の質の向上、行政事務処理の効率化をさらに推進をされたい。

歳入において、滞納繰り越し分を除けば町税をはじめ、使用料等、高い収納率であります。しかし、一般会計、特別会計の収入未済額が1億1,740万3,000円、前年比56万5,000円の減で前年より減少はしましたが、不納欠損額が、これは合計ですが86万8,000円、前年よりも40万9,000円増加しております。回収努力はされておりますが、全体的に税務課依存が目につきます。担当の創意工夫、積極的な取り組みを求めたいと思います。

また、滞納者の内容は長期化、高額化、失踪者等様々であります。税金だけでなく使用料、負担金、保険料等各課にわたっております。これは、町全体の大きな問題であるため、総務課主幹の滞納税料等の回収委員会を設置し、より一層取り組みを強化されるよう検討されたいと思います。

特に、長期滞納者は、時効により税金、使用料等が回収できなくなり、高額な不納欠損処理が発生することも予測されます。特に、各担当者の時効の中断についての勉強も必要であると思われます。事業実施に当たっては、各事業の完遂と経費削減を評価いたします。

今後ますます増大する行政需要、あるいは多様化する町民ニーズに対応するため、現状希薄な各課連携を密にして行政推進を図っていただきたい。今年度事業の翌年度繰越明許、約3億2,000万ありました。特に多かったです。補助事業等の関係もありますが、事業によっては緊急を要するものもありますので、事業年度内に完了するよう努力されたい。

なお、事業実施に当たり、これからも国・県補助金及び町債等、有利な特定財源の確保に努力し、歳入の安定を図られたい。

今後、歳入では税収減、交付税の2町から1町への算定替え等での減収化、人口減少、少

子高齢化も進み、義務的経費、特に扶助費はますます増加することが予想されます。また、各施設のあり方等、行財政改革を含め、今後の財政運営には格段の配慮と積極的な取り組みを求めたい。

結びに、関係者の御協力により、5日間と限られた審査期間に有効な審査ができたことをつけ加えて総括といたします。

なお、財政健全化審査意見書につきましても別冊のとおりで、実質赤字比率、連結赤字比率はそれぞれ黒字、将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源が上回っているため、それぞれ発生はいたしません。実質公債費比率は、過去3年間の平均値であるが6.8%で、前年より0.6ポイント改善されました。要因は、財政規模が増加し公債費は減少したため、早期健全化基準の25%を大きく下回っており、財政は健全であります。

詳細につきましては、お手元の決算意見書、また財政健全化意見書をもってかえさせていただきます。

以上、決算審査の監査意見とさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑は、認定第1号から認定第7号まで全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑はなしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思いをします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託をして審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の任期については、委員会条例第7条第3項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思いをします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しま

した。



◎散 会

○議長（中田隆幸君） お諮りします。

特別委員会開催の都合によって、9月5日から9月18日までの14日間を休会としたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、9月5日から9月18日までの14日間休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時30分

平成26年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成26年9月19日(金) 午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第39号 川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第40号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第41号 川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 認定第 1号 平成25年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 2号 平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 3号 平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 4号 平成25年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 5号 平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 6号 平成25年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 7号 平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 発議第 6号 地震財特法の延長に関する意見書の提出について
- 日程第13 発議第 7号 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出について
- 日程第14 請願第 1号 行政書士法違反書類の川根本町各機関への提出排除に関する請願
- 日程第15 川根本町議会議員派遣の件
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第17 常任委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	中澤莊也君	6番	芹澤廣行君
7番	太田侑孝君	8番	山本信之君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	小藪侃一郎君	12番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	前田修児君
企画課長	山本銀男君	税務課長	長嶋一幸君
福祉課長	鳥本宗幸君	生活健康課長	伊藤千佳子君
産業課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
総合支所長兼 商工観光課長	野崎郁徳君	教育総務課長	藤森敦君
生涯学習課長	山下安男君	会計管理者兼 出納室長	安竹賢治君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員に町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎発言の訂正

○議長（中田隆幸君） 次に、8月12日の平成26年第1回臨時議会における鈴木多津枝議員の議案質疑に対する答弁に誤りがありましたので、町長よりおわびと訂正があります。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆様、おはようございます。

きょうは大変多くの傍聴の皆さんもお見えでございます。そのような中で、冒頭で訂正ということで大変恥ずかしい話なんですけど、事実間違っていたということで、大変申し訳ありませんけれども、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

8月12日に開催されました臨時議会におきまして、議案第37号です。工事請負契約の締結についての質疑におきまして、鈴木議員から質問がありました中国ブロードバンドサービス株式会社の事業所の所在地についての回答におきまして、事務所は「下泉のセントレー」にある旨回答いたしました。しかし、実際は事業所の所在地は広島県の安芸高田市にあり、町内に事業所の設置はありませんでしたので、誤った回答をいたしましたことにつきまして、おわびと訂正をさせていただきたいというものでございます。

なお、中国ブロードバンドサービス株式会社の事務所は、広島県安芸高田市に設置しており、本町に事務所を構えてはおりません。

調査・設計業務は平成26年2月7日から7月31日の期間で実施をいたしました。2月から3月末までの期間は調査業務が主体でしたので、社員が安芸高田市から、月曜日から金曜日の間、基本的には4泊5日の出張により作業を行っておりました。打ち合わせ等は役場会議室を利用し、宿舎等で調査データの取りまとめを行っていたようです。

4月から6月末までの期間は、設計業務に加え、国や県への申請業務が加わりました。特

に申請業務につきましては、東海総合通信局との頻繁なメールのやりとりにより進められましたので、本庁舎1階のミーティングルームを作業スペースとして貸し出し、企画課職員とともに申請業務を進めてまいりました。夜10ごろまでを目途に使用しておりました。この間の宿舎は、夜間に本社との間でインターネットを介して大量の情報のやりとりを行うため、島田市内のウィークリーマンションを借りていたということでございます。

7月は、申請業務は一段落しましたが、電柱申請や道路・河川占用等の業務が中心になっております。本庁舎2階及び文化会館を情報基盤整備事業担当室との打ち合わせ、作業スペースとして使用し、島田市内の宿舎で広島県の事務所と業務の最終調整をしたという状況でございます。

答弁中、数値、経過等につきましては正確に説明できるように確認を徹底したいというふうに思っております。

大変御迷惑をおかけしましたけれども、以上と訂正とさせていただくことをお願いを申し上げます。



◎行政報告

○町長（鈴木敏夫君） それでは、行政報告ですが、9月4日、9月の定例会が初日でございます。

9月5日、大井川鐵道の社長が見えまして、トーマスの関係につきましての評価と、また来年以降のことにつきましてお話を承っております。

それから、9月6日ですが、大井川鐵道のサポーターズクラブが設立されました。これは川根、島田市家山のチャリム21で設立総会ということで、出席をしております。

9月8日は委員会、9日は委員会、それから10日は委員会、決算特別委員会です。9月11日に特別委員会、それから9月12日も委員会がありまして、現場の視察ということでございます。

9月12日には入札を執行しております。

9月13日ですが、本中並びに中中のそれぞれの運動会がございまして、両方出席をしております。

それから、9月18日ですが、国交省の浜松の河川国道事務所の所長さんがお見えになりまして、ここでは防災の関係並びにいろいろの今後の河川事務所の事業の説明等を受けております。

それから本日でございます。

以上です。

◇

◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

9月4日から12日まで決算特別委員会を開催し、平成25年度川根本町一般会計及び各種特別会計決算の認定審査を熱心に御審議していただき、誠にありがとうございました。また、9月11日には午後1時40分から第1常任委員会を開催し、定例会初日に付託された条例制定議案3件について御審議をいただきました。誠にありがとうございました。

これで諸般の報告は終わります。

◇

◎一般質問

○議長（中田隆幸君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、太田侑孝君、根岸英一君、中澤莊也君、小藪侃一郎君、野口直次君、藪田靖邦君、鈴木多津枝君、芹澤廣行君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

7番、太田侑孝君、発言を許します。7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 7番、太田侑孝でございます。本日は、大変多くの皆様に傍聴においていただきまして、誠にありがとうございます。

通告どおり、私は情報基盤整備並びに高齢者への生きがいの創造というタイトルでただいまから一般質問をさせていただきます。

まず情報基盤整備でございますが、昨年の12月議会以来議会の中ではいろいろ質問等、繰り返し答弁も行われてきておりますので、かなり重複するところがあるかと思えますけれども、私としましては、なかなかここ1年の中でよく理解できない点や疑問に思うところがありましたので、あえて進捗状態に合わせて重要な事項を質問させていただきます。

もう既に起工式が終わりまして、工事が始まりますので、進行状態の中であって、今さら何を、済んでしまったことは仕方がないじゃないのということもあるかと思えますけれども、丁寧にお答えいただけたらありがたいと思います。

実は、この情報基盤整備というのは、前町長のときから始まっておりますのは皆様御存じのとおりであります。当然前回反対運動が起こり、それから住民投票条例が否決されたり、あるいはダブルリコールがあったりということで、結局混乱する中で、最終的には住民の意思を確認しようということで、住民へのアンケート調査が行われました。これはまだ記憶に新しいところでございます。

そのアンケートの結果というのは、「必要としない」というのが41.5%、「必要と思う」というのは27.4%、「説明不足でわからない」というのが27.4%という結果になりました。これを受けて事業は白紙撤回されたわけであります。

このアンケート調査というのは、そういう混乱した中で、行政と議会が、これは承知した上で住民の意思を求めたわけでありますので、非常に重大な意思表示であり、行政としても意義のある調査であったという位置づけがあります。

その第1点の質問としまして、町長にお尋ねしたいと思いますが、今回の情報基盤整備事業は、このアンケートの必要とする27.4%がどのぐらい増えているのか、あるいは必要としないという方がどの程度減っているのか、説明によってどの程度よくわかったという人が増えているのかという、この辺の確認をきちっとした検証をした上で事業に取り組むというのが筋であります、基本であると私は思っております。それは、前町長が再選されて続投しても、新しく鈴木町長がなられても、どちらの町長であっても、このことは基本的に同じことだと私は考えております。

住民のための行政のあり方というのは、ここが基本だと思っておりますので、まず第1点はその辺のことをお聞きしたいと思います。ひいては、それでは今回の情報基盤整備事業はどのようにして住民の意思を認識しているのか、合意を得ているのかというところに来ていると思っておりますので、これを含めてお答え願いたいと思っております。つまり住民の合意をどのように得て、どのような手続を経て立ち上がったのかということでございます。

2つ目の質問としましては、鈴木町長は、昨年、御存じのとおり10月に着任したわけでございますけれども、その着任からわずか1カ月足らずで、この情報基盤整備事業を打ち出したわけであります。同時に新しくスタートした議会議員への説明会も始まりました。それから、11月はそういったことで、どんどん進む、話が進行するわけですが、ついに12月には町長は町政懇談会を打ち出しました。これは新人の新町長としては当然住民の皆さんとコミュニケーションをとっているのはあるでしょうけれども、その中心がどうも情報基盤整備の説明会が中心であったのではないかと私は疑っております。

12月議会に情報基盤整備の調査・設計業務委託費4,494万が計上されまして、認められました。説明のたびに町長は、川根本町は整備が遅れていると、国・県の補助金がなくなってしまうと、あるいは町の将来のために最小限の整備をしたいと力説してまいりました。これは、町長選の公約にはなかったことであります。就任以来、急速に急テンポで始まった事業の推進であります。

私が町長にお聞きしたいのは、この事業の必要性は説いてまいりました。しかし、なぜ急発進してこの事業をやらなければならなかったかということをお聞きしたいわけであります。就任して間もないその直前まで役場の中でどのような意見がまとまって、企画の中でどのような方針が決められていたのか。それを受けての発信だったと思っておりますので、役場の中でどのように何が決定されていて、もとの町長、副町長からどのような引き継ぎを受けてこ

れに立ち上がったのかという点をお聞きしたいと思います。これが2つ目の質問でございます。

第3の質問は、工事の請負業者と指名競争入札について伺います。

情報基盤整備の本体工事を行うのが工事請負業者であります。指名競争入札によって京セラコミュニケーションシステムが12億9,384万円で落札して決定いたしております。この事業の調査・設計をしたのは中国ブロードバンドサービスという会社で、京セラコミュニケーションサービスが98%の出資をしている子会社であります。あとの2%は、後から出てきますけれども、ワイコムという会社が2%出資している。親子会社です。京セラコミュニケーションシステムが本体工事をやっていますが、その工事の施工管理を中国ブロードバンドサービスが2,773万5,000円で請け負ってやっています。この情報基盤整備が完成すると、来年4月からは東海ブロードバンドサービスという会社が運営することになります。この会社も関連会社、親子会社であります。

ということで、一連のこの会社は全部深い関連会社、親子会社であります。出資がほとんど全部そろっています。さらに、京セラコミュニケーションシステムの副会長は中国ブロードバンドサービスの取締役の会長であります。中国ブロードバンドサービスの社長は東海ブロードバンドサービスの社長であります。兼務であります。また、この社長はワイコムの社長でもあります。この三つの会社が当町の情報基盤整備事業を請け負って推進すると、そういうように、この3社が密着した串だんご状態で刺さっています、つながっております。談合ではありませんよ、だんごです。

大規模な公共事業、川根本町としては、こういう状態は初めてじゃないかと思えますけれども、設計、施工の分離の原則というのがありますし、社会通念からしても公正な公平な工事請負になるのか、疑問を感じざるを得ないところであります。このことについて答弁していただきたいというふうに思っております。

以上が情報基盤整備の関係であります。全く別のことでございます。既に御案内したとおり、当町では高齢者の生きがいの創造について伺いたいと思えます。

今年の敬老会の対象者というのは、75歳以上の方が2,277人いらっしゃいました。75歳以上になりますと、当然自分の健康上の悩みや心配事も多くなって、ますます行政の思いやりのある福祉政策というのが必要になってまいります。一方では団塊の世代が65歳以上になりつつあります。川根本町では61歳から75歳までが約1,890の方がいらっしゃいます。この方々はまだまだ元気で、一生懸命仕事をしたり、町のために、人のために役立とうということで頑張っております。いわゆるシルバー世代と言える方々であります。

この方々は、景観伐採や草刈り、あるいは樹木の剪定など、地域の環境の保全、あるいはお茶刈りやならし、草取りなどの農業支援も行ってありますし、外出支援も行ってあります。福祉や教育のことまでお手伝いしております。大変住民の皆さんに喜ばれて、身近なところで活動しておりますので、非常に皆さんは喜ばれて、やりがいのある仕事だと思って頑張っ

ています。

まだまだこれからも皆さんに喜ばれるならば頑張っけてやっけていこうという気持ちで燃えておりますが、いかんせん政策的には不足していると思ひます。まだまだこの世代の皆さんに町のために頑張っけていただきたいと思ひますので、ぜひとも生きがひとなるような政策をこの世代の方々につくっけて政策を示してやっけていただきたいというお考えを町長にお聞きしたいところでございます。

わかりやすく言えば、旧本川根で言えば、高齢化を見越して創造と生きがひの湯というのをつくっけております。これが文字通り象徴される目標の創造、生きがひのつくり方でありますので、ぜひその辺について考えをお伺ひし、今後の指針をいただきたいと思ひますので、以上、この辺につきましての質問をよろしく答弁願ひたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） ただいまの太田侑孝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、太田議員の質問に対しましてお答弁をさせていただきます。

今回の光ファイバーと高速無線システムによる高度情報基盤整備事業については、昨年11月14日に、新しく町議会議員になられた方々の勉強会として、それまでの事業経過と町が置かれている現状を説明をさせていただきました。この説明会により、事業の実施について、ほぼ全員の皆様の御理解をいただき、なるべく早く事業に着手するようにとの御意見までいただくことができました。私からも、議員の皆様も町民の皆様にも説明をしていただき、行政と議会が一体となって事業推進に努めていただきたいとお願ひをしたところでございます。

平成25年12月議会では、調査・設計業務委託料を補正予算で承認していただきました。その予算をもって、12月27日に事業整備後の施設の運営とサービス提供業務に係る公募型プロポーザルの実施公告をいたしました。このプロポーザルには、当初4事業者が名乗り出ましたが、最終的に提案書を提出した事業者は1社でありました。1月23日に審査会を実施、1月31日には審査結果通知を送付しました。その経過につきましては、全員協議会で説明するとともに、町のホームページで公開しております。

この1社による審査会の実施については、国の機関である東海総合通信局の御意見もいただき、公募型プロポーザルの実施により競争原理は働いていること、辞退された事業者は、川根本町におけるインターネット等のサービス提供はできないとの判断があると考えられることなどを理由として、提案した事業者1社であろうと、提案された内容が実現可能であるかといった視点で審査会を実施し、最終的にその提案を受け入れると判断したものでございます。

12月下旬からは、町政懇談会の中で一部時間を割きまして、町民の皆様方にこの事業の概要を説明をさせていただきました。大方の町民の皆様方の御理解を得たものと感じております。

平成26年1月には、平成26年度当初予算案をまとめました。その時点では、調査・設計業

務に着手していないことから、概略設計により事業費を積算し、工事請負費15億1,200万円を計上させていただきました。同じ時期に国や県に対しても要望活動を行っております。光エリアと無線エリアを分割した図面を提出をいたしております。

調査・設計業務については、2月7日に着手し始めてまいりました。町政懇談会での御意見や御要望を一部取り入れ、また、光エリアを拡大することが将来の町の発展に必要との判断から、計画当初より光エリアを拡大させ、申請に必要な基本設計を取りまとめました。その結果、当初の見込みより約3億円の事業費の増となり、6月議会におきまして補正予算をお願いしたところでございます。

交付金の申請から入札については、総務省の設計審査を受け、入札に必要な実施設計書を作成し、8月6日に入札を行いました。指名業者につきましては、県内に事業所、営業所を有する12事業所を選定いたしましたが、最終的には2者による入札となりました。その契約については、8月臨時議会にて承認を受けたところであります。9月16日には、起工式もとり行われ、無事事業に着手することができました。

事業の着手から今日に至るまで、議員の皆様にご相談し、重要事項については議決という形で進めさせていただきました。議員の皆様のご理解とご協力により、町の将来に向けて基盤づくりが始まりました。もちろん今後とも、よろしくご協力をお願いいたします。

次に、高齢者の生きがいと創造についてお答えをさせていただきます。

川根本町におきましては、現在高齢化率が44.3%であり、県下一高齢化率が高い町となっております。また、団塊の世代が高齢者となる時期であり、当分の間は高齢者が増加していくものと思われま。

しかし、8月に静岡県が発表した65歳からの平均自立期間を示すお達者度では、女性が21年10カ月で第1位、男性が18年4カ月で第3位と、元気な高齢者が多いことをあらわしております。

元気で長生きするには、太田議員御質問の生きがいが非常に重要であるというふうにご考えております。生きがいは、それぞれ人によって違うものでありますが、ある人は仕事に、ある人は趣味に、またある人はボランティア活動など、様々な生き方があるというふうにご考えております。高齢者の生きがいをつくるのが、元気なお年寄りが増え、医療費や介護給付費の削減に結びつき、地域社会の活性化や元気な明るいまちづくりへとつながるものと思っております。

町の総合計画においても、施策の大綱第1章「ぬくもりとふれあい だれもが健やかに暮らせるふるさとづくり」の項で生きがいづくりの大切さが述べられており、生きがい創造は重要な課題であると認識をしております。そのため、それぞれの担当部署で行っている生きがいづくりに対して、さらに深化させるべく取り組んでいく必要があるというふうにご考えております。これからも対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 最初にアンケートのことをお聞きしたいんですけども、12月の鈴木議員の質問に対して課長のほうは、アンケートはできるように考えたいという答弁をして、それっしです。それをお答えいただきたい。

それからもう1点は、この事業は総務省の情報通信利用環境整備推進交付金という中で補助金を受けて、その中の条件不利地域を含むところへの補助金ということになっておりまして、その補助金要綱の中には、ここに交付金のマニュアルが総務省で出ております。申請前における留意事項としては、超高速ブロードバンドサービスをやる場合には、住民のニーズを把握した上でインフラ整備をなさないと書いてあるんですね、はっきりと。それから、1の需要調査というところで、目的は、超高速ブロードバンドサービスが未提供の地域住民が通信をどの程度望んでいるのかを調査すると、アンケートなさないとことですね。そのサービス内容や利用料金なども住民のニーズを引き出して対応なさると。これは参考になる重要な調査であると、こうあるわけです。この調査をやっているかどうかをお聞きしたい。以上。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、質問がありましたアンケートは調査をしておりません。そのような中で、どうしてこのようなことを進めたかということをお聞きになっていると思いますけれども、基本的には、先ほど太田議員からもお話がありました、町が情報基盤の整備の関係で混乱したという大変不名誉な位置づけにされたということが一つあります。これで、その中には当然ながら若い人が主ですが、どうしても必要だ、また学校の関係の皆さん、それから医療関係の皆さんからも大変な要望があったということもお知らせをしておきたいというふうに思います。

やはりこの町の混乱をおさめるには、当然ながら大問題になったこの問題を解決しなければいけないという、そういう思いから10月から進めたということが基本です。ですから、アンケートというのを、先ほど数字が出ましたけれども、それは設定の仕方によって、アンケートというのは不確実性が出るということも承知しております。その中で大変多くの皆さんからも要望があったということで。

私は要らない人の話を聞こうと思ったわけではないんです。必要な方がどうして必要かということを知って、それに対応するのが行政だという思いから、このようなことを進めたという経緯がございます。

基本的には混乱をおさめて、何とか一つの町にしたいと、そういう思いから、この大きな事業を推進したという経緯がございます。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 町長のおっしゃるのはよくわかるんです、それは。

もう1点は、総務省への申請書類は、必ずこのアンケートがこうであったということが必

要じゃないですか、課長。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 平成21年に基本設計時にアンケートは実施をしております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） そうのことだと私は思っています。5年も6年も近く前のアンケートがこの急テンポで進む情報化時代の中で、そのときのアンケート、住民のニーズ、意識というものがどの程度変化しているかということは非常に重要で、当時はスマホもタブレットも何もない時代、今やLTEが大間でもとれるという時代になって、どのような住民の意識が変化しているのかというニーズと意識の変化を捉えた上で事業というのは展開するというのが基本じゃないですか。町長どうですか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 私が申し上げたいのは、反対する意見を聞くと事業は進められないという原則があります。ですから、当然ながら賛成の方がどのぐらいいるか、また、今後将来に向けたまちづくりに必要か否か、これも非常に重要なところで、やはり多くの皆さんが私どものところへ何とか整備をしてほしいという要望があった中では、当然ながら対応を考える必要があるということで、アンケートの例えば49対51の場合どうするかという問題もあるのも承知しておりますので、当然ながら町をおさめるために、やはり発展させるために推進する必要があるということの判断をしたということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） このことは議事録にも残りますので。総務省への手続き上のことは非常に残ると思います。これだけは認識して、確認しておいていただきたいと思います。

それから冒頭で、町長は修正の答弁をされましたけれども、プロポーザルで選ばれた中国ブロードバンドサービスが下泉にいる、いないという点で鈴木議員が確認されましたけれども、前回の12日には課長のほうからは、京セラコミュニケーションシステムもそこにあつて、名刺もいただいた記憶があるということと、文化会館に中国ブロードバンドサービスがいたということも伺っていますが、その確認をもう一度お願いします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） お答えします。

前回私のほうから間違ったお答えをしたことにつきましては訂正し、改めておわびをいたします。

まず中国ブロードバンドサービスでございますけれども、そちらのほうにつきましては、先ほどの町長からの説明のとおり、島田市内のほうにて作業等を行ってございましたので、事業所はございません。

京セラコミュニケーションにつきましては、事務所として26年に下泉のほうを事務所とし

て名刺をいただいております。26年7月です。

東海ブロードバンドサービスにつきましては、当初から運営事業者が中国ブロードバンドサービスですけれども、川根本町で運営をするときには新しい会社を置くと。その提案のとおり東海ブロードバンドサービスを26年2月7日に名古屋市のほうに置きました。その後、下泉ではなくて、名古屋市が事務所としての所在地でありまして、26年8月5日に千頭を事務所とするという登記を行いました。それで、川根本町に会社を設置したという事実がございます。

京セラコミュニケーションシステムにつきましては、宿舎としては島田市内においての宿舎でございまして、現在は新しい事務所を、そちらのほうの工事事務所のほうは徳山に現場事務所ができましたけれども、こちらのほうで事務をとるところを現在探しておりまして、町のほうでもその対応を図っているところでございます。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） プロポーザルの実施要綱の5番目に、参加資格の（4）に、選定されたときから6カ月以内にサービス提供期間中、川根本町内に会社の本店もしくは事業所を設置する意思のある者であること、こう書いてありますが、これはどのように履行されて、どの会社がどうなったのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 中国ブロードバンドサービスが運営事業者として東海ブロードバンドサービスを置きました。それが運営事業者として手を挙げた会社の履行というふうに捉えております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） はっきりと6カ月以内に住所を構えるというのが誠心誠意、信頼関係じゃないかなと私は思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それにつきましては、事務所の位置が定まらなかったことから、8月5日に千頭のほうに東海ブロードバンドとしての事務所を置いたということで、2月7日に契約をしまして、8月5日に千頭の地に置いたということで、6カ月以内というふうに考えています。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 東海ブロードバンドは、千頭に事務所を構えたと言いますがけれども、これは、あの番地は長島ダムのもとの事務所で改修中なんですね。これは町が無償提供するのか、貸すのか、契約はしているのか。契約もしていないのに登記してしまっているのかと。どういうことなんですか、これは。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 賃貸借の契約はしておりませんが、町のほうでその施設

をお貸しするというお約束をしております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 賃貸料はどんなくあいなんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 賃貸料につきましては、町の規定がありまして、そちらのほうとも計算をしております。また現在、町のほうで茶茗館、音戯の郷等で施設を民間、物販等にお貸ししております。また、休養村として商工会等、千頭の駅前での借りている部屋代等を、その辺との比較をしております。そちらで今見ておりますのは、茶茗館の緑のたまてばこ、また音戯の郷の物販のところは月2万円という基準がございます。町のほうの基準で計算をしますけれども、公共性があるものには低額の貸し付けができるという規定もございますので、まだ決裁はされておられませんけれども、そちらの数字をもって比較をして決定をしたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） そういう契約とか決まっていな段階で、東海ブロードバンドサービスがそのところを登記しているということ、法的に。その辺の認識はどうなんですかね。しかも行政職として。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 川根本町で公募によって、川根本町で町の情報基盤をお借りしてサービスを提供するという町の大きな姿勢のもとに手を挙げていただいた運営事業者でございます。その運営事業者の所在地として、町に事業所を構えていただくということで、ただ契約をしていないからということではなくて、そこをお貸しするというお約束のもとでの登記であると思っております。事務手続上問題があるということは、現時点では認めてはおりません。あくまでも運営事業者としての履行をしたというふうに考えております。

それと、住所の登記については、決裁を終わっております。東海ブロードバンドサービス株式会社の住所登記については、町長決裁を、それは済んでおります。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 議会の全協とか何かではね、一切そういうのはないですね。ただ、その長島ダムの改修工事で一千何百万かかるよというだけの話で、非常に議会、全協、委員会を無視した進行状況であるというふうに思いますが、町長、その辺どうですか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど来いろいろな御意見が出ておりますけれども、その中で、特にアンケートの話がございました。これにつきましては、当然ながら私ども、今、議会軽視という言葉が言われましたけれども、そうではなくて、経過ごとに全協等でも開きまして、経過を説明しているというようなこれまでの流れでございます。ですから、議員の皆さんにも、やはり町民にも説明をしていただくのも必要であったかもしれないけれども、そのように、

やはり町の大きな事業である中では、行政のみでなかなか全てを解決できるというものではないものですから、職員も含め、または町民の皆さんにもお願いしながら、この大事業を推進していくというような方向できたつもりであります。

しかしながら、手続上の問題、全て私が見ているわけではございませんけれども、当然ながら適正に対処しないと、冒頭できょう、訂正の話をしましたけれども、そのようなことが起きてくるというようなことで、慎重には慎重に、やはり正確に物事を対処すべきだというふうなことはもう少し徹底すべきかなというふうな気持ちは今現在持っております。

これから当然ながら、冒頭で申し上げたとおり、正確にお伝えできるように対応をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 一つ京セラコミュニケーションシステムのほうの名刺の問題と下泉の問題は全く不可解で、私も行って調べたんですけども、存在はしないで、兼ね合いの兼務の社員の住居があるということで終わってしまいました。そんなことを確認させていただきました。

次に、入札の関係であります。情報通信分野のところでは、その設計業者と施工業者、グループ企業でも珍しくないというような答弁を課長はしております。同一である場合は問題であると言っていますが、同一であるなんていうことが最初からわかるはずはないんですよ。工事は入札でやりますから。指名競争入札の時点で、指名の時点で総務省、東海総通のほうへ問い合わせをして、中国ブロードバンドサービスと京セラの関係を聞いていると。それで、社名が違う、会社が違うからいいじゃないかという答弁をいただいたんです。

だけど、12社の指名をしているわけです。12社の中で指名時点で中国ブロードバンドサービスと関連のあるところは京セラコミュニケーションシステムしかないわけです。それを意識して東海総通に質問したということは、まだ指名をした時点だけで、どうなって入札がなくなってかわからないのに、特別な計らいをしているということはどういうことなんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 特別な計らいということではなくて、関連会社が入札に参加することは問題はないですかということを東海総通に確認をしたところであります。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） この時点で関連会社がかかるというのは、12社中この1者だけなんです。なぜこの時点でそういう確認をしなければならなかったのか。逆に言えば、この12社中に国交省から営業停止をもらっている会社がある。そこを指名しているんですね。そのことはなぜそちらへ確認しないんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 工事の発注に際しましては、先ほどから議員がおっしゃるとおり、

公平公正な執行を町として行いたいという発注者の当然の責任がございます。その中で関連会社が入札に参加できるかどうか、指名できるかどうかの確認を行った、それが京セラコミュニケーションシステムという会社であったということでございます。

特別な配慮云々ではなくて、公正公平な入札に対しての確認でございまして、配慮をしたとかそういうことではございません。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） ですから、副町長が中心になって審査委員会を設けられて、競争指名の指名業者を選んでいるわけです。だから、同じその答弁では間に合わないんですよ。12社の中に、違う会社がそういう指名停止をもらって営業できない状態にあるところを指名している。それに気づかずに、そちらのほうばかり気遣って、東海総通に尋ねる。片手落ちでおかしいと思いませんか。どうですか、副町長、この指名のときに12社に入れてしまっているんですよ。どうですか。

○議長（中田隆幸君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 指名委員会の委員長をしておりますが、その前に、副町長としての稟議の決裁をしております。その時点で、その書類は目を通しております。そのときに、私自身も太田議員がおっしゃる疑問を持っています。それについては、今、課長が言ったように、公平にやるためにははっきりした形で指名をしていきたい、そんなことで担当と話をして、そして国のほうに指導を伺おうということで、その指導を伺って、その結果が今の状況でございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） その指名停止を知っていて指名しても、知らなくて指名しても、事の責任は非常に私は重いと思うんですよ。どうですか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの御質問ですけれども、その指名停止を受けた業者さん、確かにあったというのを聞いておりますけれども、その時点で財政室と確認をしまして、この入札に対しての指名は問題ないというふうな判断をして指名をさせていただいたものであります。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） それは指名委員会の運営にも問題があると思うんですが、一つには、指名競争入札のこの町の規定、規定があると思うんですが、それに合わせた運用をしているんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（中田隆幸君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） それについては抵触していないという判断で行いました。

以上です。

- 議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。
- 7番（太田侑孝君） 冒頭で申し上げたんですが、川根本町にとっては大変な大事業でありますし、規模も大きいです。川根本町のその規定は陳腐化して古いじゃないですか。どこかで静岡県の入札規定を見て、準じて行う、特に指名競争入札。そういうところがないものだから、冒頭の親子会社、串だんごの会社の入札ということを私は言っているわけなんです。その辺の厳しさが私は欠けていると思いますが、どうですか、町長。
- 議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。
- 町長（鈴木敏夫君） 今それで問題が特別あるというふうには思っておりませんが、やはり今の時代に合ったような形の対応は検討する必要があるというふうに思います。ですから、どういう方法がいいということも御指示、御教示いただければ、対応をしていくということになるかと思えます。やはり検討する、時代の変化とともに対応する必要があるというふうな感じは持っております。
- 議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。
- 7番（太田侑孝君） ちょっと話を変えますけれども、総務省の出しているブロードバンド整備の名称で、先ほど川根本町の名称を言いましたけれども、この第3章、72ページになりますけれども、条件不利地域等におけるブロードバンド整備方式、施設の施工方式として、施工に着手する際、調査・設計、施工、監理については運営業者に一体的に行わせることに十分な合理性があると考えられますけれども、施工についてはですよ、施工については実施設計書があれば運営事業者でなくても行うことが可能な場合が多く、原則として入札により施工業者を選定することが適法ですと、こういう総務省の指導マニュアルがあるんですよ。これ読んでいますか。
- 議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。
- 企画課長（山本銀男君） はい。ですから、入札、指名競争入札を行って工事会社を決定したという手続を踏ませていただきました。
- 議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。
- 7番（太田侑孝君） 次に入ります。

この12社には、この工事のための仕様書を配付して、このような形でどうか見積もりをして入札に出てくださいと、こうやってあるわけですね、仕様書。この仕様書については、私も調べたんですけども、特記仕様書ですね、4ページから5ページに、材料及び機器のところ32の機材が載っています。装置名、認定品の形式であります。この中は、ワイコム製品、京セラコミュニケーションの製品、大電という会社の製品、日立の製品、この4社だけなんです。その上の表題の中に、相当品の採用を不可とすると。相当品というのは類似、等しいもの、他社のものは使ってはいけませんよと。つまりこの32品、仕様書に書いてある指定品しか使ってはいけませんよと。しかもこれは京セラグループで全部関連して握っている機材でありまして、京セラグループの今度の情報基盤整備のシステムを構築するための機材

がぴしつとはまっているわけです。他社のものは、パナソニックも東芝もどこも使うことはできないわけです。限定されているわけです。しかも、他の11社がこれを買おうとすれば、当然そんなに安く買えるわけではないわけです。

つまり、もう既にここで限定された仕様書になっている。競争誘導型仕様書になっているんですよ。それについてどういう認識で副町長、いらっしゃいますか。

○議長（中田隆幸君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） この高度情報基盤整備というのは、機器的にも精密な機器がたくさんあります。そういう機器の中でその特徴というのは、そのおのおののメーカーによって確立されているものが多いと考えております。ですから、同等品、またはその同等品でないと使えないと、その全体的に取りまとめについては不可能であろうということからの仕様書でございます。

ですから、それを入札で落札させていただく方については、その製品を買って、そしてやっていただくと。不可能ではないと思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） これはですね、私ももと勤めた会社の電波関係とか中継局という関係があって、静岡電気をはじめ同業者がいっぱいいるんです。これ見せたらですね、「大体全体の見積もりの半分、8億だよ、太田さん」と言っているんですよ。ここの部分が他社の製品を使って格安に同類のものを使えなければ、競争入札という原則は成り立たないんですよ。あとの半分の8億ぐらいは人件費なんですね、ほとんどが。これは削ることは不可能なんですよ。そここのところにこの指名競争入札の限定された無理な、誘導型と私は言いますけれども、そういう形がとられていることが非常に不可思議で不可解であります。どうでしょうか、その辺は。

○議長（中田隆幸君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） それについて、入札をやった結果、2者が入札を行ったわけですね。ですから、可能性はあるという判断です。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 次の質問をします。

9月4日提出の一般会計補正予算も関連してくるんですが、その前に、この説明の中で臨時雇い賃金363万7,000円、3人分で計上してありますね。これはどういう用途でどのように使うかということ課長、確認したいと思います。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 現在運営を始める前に当たっての利用者の台帳、また電柱等の所有者の許可をいただくための調査等にその人たちを入れていただいて来年4月1日のサービ

ス提供に間に合うように業務をお願いすることとしております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） そういうことだとまずいんですよ。特記仕様書の3ページ、工事の範囲というところに、自営柱、または既設共架柱、これは地権者の交渉と承諾と両方ある。工事請負業者がやるというふうに規定されています。それを363万7,000円で3人雇って、行政側でそれを代行するという事なんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 現在、公図及び土地台帳等の照合作業をお願いするという事でやる形となります。その人たちを臨時としてお願いをすることとなります。当然、町としても工事に当たっての事前に所有者との了解を得た上でないと工事が進みませんので、その部分については町として臨時雇用の方にまず事前の調査をお願いして、図面等に落とすという作業はやっていくということで考えております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） いやいや、そのNTTの電柱でも中電の電柱でも橋でもですね、大鉄でも、その道路の電柱をどうするかという申請書をあらかじめもう施工業者が申請書をつくっているわけですよ。それに基づいてどこの柱の地権者のところへ行って承諾書をもらって、光ファイバーをかけるんだよということですから、それは町がやる仕事ではないでしょう。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） どこの電柱を使うか、それについて中部電力等に申請業務は行っておりますけれども、所有者への対応は行っておりませんので、所有者の確認は町で行うということをお願いをしているところです。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 一遍に、もう時間がないですから、続けてできませんが、そういうことで大変な矛盾を抱えております。

次に、J-A L E R Tについて伺います。

今回の情報基盤の中には、この仕様書には最初からこのJ-A L E R Tが入っていないですよ。どうしてですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） J-A L E R Tの接続は期限内、3月までの接続、非常に技術的に難しい面があるということで、当初設計には入れてございません。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 京セラコミュニケーションシステムにしてみれば、そんな難しい話じゃないんですよ。これはオプションとして、接点監視放送システム、サーバーをくっつけばできるということですから、当然それは最初から織り込んで、防災同報無線ですよ、同報無線の頭に防災がくっついているんです。しかもアピールしているのは、町民の防災で、生

命、財産を守るというときに、国が指定するですよ、このJ-A L E R Tは。

いいですか。弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震情報、これね、時間に関係なく人工衛星を用いて国が送信して、市町村の同報系の防災行政無線を自動起動するようになっているんですよ。自然に流れるんです。だから、ぱっとこれは住民にわかる。

そのJ-A L E R Tが原稿をつくって音声を変えてやらなければならないというふうにやっているんですよ。そんなことでは間に合わないし、最初からこのクリアするのが基本中の基本なんですよ。どうですか、これ。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） J-A L E R T等につきましても、現在同報無線とアナログ波を全てデジタル波にするという中で、当然考えなくてはいけないことですがけれども、全国にも国のほうで試験をしたときに、うまくつながらなかったという市町村があったことも承知しております。その中で、安芸高田市においても同時には接続できなかったという、そういう事実も踏まえまして、技術的な面をクリアするために、当初には入れることができなかったということです。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） いやいや、その安芸高田市が大問題なんですよ、今の広島のと砂災害で。いいですか、だからこれ聞いているんですよ。そんな言いわけの答弁じゃ困るんですよ。どのぐらい行政が腹を据えてこれに取り組んでいるかということをお聞きしたいものですから言っているんです、あえて。

しかも、これJ-A L E R Tをつけるには1年ぐらいかかってしまうでしょう、また別の予算で、別工事で。その間、今のアナログで対応するのかどうかと、その辺はどうなんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 現在の町の新しい告知端末機による住民への防災情報は、今のアナログによる戸別受信機の機能を町の告知端末機が全て引き継いだ後に撤去するというところでやっております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） その撤去するときまでは現状でいくわけですね、同報無線は。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） はい。両方が混在するということはどうしても時間的には存在します。あります。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） それまでの現状の同報無線の保守管理はどこがやるんですか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 防災行政無線につきましてもは総務課の管理ですがけれども、当然、

町、総務課を中心に町が行っていくこととなります。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 私が聞いているのはそんなね、やるという、そんなレベルの話じゃないですよ。NECがやっているでしょう、保守管理、契約しているでしょう、こっちの南側。それが継続するのかどうかという、そこら辺のことを聞きたいんですよ。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修兎君。

○総務課長（前田修兎君） そこは今のアナログの防災行政無線が存在する以上は、契約は当然継承していくということだと思います。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） というところです。大体わかってくると思うんですが。そこで、今度のこの設備は、端末は電池が入っているけれども、停電するととまってしまうんですよ、これ。それで安芸高田市も困ってしまったんですよ。だから、停電対応策がとられていないんです、ね、課長。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 端末機及びONUにつきましては、その端末機については4時間の停電時に使えるバッテリー機能がございます。また、ONUという機器につきましては、当初はついていなかったんですけども、そういう危惧を感じまして、総務省と現在連絡をとって蓄電機能をつけるということで話をしております。また、それは補助申請の変更等で対応していくということで考えております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 別の問題。もう時間がないので、とめてもらえればありがたいんですが。

町長は、就任するまで知らなかった。それまでの議会では質問がほとんど出ていない、情報基盤整備は。ところが25年度で、この前、決算審査をやったときに、情報基盤整備で18万4,000円の視察研修費が計上されている。これが5月末に執行されていると書いてある。誰がどこへ何の目的で、どこの紹介で視察研修へ行ったかお答えください。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 出張に行ったのは当時の情報担当の山田室長であります。四国のほうに出て、四国の町のほうに、その情報環境の視察研究に出向いております。細かい日時についてはちょっと今手元にございませんで、詳しくは述べられませんが、山田のほうが出ております。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） これはあえて質問させてもらったんです、この前の決算審査で出たから。非常にね、当初予算で組んでいるから、その前の12月からこれはやっているわけですよ、視察研修と。それで5月に行っている。それで、高知県大川村なんていうのは、山の中の山

の中で、高知市から70kmぐらい入ってる。ここは国交省の光ファイバーの1芯を借りて、無線で飛ばかしてる。人口400人ちょっと、240世帯ぐらいね。小規模。ここで言う元藤川ぐらいのもんだよ。そこへわざわざ視察研修で行く目的。どこの方と、どの会社の方と道案内人があってここへ行ったのか。それをお答えいただきたいんですよ。ここにつながりが出てくるんです。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） すみません、現地での案内をした人は、ちょっと今、私のほうにありませんので、確認をさせてください。

なぜそこに行ったのか、それは無線によって情報基盤整備が行われているという、そういう地域を見に行くという確認でございます。

○議長（中田隆幸君） 7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 本件は後で詳しく報告してください。三、四人で行っているはずですが、しかもここは京セラコミュニケーションの端末が入っているわけですから、そこからこの経過が始まっていますから、お願いします。

時間がないのであれですが、副町長にお尋ねします。

シルバー人材センターの関係で補助金をとまっています。国のほうはもうおりてきています。副町長のところでとまっているということで、大変行政手続条例に抵触する、非常に重大な問題だと私は思っています。申請書類の受理から事務処理の期間、もうとっくに過ぎているわけです。だから、言われたから出すという問題ではなくて、なぜこれがおりにないのか。そして、その理由のために、解決のためにどのような協議をし、相談をしたのか。その理由をお答え願いたい。

○議長（中田隆幸君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） お答えします。

シルバー人材の補助金については、これは今まで使っている要綱、それに合わせてやっております。その要綱の規定について、この金額では安かろうというお話はいただきました。そのためにですね、シルバー人材センターの決算、そして並びにどういう形でその収入額が利用されているかということも私なりに調べさせていただきました。結果、特に補助金を上げるまでには至らないだろうと、そういう判断は今でございます。まだ詰める部分が少しありますが、補助事業の申請並びに金額の部分払いですね、それについては執行しております。ですから、その部分についての最終決断は、今後内容をもう一度精査して結論を出していきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 許された質問時間が30分を過ぎましたので、ここまでにしたいと思います。

これで太田侑孝君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を10分間とりたいと思います。10時20分から再開いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時20分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

4番、根岸英一君、発言を許します。4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 4番、根岸英一です。よろしく申し上げます。

先日、各地区におきまして敬老会が開催されたところであります。当町の80歳以上の慶寿者は1,597名とのことでした。徳山区においても97名の慶寿者を招待し、盛大に開催をされました。皆さん高齢にもかかわらず、大変お元気な姿が印象的でありました。県が独自に算出している県内市町別のお達者度で、川根本町女性が1位、男性が3位、この順位に対しても本当に納得するところでありました。

一般質問通告書に従い、高齢者の在宅福祉サービス支援について2点質問させていただきます。

現在、川根本町の高齢化率は44.3%となり、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加しております。また、認知症や病弱な方も増えており、一層の福祉サービスの支援が必要となっております。

1点目の質問です。高齢者のみの世帯、病弱的な独居世帯への安否の確認を兼ねた声かけ訪問、これの実施について伺います。

徳山区において、昨年11月から今年の4月までの6カ月間、3件の孤独死がありました。いずれも警察による検視も行われております。また、数年前には私の両隣で2件の孤独死がありました。いずれの場合もひとり暮らし世帯であり、80代の高齢者が3名、60代の病弱的な人が2名ということでした。

行政においては、オレンジレスキュー、緊急通報システム、高齢者見守りネットワーク等、高齢者施策に取り組んでおりますが、さらに孤独死防止に向けて、選定された特別な世帯へ、おはよう、こんにちは、体調はいかがですかといったような声かけ訪問を安否確認のためにも毎日実践することが必要であると考えます。町の考え、対策について伺います。

2点目は、車に乗れないと移動手段がなく、買い物等に不便を来している高齢者世帯への生活用品の配送について伺います。

町内の一部商店では、電話による注文を受け、商品の配送サービスをしておりますが、範囲が限られ、商店から離れた山の手や遠方までは対応ができかねております。ママ宅においても100世帯ほどの配食サービスが主体でありまして、買い物支援用は少ないとのことでした。

16年前になりますが、平成10年から、郵便局が民営化となる平成19年9月までの9年間、郵便局施策として過疎地域における高齢者の在宅福祉サービス支援、ひまわりサービスというのを実施いたしております。中川根郵便局、役場福祉課、社会福祉協議会、商工会、それに協力店が中川根生活サポート協議会を設立し、70歳以上の独居世帯、夫婦だけの世帯を対象とし、備えつけの福祉はがきや電話で生活用品の注文を受けたときに、協力店へ連絡し、郵便局の小包で配達するという仕組みでした。これは旧本川根町でも、千頭郵便局も実施していると思います。これを利用する世帯は年に数件程度で、当時は余りございませんでした。

現在は高齢化が一段と進み、15年、16年前とは状況が違います。商店も大変苦しい中での配送サービスをしております。5年後、10年後を見据えた生活用品の配送支援が必要であると考えます。町の考えをお聞かせください。

以上2点について、町長へ質問をいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの根岸英一君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、根岸議員の質問にお答えをさせていただきます。

最初に、町の高齢者世帯の状況ですが、本年4月1日現在ひとり暮らし世帯数が514世帯、高齢者のみの世帯が525世帯ございます。議員の御質問の高齢者宅への訪問についてですが、現在、町では住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として地域包括支援センターを福祉課内に設置をしております。

現在、地域包括支援センターで把握し、定期的な訪問を実施している高齢者のみ、または病弱的な独居高齢者世帯は243世帯で、平成25年度の延べ訪問件数は2,412件でございました。本年度は、4月から8月までの5カ月間で1,031件の訪問を実施しています。訪問件数は増加傾向にありますが、引き続き積極的に取り組んでいく所存であります。

また、ひとり暮らし等の高齢者の急病や事故等の緊急事態に対応するためのシステムとして、緊急通報システムがございます。これは、緊急通報装置を利用者宅に設置し、緊急の場合に協力者等へ通報し援助を仰ぐもので、本年4月1日現在の利用は107世帯あります。また本年度は、人の動きを感知するセンサー型の通報装置を試験的に導入する予定であります。

今後も、各地区にいらっしゃる民生委員を中心とした見守りや高齢者見守りネットワーク体制の充実を図り、きめ細かい高齢者福祉サービスを進めてまいります。

次に高齢者世帯への生活用品の配送についての御質問ですが、現在、町では交通手段等のない交通弱者の方へサービスとして、役場や金融機関等への手続時や買い物等の利用に使える外出支援事業やデマンド型のお出かけ号の運行を行っております。現在、平成25年度は外出支援事業が393人、お出かけ号が7,013人の利用がございました。

生活用品等の配送に関しては、現在、介護保険サービスとしての生活援助による買い物や高齢者宅配サービス、ママ宅による宅配サービスが利用できますが、今後もより積極的な広

報を努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 配送支援のほうでひまわりサービスというのが出てきましたけれども、この声かけ支援のほうでも、ひまわりサービスの中に声かけ支援も入っておりました。当時、旧中川根におきましては、70歳以上の独居世帯、夫婦だけの世帯140世帯へ、郵便配達時に「お元気ですか」等の声かけを実施してきました。これは手紙があるときだけそのお宅へ寄って実施したわけですが、それから2年ほど経過して、平成13年7月から、役場の福祉課、社会福祉協議会、民生委員と協議をしまして、これは当初私のほうの考えで独自に始めたことですが、その中で、病弱な人、ひとり暮らしの高齢者、発作、心臓病等持病のある人など24世帯を特別な世帯として、これを選定していただき、この24世帯については、手紙がなくても毎日声をかけて、「お元気ですか」「こんにちは」「調子はいかがでしょうか」、この系統の声をかけて、そして実施をしてみました。

これは、郵便局が毎日配達業務があるということのできることでできることなんですけれども、それ以外に今後こういうことをやっていただくんだったら、牛乳屋さんとか新聞屋さんとか、それにほとんど毎日あちこちを仕事等で回っている方、郵便局も含めてなんですけれども。郵便局は民営化以降、今まで役場とのいろいろ提携してやってきたことを全てなしとしましてしまったのでね、今後どうなるかわかりませんが、そういった人たちをお願いして、毎日特別な世帯、この方たちに毎日声かけ、それをすることができるかどうか、やってほしいんですけれども。でないと、いざというときには、月に1回やろうが、毎日やろうが、なかなかそういう遭遇することはございませんから。やはり毎日やることによって意味があると。川根本町すごいなということになると思います。これだけ福祉に力を入れていると。そういった意味で毎日やってくれることを、特別な世帯、できるかどうか町長に伺います。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 根岸議員の御質問にお答えいたします。

本当に当町におきましては高齢化率が44.3%ということで、県下一の高齢化率ということで、高齢者の方が非常に多いということは、行政、住民の方も御承知のことだと思います。そんな中で高齢者、病弱な方の見守りサービス、毎日行ってはという御意見でございます。

そういうこともしたいわけですが、職員の数、福祉課の福祉担当の職員等のことを考えますと、なかなか職員が毎日声かけに回るということは難しいことであるというふうに考えております。

それに代わる手段としまして、議員の御質問にもございました高齢者等見守りネットワーク推進事業というのがございます。これは新聞店さん、それからガス会社さん等、また中部電力さん等、各家庭を回る機会の多い事業所さんでございますけれども、特に新聞店さんなどは毎日の新聞の配達がございます。そのようなときに、新聞が何日間かたまっているとか、

何かテレビがつけっぱなしになって大きい声になっているとか、異常を感じた場合には町の地域包括支援センターのほうに連絡が来るようなシステムになってございます。そういう高齢者見守りネットワークをますますこれから推進をしていきたいというふうに考えております。

また、緊急通報システム、特にそういう、4月1日現在107世帯でございます。町長の答弁にもございましたけれども、急に倒れた方だと、本当に通報のボタンを押せなくなってしまう可能性もございます。そういうことも防ぐために、本年度、人の動きを感知するセンサー型、人がある程度の期間動かなくなれば通報が起きるというようなシステムを本年度試験的に導入していきたいというふうに考えております。

また、福祉課で行っております配食サービスでございますけれども、これはうちの町配食サービス、申し込んでいただきますと、最大週4日間配食サービスを受けることがございます。業者さん並びにママ宅さんがそれぞれの御家庭へ訪問して食事を届けるわけですが、そのときに一声かけていただいたり、その家族の世帯の状況を確認していただくことによって、安否等が確認できるというふうに思っております。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 今、課長からお話、回答ございましたけれども、やはりひとり暮らし、病弱の人、いつ何があるかわかりません。その中でやっぱり特別な世帯は毎日誰か彼か、一日一度は顔を見て声をかけるのが大事なことだと、必要なことだと考えております。

もう一つの方法としまして、こういう安否確認の該当者になる方へ、行政指導のもとで各地区の隣保班、これにおいて各地区へ御指導いただきまして、この隣保班で面倒を見ますか、都市部とは違いまして、町のほうとは違いまして、川根本町は隣も10軒先も、また随分先のほうもみんな顔なじみでございます。隣保班がそういう体制をつくっていくという、こういう町の指導があればいいのかなと。これはできないことではないのかなと、そんなふうに考えております。各地区の隣保班において見守り体制を確立するという、これも一つの考えではないかと、そんなふうに思います。

これは、こうした町が目指している町民参加の安心して暮らせる体制づくりにもつながりますし、災害時にも絶対役に立つと、そんなふうに考えております。この点はいかがでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 根岸議員御質問の隣保班等の活用ということでございます。

それこそ今、根岸議員からもお話ございましたように、都市部と違いまして、まだ川根本町は地域とのつながりが非常に深いものがあるというふうに思っております。特に福祉課サイドとしまして、その隣保班の見守りサービス等を現在のところ考えてはおりませんが、それに代わるものとして、各地区民生委員さんがございます。民生委員さんも各地区1人

とか3人とか、それぞれの人口規模によって設置している人数が変わっておりますけれども、特に病弱であるとか高齢独居で心配であるという方については、町から民生委員さんの皆様に情報として流させていただくというふうに思っております。

また、町長の答弁にもございましたけれども、福祉課内にあります地域包括支援センターで病弱な世帯、それから高齢者独居で見守りが必要だという数値は把握しておりますので、それにつきましては今まで以上に訪問回数等の増を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 民生委員や日赤奉仕団の方々、月に1回、多くても2回、その程度、そういう各世帯を訪問しまして、頑張ってくれております。月に一、二回ということで、いろいろ少ないという点もありますけれども、その方たちにしてみれば精いっぱい活動だと思っております。それを話を聞いてくる、そういう相談もありますんで、その方々は大変な仕事をいただいているわけですが、ただ声をかけるだけでいいものですから、先ほど課長の中、町長の中でも話がありましたけれども、そういった声かけ、ほんの1分、30秒、それだけでいいと思います。ぜひやっていただきたいと。

また、隣保班体制というの、これが川根本町がどの地区でも、徳山でも地名でも、どこでもこういう体制ができているということになれば、またそういう訪問活動も、ほかの人に頼まなくてもいいことにもなりますし、ぜひその辺は今後取り組んでいただくように考えていただいと、そんなふうに思います。

安否確認は必要なことであります。毎日訪問しなくては意味がないと思っております。がんと同じであります。早期発見が大切です。そういった意味も兼ねまして、この訪問支援、ぜひとも実践していただけるようお願いをします。

続けてよろしいですか。

○議長（中田隆幸君） はい。

○4番（根岸英一君） 質問の2番目の配送支援のことですけれども、町内の商店も客足減少、後継者不足等により随分と減少をしてしまいました。本当に山の手、遠くに住む人、そういった方々、車に乗れない方は、買い物、配送支援を必要としております。

先ほど質問の中でも協議会という言葉が出てまいりましたけれども、どうでしょう、商工会、また関係機関と連携をして、かつてのひまわりサービスのような協議会を設置して支援するというようなことはできないかどうか。その点を一つ伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、見守りの関係、お話がありましたけれども、それとサービスをどうするか。この中で、私は今後ですね、災害等の関係等も考えると、私は、以前ありました婦人会組織的なものは、再構築する必要があるではないか。きょうは傍聴の方が非常に女性

の方が多いものですから、あえて申し上げているかもしれませんが、やはり女性がそれぞれのお宅にいらっしゃるという中で、女性の力を頼むということも必要ではないかということで、それが地域のコミュニケーションにもつながりますし、やはりそれぞれの安否確認等にもつながる。それから、声かけにもつながる。そういうふうな形で、やはりもう一度復活することを目標に考える必要があるではないかと。これは災害も絡みますけれども、防災の関係も絡みますけれども。そのようなことも少し検討する時期に来ているなということを感じております。

後ほどまた災害の関係の一般質問もあるものですから、その場でもお答えしたいと思いますけれども、やはりそういう組織があるということが安心につながるのではないかなということも感じておりますので、これも検討課題として、今のサービスも含めて対応するには、そういう組織もある面必要ではないかということを感じておりますので、検討していきたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 先ほど課長の話の中にも出てきましたけれども、ママ宅等、それからこういった人たちを利用といいますかね、頑張ってください、やはり遠方にある方やそういった買い物に來られない方の支援を何とかできるようなお願いをしたいなど、そんなふうに思います。

また、商店においても、もしできることなら行政のほうから支援していただければありがたいんですけども、それは商店の努力することであるということも思いますし、いろいろやってくれております。中には、私は物を見て買いたいから、連れに来てくれよと、そういったお客さんもおりますし、人もおります。そうすればそのように、今対応のできる場所は対応しているようですけれどもね。そうやって困っている人もいるということで、ひとつよろしく願いをいたします。

いずれにしても、今後高齢化はますます進んでまいります。移動手段のない高齢者世帯への生活用品の買い物支援や配送支援は、まず実施していかなくてはならないことの一つであります。高齢化率ナンバーワンの、県下の川根本町ですので、高齢者が安心して暮らせるよう、他の町で見習いたくなるような、そういった支援をお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） これで根岸英一君の一般質問を終わります。

次に、5番、中澤莊也君、発言を許します。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 5番、中澤莊也です。一般質問通告書に従って質問をさせていただきます。

質問事項は、転ばぬ先のつえ、土砂災害危険箇所等の見直しについてということで3点の質問をさせていただきます。町外からの移住希望者への受け皿づくりについてということで3点、公共施設の管理運営状況についてということで3点の質問を行います。

最初に、転ばぬ先のつえ、土砂災害危険箇所等の見直しについてであります。

この夏、各地に甚大な被害をもたらしたゲリラ豪雨、広島市安佐南区八木地域では、平成26年8月20日の集中豪雨によって発生した土石流により、73人、現在まだ1人の方が行方不明ということですが、とうとい命と大切な思い出、平和な当たり前な日常生活が奪われました。この甚大な被害をこうむった安佐南区をはじめ多くの被災地が土砂災害危険区域に指定されていませんでした。

本町においても土石流や山崩れ等の災害が発生する危険性のある地域で土砂災害危険区域、土砂災害警戒箇所に指定されていない場所があるのではないかと心配されます。広島市安佐南区八木地域の土石流災害を対岸の火事と考えることなく、早急に地域防災計画や土砂災害警戒区域等の見直しを図ることが必要と考え、以下のことを質問いたします。

一つ、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所の見直しについて。

一つ、地域防災計画の見直しについて。

一つ、ハザードマップの利活用について。

次に、町外からの移住希望者への受け皿づくりということで質問いたします。

少子高齢化の流れの中で、町外からいかに多くの人を町内に呼び込み定住にまでつなげるかは、今後町が取り組むべき大きな課題と考えます。

最近、都会から癒しの里川根本町に移住を希望する人が増えているという声を聞いております。しかし、残念ながら空き家物件等の情報が不足しており、定住にまではつながっていないのが現状です。町長の考える就業等まで考えた一歩踏み込んだ定住施策の実施が必要と考え、以下のことを伺います。

一つ、空き家バンク事業の実施状況等について。

一つ、定住、就業促進等のための一元化窓口の設置について。

一つ、行政における空き家等のあっせん業務の実施について。

最後に、公共施設の管理運営状況について伺います。

多くの公共施設の管理運営が指定管理により民間業者へ委託されております。施設の設置目的に沿った管理運営がされているのか、顧客の満足度はどうなっているのか、ウッドハウスおろくぼをはじめとした観光施設等の管理運営状況について以下のことを伺います。

一つ、ウッドハウスおろくぼの利用者の推移。利用者の声について。

一つ、茶茗館の管理運営状況等について。

一つ、もりのくに白沢温泉の管理運営状況についてであります。

町当局からの明確な答弁をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中澤議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

8月20日に広島県広島市で発生した豪雨による大規模な土砂災害では、多くの方が被害に

遭われました。広島県災害対策本部が9月17日16時現在として発表した資料では、死者73人、行方不明者1人、重傷者8人、軽傷者36人となっております。また、建物の被害は、全壊133軒、半壊122軒、一部損壊175軒、床上浸水1,302軒、床下浸水2,829軒となっております。

8月には豪雨による大きな被害が広島のほかに高知、福岡、京都、秋田など広範囲にわたり発生したことから、気象庁は、平成26年8月豪雨と命名をしております。

このような土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等、ソフト対策を推進するために土砂災害防止法が制定されました。

今回広島市北部で発生した土砂災害を受けて、静岡県では県内の土砂災害危険箇所の追加調査を行います。宅地開発などで新たな危険箇所ができる可能性があるためでございます。

県内には、土砂災害危険箇所が1万5,193カ所あり、内訳は土石流が4,247カ所、地滑り183カ所、急傾斜地1万763カ所となっております。本町では、土砂災害危険区域は、土石流によるものが42カ所、急傾斜地によるものが143カ所、地滑りによるものはありません、計185カ所となっております。このうち土砂災害警戒区域に指定されているのは、土石流によるものが42カ所、急傾斜地によるものが131カ所、計173カ所という状況です。

現在のハザードマップは、平成22年3月30日現在指定状況に基づき作成し、平成25年度に各御家庭に配布をしたものでありますが、新たに土砂災害危険箇所に追加され、調査の結果、土砂災害警戒区域に指定された場合には、その区域のハザードマップを新たに作成し、該当する地域の方に配布し、周知を図る予定でおります。

次に、地域防災計画の見直しの御質問がありました。お答えいたします。

平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓として、平成23年12月に国の防災基本計画が見直され、静岡県におきましても平成25年6月に県地域防災計画の大幅な見直しが行われるとともに、県第4次地震被害想定が公表されたところであります。

川根本町の地域防災計画は平成23年3月に策定されておりますが、これらの国・県の上位計画との整合性を図り、国から示された防災関連のガイドラインを反映するとともに、本町における各種防災に関する計画や制度を反映し、今年度において全面的な改定を行うこととしております。

具体的な計画の見直しの内容につきましては、これまでは、一般対策編と地震対策編の二本立てであったものを共通対策編、風水害対策編、大火災対策編、大規模事故対策編、地震対策編の五本立てとし、よりきめ細やかな対応を盛り込むという計画となります。特に今回は、東日本大震災における教訓を反映した内容を考えており、減災を基本とした防災対策、自助、共助、公助を基本とした防災対策、避難行動、要支援者への配慮を取り入れた防災対策、男女共同参画の考え方を取り入れた防災対策、超広域大規模災害を想定した防災対策の考え方などのほか、全国瞬時警報システムJ-ALERT、衛星携帯電話、エリアメール、防災メールなどの多様な情報手段を取り入れた計画にしたものであります。

今後の計画の改定スケジュールにつきましては、本年7月に第1回の防災会議を開催し、関係の方々に御説明をさせていただいておりますが、10月までには素案を作成し、2カ月ほどの期間の中で各委員の方々の御意見を伺って原案を作成する予定であります。さらに、原案に対しては、町民の方々からのパブリックコメントをいただいた後に、3月には取りまとめの上、静岡県知事に報告するというようにしております。

今回の見直しの最大のポイントは、たとえ大きな災害が起こっても人命が失われないことを最重視し、さらに経済的な被害もあわせて最小限になるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備えていこうというものであります。

なお、今回の計画の見直しにつきましては、議員の皆様からもパブリックコメント等を通じて積極的な御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ハザードマップの利活用について説明をさせていただきます。

土砂災害の被害を防ぐため、人命保護や開発規制を目的に土砂災害警戒区域を指定し、住民の皆様にも身近な危険箇所を知っていただき、必要なときには安全な場所に避難していただくよう、土砂災害ハザードマップを作成し、配布させていただいております。

土砂災害ハザードマップは、土砂災害警戒区域及びこの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面に、土砂災害防止法第7条第3項に規定する土砂災害に関する情報の伝達方法等も記載をしたものであります。

6月の全国一斉土砂災害防止月間に合わせ、土砂災害防災訓練が実施されております。本町でも平成21年度から年に1地区になりますが、区単位で訓練に参加していただき、本年度までに6地区で実施しております。訓練の内容は、主に住民の方が皆様に話し合い、地区内の危険箇所や避難所までの安全な避難経路を確認していただきながら、手づくりハザードマップを作成していただいております。完成したマップは、各御家庭に配布することにより、土砂災害から御自分や御家族の身を守るための資料としていただいております。

いずれにしても、ハザードマップは、ある条件の想定のもとで作成したもので、自分の住む場所が危険区域に入っていないから安全だという安全のマップではありません。常に身近な危険に注意をしていただくことが重要となります。常日ごろから御家族の方や地域の方と防災に関する話し合いをしていただき、災害が実際に発生してからではなく、発生する前に、まず身の安全を守るための行動をとっていただきたいと思っております。

町外からの移住希望者への受け皿づくりについての御質問にお答えをさせていただきます。

当町の空き家バンク事業の実施状況につきましては、平成24年度10月から開始され、現在まで7件の登録があり、2件の物件の売買契約が成立されているところであり、空き家バンクに登録された物件を購入し、また賃借した者が改修に要する費用に対し、空き家改修事業費補助金も制定しているところでもあります。バンク登録数は現在5件であり、決して多くない状況であると言えます。静岡県の近隣の市町でも26年2月時点で、静岡市が2件、藤枝市

が3件、浜松市5件、伊豆市7件となっているのが現況でございます。

現状の課題には、空き家所有者からのバンクへの空き家提供が進まないことが指摘をされております。このため登録数が10件に満たない自治体も多いのが現状であります。その要因には、盆・正月など年数回利用するため、二つ目に、大型家具が保管されていること、3番目に、見知らぬ人に貸すことに抵抗があること、四つ目に、所有者が当該地域に居住していないため、空き家バンクに関する情報が周知徹底されていないといった理由が上げられております。また、提供される空き家が老朽化しているため、活用が難しいという点も指摘をされております。

空き家事業と関連がありますので、(3)の行政における空き家等のあっせん業務の実施についての質問にお答えをさせていただきます。

空き家の賃貸・売買契約の締結には、宅地建物取引業者の資格を有する民間の会社の仲介により、物権所有者、入居希望者との間で直接行われます。民間取引に自治体が直接に関与することはできませんが、このため当町の空き家バンク事業は、仲介業者を選定し協定を締結した形で実施をしております。

不動産業務の評価、不動産取引に関する仲介業者など、自治体にとって対応が困難な分野もあり、空き家対策事業をスムーズに進めるためには、自治体を実施できない機能を補完するパートナーと連携し、お互いの強みや能力を持ち寄り、空き家活用の仕組みづくりを行うことが重要だと認識しております。まずは、空き家の実態を調査することだと思われ、今年度当初予算で空き家実態調査を計上しているところでございます。次の段階で、空き家所有者の意向確認を実施をしていく予定であります。同時進行で空き家対策事業の仕組みづくりを構築するため、先進地の事例等を研究し、当町に合った仕組みづくりを行っていきたいというふうに考えております。

二つ目に、一元化窓口、定住と就業促進等の設置についての質問にお答えをさせていただきます。

私は、前々から定住・移住、このことに加え就業支援についての窓口を一本化していくという考えを持っております。企画課では、移住・定住、就業促進の対応として、物件情報の提供、生活情報の提供、就職情報の提供、各課の助成制度の情報提供、移住促進交流事業を一括で実施をする。ただ、専門的に実施できないものも事実で、議員が提案する移住・定住相談窓口には今現在不十分と考えておりますので、しっかりした体制づくりが必要というふうに考えております。また、ハローワーク等とも協力関係をもう少し具体的に構築をしていきたいというふうに思っております。

空き家対策は、移住・定住への活用の問題だけでなく、景観の悪化や老朽化による倒壊、防犯上の課題も含み、全国でも深刻な問題であります。役場組織全体の課題と捉え、機構改革を含め早急な対応を考えていきたいというふうに思っております。

3番目に、公共施設の管理運営状況についての御質問がありました。お答えをさせていた

だきます。

ウッドハウスおろくぼの利用客数の推移でございますけれども、議員御存じのとおり昭和63年度に建設、翌平成元年より宿泊施設として稼働し、その運営管理形態も開設当初の地元地区への委託、町直営等を経て平成20年度より指定管理制度を導入しており、同制度導入以来、大新東ヒューマンサービス株式会社浜松営業所を指定管理事業者とした管理運営を行っております。

ここ5年間の施設宿泊利用者数は、年平均で1,010名となっており、そのほとんどが家族連れであり、その多くをリピーターが占めている状況であります。利用者の声に関しては、御好評をいただいている声だけでなく、お叱りの声や御意見、御指摘等様々なお声を承っているところでもあります。このような声に関しましては、その都度改善すべく指定管理事業者に対し指導要請を行っているところでもあります。

茶茗館の管理運営状況に関する質問であります。同施設は、指定管理制度ではなく、一般社団法人川根本町シルバー人材センターと管理運営業務に関する単年度更新による委託契約を締結し、その運営管理を行っております。

近年の状況といたしましては、年間約2万5,000人の入館者があり、そのうち約9,700人のお客様に川根茶呈茶等を体験をさせていただいております。管理運営を委託する経費として、同じく昨年度までの5年間の平均で約900万円を支出し、約270万円の呈茶等体験収入を上げております。

次に、奥大井もりのくに施設の管理運営状況についてのお答えをさせていただきます。

同施設は、平成3年にもりのいずみ、平成5年にもりのくにの稼働を開始し、管理運営体制に関しては町直営等を経て平成19年度より指定管理制度を導入しており、平成21年度までは大新東ヒューマンサービス株式会社、平成22年度より現在まで株式会社時之栖を指定管理事業者とし、管理運営を行っております。

近年の状況は、もりのいずみは年間約3万3,000人、もりのくには年間約3,000人の宿泊利用者がある状況となっております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） まず、土砂災害危険箇所等の見直しということで再質問をさせていただきます。

先ほどの町長の答弁の中から、私たちのところには新聞紙上でも報道されていましたが、185カ所の土砂災害危険箇所があり、そのうちの警戒区域ということで173カ所が指定されているということですが、少し気になったのは地滑りがないという報告がございましたが、防災計画の中で資料編というのがございまして、その中で地滑り地帯ということで地滑り防火区域の一覧表が掲げられておりますが、これについてはどのような形、今、町長の答弁の中の要旨等には地滑り地区がないというお話でしたが、その辺について回答を求めます。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） お答えします。

御指摘のように、地滑り箇所として久保尾、坂京、平栗等に地滑り地区があると思います。それも現在の指定は林野のほうで指定されているもので、今回この土砂災害危険箇所として地滑り箇所の指定はありませんが、既にそういった地滑り箇所は指定されているところはございます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 地滑り箇所も土砂災害の危険箇所に当然なってくると思いますので、そういうふうな見直しもこれから必要になってくるというふうに考えます。そして、今年各地区で起こった集中豪雨による土砂災害が多く発生して、とうとい人命が失われたということで、県のほうでも追加の調査をするという今町長からの御答弁をいただきましたが、その追加調査については、川根本町なら川根本町が情報の提供をして、それに基づいて県が調査をしていくのか。川根本町独自で協力して調査して、指定をして、県のほうに申請を上げていくのか、その辺についてお答えをお願いします。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 指定のための調査、指定は県のほうで行います。調査に当たって今回新たな住宅開発等により新たな危険箇所が発生していないかという調査から始まりますので、それに関して情報提供の必要があれば県のほうから要請があれば情報提供のほうはしていくことになると思います。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、うちの地区は建築基準法でここに家を建ててはいけないとかというのが多分ないと思うんです。都市計画区域とか市街化調整区域というのがなくて、多分どこにもでも家を建ててもいいというふうに考えますが、例えば背後に地滑り地域をしょっていた場合は当然擁壁等の防護柵、そういう施設をやる必要があると思うんですが、その辺の今言われた住宅の規制をかけれる区域というのはどのような形で捉えているのか。そういう地区が川根本町に実際に指定ができるのかどうか、その辺について伺います。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの御質問でありますけれども、先ほど県の指定の中で土砂災害の警戒区域ということで、うちが185カ所あるということを申し上げたと思います。今、議員がおっしゃる都市開発を規制するような許可制に関するものにつきましては、土砂災害特別警戒区域というのがあります。それが本町にないということで、今その指定はないんですけれども、それが土砂災害特別警戒区域に指定をされますと、例えば特定開発行為に対する許可制というのがあります。これは住宅宅地分譲とか、災害時要援護者等関連施設のための開発行為、それから建築物の構造規制、これは建築基準法に基づいたものですね。それから、建築物の移転等の勧告というのがあります。これは住宅金融支援機構の融資等

に関するものであります。こうしたものが特別がつきますと規制がかかるというものであります。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 再度確認をさせていただきます。特別区域というのはなくて、現在は条例等ではそういうものは規制されていないという、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 一応条例ということではなくて、県の新聞報道でもありましたとおり、この土砂災害危険箇所というのが185カ所、うち土砂災害警戒区域というのが173カ所あるということで、特別警戒区域というのが指定をされていないということでありまして。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、総務課長が答弁された中で、土砂災害警戒区域で括弧して特別警戒区域を含むということで173カ所指定されているんですが、この中には特別警戒区域というのはないということですね。はい、わかりました。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） それでは、地域防災計画の見直しということで、再質問をさせていただきます。

今年度防災会議を開いて全面的な見直しをし、今までの一般対策編と地震対策編を変えて、共通、風水害、大火災とか地震と、そういうふうな大規模、五つに分かれた充実したものにすると。その中で大きなものとしては公助、共助と自助ですか、そういうものを作って、住民の生命、財産を守るという、そういう内容にしていきたいというお話がございました。その中で、これは要望でございますが、防災計画の中にいろいろ我が町は非常に急峻な地形であるし、山地や崖が多い上に断層や破砕帯が発達したもろい地質が広く分布されているということがうたわれています。この中で指定、いろいろな危険区域の一覧表等がございますが、これを示す地図等がないわけですね、防災計画の中に。先ほど、まずふだんそういう危険箇所を周知しておいて、災害が起こる前に避難するという町長のお話がございましたので、ぜひこういう旧の本川根、中川根別でもいいかと思っておりますけれども、これは防災の災害対策本部とかヘリポートだけしか載っておりませんので、こういう地図を作成されて、その中に急傾斜地危険区域とか土石流が発生する危険渓流、そういうものも整備していく必要があるかと思っておりますので、今後の防災会議の中で検討をぜひお願いしたいというふうに考えます。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの御指摘でありますけれども、土砂災害警戒区域等、こちらが例ですけれども、各世帯にお分けしたハザードマップですけれども、こうした形でマップにして、各世帯にお分けはしているんですけれども、今、議員御指摘の地域防災計画の中にこうした地図をというお話でしたけれども、先日、県の説明会にも行ってまいりましたけれども、日本全国どこへ行っても100%安全なところはないというふうなお話をされてお

りました。当然それは今のいろいろな災害を見てもおわかりのことだと思いますけれども、そうした中で、ややもするとこの地域防災計画の中で、先ほど町長の答弁にもありましたが、このハザードマップに載っているから怖い、載っていなければ安全ということはないと思います。ですから、そういうことを含めまして、地域全体がこの川根本町のようなこういう山間地域でありますと、想定外の土石流というのも当然発生することも考えられます。非常にその言い方はちょっと口はばったいところがあるんですけども、そういう意味では先ほど自助、共助というお話がありましたけれども、まずは自分の身を守るにはどうしたらよいか。そこら辺のことを地域の中あるいは家族の中でしっかり話をさせていただいて、自分の身を守る。これがまず第一だと私ども考えております。防災計画の中でもそうした地図の落としは必要かと思いますが、そうした誤解のないような形で地図の落とし込みというのは、もしやるとしても検討していきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、課長に答弁をしていただきましたが、やはり目で見て確認できる。そういう地図の中に落とし込むというのは、私は非常に大切な作業ではないかと思えます。それはふだんからこのハザードマップが配られていますので、これは多分私の家にも配布されたと思うんですが、今、建設課長に再度いただきましたけれども、こういうのを多分見たこともない方もいらっしゃるし、どこに危険箇所があるかというのはなかなか周知できないことであると思えますので、その辺の視覚に訴えるような、そういう方向もとっていただければと思います。

それでは、ハザードマップの利活用ということで少し質問をさせていただきますが、私はほかの地区のことはよくわかりませんので、今、川根本町の塩郷地区と川根本町地名地区というハザードマップをいただいております。その中で防災計画の中では急傾斜地とか土石流災害のそういうものも指定されているわけですが、このハザードマップにはうちのところで言うと竹花地区というのがあるわけですが、そこは急傾斜地に指定されていて、県の工事も既に済んでいるわけです。そういうものがこのハザードマップにはちょっと入っていないように感じますので、こういうハザードマップも今後当然状況を見ながら新しく危険箇所に指定された箇所があるなら、見直すというお話でございましたので、この中にやはり危険渓流とか避難の誘導の順路、そういうものも入れて整備していく必要があるかというふうに考えますが、その辺について答弁を求めます。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） お答えします。

今おっしゃった急傾斜地崩壊危険区域、これにつきましては、この時点の土砂災害警戒区域には入っておりません。そのため先ほどから申しております数が185カ所に対して173という数字の差になってあらわれております。この土砂災害防止法の目的が、危険箇所を知っていただいて、まず身の安全を守っていただく行動をとっていただくためのソフト対策となっ

ております。既に急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所につきましては、既にそういう危険な箇所だという周知がなされているために、今回の指定には入っておりません。ただ、その地域につきましても当然土砂災害の危険があるところでもありますので、今のところ、県のほうの予定ですと来年度調査、再来年度指定という計画でいると聞いております。

また、先ほどから出ておりました特別警戒区域、これにつきましても同じ来年度調査、再来年度指定という計画で今県のほうで進めております。また、指定箇所、避難路とか、あと避難場所までの避難経路、それにつきましては先ほど町長からも答弁がありましたが、各地区で本当に毎年1カ所になりますけれども、土砂災害防災訓練、これを実施しております、そのときには地区の皆様で話し合っ、ここは危険なので、こういうふう逃げようとか、そういった話をさせていただいております。

一般的に町のほうで、避難所がここのので、こういうふう逃げてくださいという指定はかえって危険な場合もあります。そういったものは危険な箇所を熟知されている地区の皆様でそういった話し合いをしていただきながら、その防災マップはあくまでも一つの条件に基づいた危険な箇所をお知らせしている地図であります。やはり地域の皆様でそういった危険な箇所を話し合っ、また避難ルートも皆様でこのほうが安全だというルートで、相談しながら決めていただきたいと思います。そのための情報伝達は町のほうで行っていきます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） まず自分たちの生命は自分たちで守っていくということで、これは啓発用の資料だという説明がございました。今、建設課長の中で情報の提供という部分が今出ましたけれども、広島とか北海道なんかでも地域の住民の方が異常な状況を察知して、その方が周りの方に、もう避難したほうがいいよというようなことを伝えて命が助かったという話が出ております。当然そのとき町のほうからは避難勧告が多分出てなかったと思うんですが、その辺の避難勧告ということについて町長の答弁を求めます。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 全ての責任は実際に町にあるということは承知しております。しかしながら、情報が錯綜したり情報がなかったりした場合の判断は非常に難しいというふうに考えております。そういう中で幸いといいましょうか、あちこちでこのような被害があったものですから、情報をいろいろな方面からいただけるような対応は国のほうも、また県のほうも対応しているということだもんですから、情報を的確につかむにはいい時期に判断できるというふうに考えております。なかなか責任が重い、大事な判断だというふうに感じております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、町長の答弁がございました。防災計画の見直しの中で、やはり要

援護者に対する支援ということが多分入ってくるかと思しますので、その情報の伝達についても耳の悪い方、高齢者の方が多いものですから、どのような形で、どのように的確に素早く伝達をするかということが大きな課題になってくるかと思しますので、防災計画を見直す中でそのようなことも取り入れていただければと考えます。

次に、空き家バンクのことについて再質問をさせていただきます。

町長が空き家バンクの事業の実施状況の中で、なかなか登録に至っていないよというお話もございました。これは全国的に見てもなかなか難しい状況があるということは承知しておりますが、この中で町長が申された周知徹底がされていないよというお話がございました。これをいかにして今後町外者の方に情報発信をしていくのかお考えを伺います。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 町外者の方への伝達ですけれども、いろいろ固定資産を持っている方に案内を送るかとか、そういうことも検討はされたことはあります。ただ、現状ではあくまでも今回町のほうで空き家の調査を行いますので、その中から調査した結果に基づいて所有者への意向確認をするということを予定しておりますので、所有者のほうの確認をまず最初にしていきたいと思います。

それと、空き家を求める方、この町に来て就労したい方の情報発信ですけれども、現状では東京のほうで県がある程度のそういう自治体を集めたり、全国の自治体を集めての紹介をする機会がございます。そのようなときに町のほうでも出向いて、川根本町のコーナーを設けて、そこでの説明は行っております。ただ、それ以上もっと広くということはどうしても町のほうの情報発信はやっぱりホームページとかそういう形の今の現状になっておりますので、より広く取り上げられるような仕組みというものも一步踏み込んで考えていきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今年度調査をして、所有者の確認もされる。そして所有者の意向を確認して情報提供に反映していきたいということですので、この調査の成果が上がることを期待しております。この調査ということで、以前これは町長からの答弁だったと思いますが、各区の区長さんに情報の提供を呼びかけた経緯があるかと思いますが、その辺についてどのような情報が何件上がっているのかということがもしわかればお願いしたいと思いますけれども。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） まとまった区長さんからの報告等はいただいております。ただ、現実的に企画のほうへはお問い合わせ等は来ておりますけれども、区長さんからという情報とは聞いておりませんので、そこは現時点ではありません。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） わかりました。

空き家バンク関係で先ほど、これは町長がたびたび申されておりますが、定住促進、就業、それも含めて一体的にやらないと定住にはつながらないよということで、まだしっかりとした体制がとられていないということですが、今後の機構改革をにらむ中で、今後どのような取り組みを考えておられるのか、具体的な考え方があったらお示しを願いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほどハローワークの話をしましたけれども、今、町内でも企業の皆さんからは募集をするけれども、なかなか人がいないという声をたくさん聞きます。そのような中で、これはミスマッチだと思っておりますけれども、多分ここに住んでいる皆さんは、この川根本町には就職する場所がないよというような先入観を持っているということが多々あったというふうに思っております。ですから、そのような情報等も含めて、町が一元化して住宅も含め、対応をすることが必要と。特にUターンで帰ってきたいという方の声も聞いておりますので。しかしながら、ほとんどの場合、こちらには就職するところがないよということで断っているということが多々あるようでございますので、それらが無駄のないように、ミスマッチのないように町が一元化して対応することが必要ということで一元化をしていきたいと。当然ながらハローワークとも協調関係を持っていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） そういう情報を住民の方、移住希望者の方に提供する窓口の一本化ということについてはいかがでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 当然ながら住宅等関連するというふうに思っておりますし、また、実家があるとかいう方は別なんですけど、そのほかの方は当然ながら住宅等をセットにするような考え方も必要ではないかというふうに思っております。ですので、企画対応になるかと思っておりますけれども、一元化して対応できる、そのような窓口をつくりたいというふうに思っておりますし、今、具体的にはちょっとばらばらでやっているということで、まとまりがないということでございますので、一元化していきたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） そういう人たちの声をぜひ吸い上げていって、町の定住につなげていただきたいと思いますので、一元化窓口の早急な構築というんですか、整備、機構の見直しということをお願いしたいと考えます。

最後になりますが、公営施設の管理運営状況ということで二、三再質問をさせていただきます。

まず、茶茗館の管理運営状況ということで、シルバーに単年度で委託契約をしているよというお話がございましたが、6月の私の飲食の提供というのはどういうふうに考えているのかという質問をさせていただきましたが、そのお答えの中で運営も含めて今後検討するよと

いうことですが、どのような内容のものが話し合われたのか。もし話し合われない、まだそこまで至っていないということであれば、今後どのような形で検討していくのか、その辺のことを答弁を求めます。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） それでは、中澤議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

6月議会におきまして議員御指摘のとおりの方で御答弁をさせていただきましたけれども、今年度におきまして商工観光委員会、商工観光課におけます各種検討課題を協議する委員会がございます。その場において協議をするという方向でいます。諸般の事由等ありまして、開催については2月以降を予定しておりますけれども、その場において検討する中で議員のお話にありましたとおり、施設のあり方、状況等を再確認をし、必要な事項等を調査して、その結果について対応策を講じていくという考えを持っております。お話ありました飲食提供についても、町としてもその状況を再度精査をする中で、必要性等については検討していくという考えを持っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、商工観光課長のほうから商工観光委員会等を実施して検討していくという御答弁をいただきました。この中ではやはり観光施設の問題、例えばウッドハウスもそうだし、もりのくにも必ずしも指定管理でやっていることが、ただ民間の活力を利用して、円滑、経費的な面で今までよりも少ない経費で、同じような運営ができれば、それはいいかと思うんですが、やはりウッドハウスにはウッドハウスのつくったときの経緯があって、ウッドハウスは旧の中川根の観光の拠点であったし、地元の人たちの活性化のため、木材の有効な利活用、それを促進するためにつくられた施設であります。なかなか指定管理になると、お客さんが少ない時期については、そこを閉めているというような、そういう傾向が見られますし、町がやっていたときは、そういうときでも町の施設だからということでお客さんが1人でも来てくれたときは対応していました。確かに経費的な面を考えれば、それは無理かと思いますが、その面と、いろいろなイベントを打って、お客さんの誘致は図ったわけです。そういうものについてもやはり観光振興ということを考えれば、ただ指定管理だけにして業者に任せっ放しにするという考え方は余り好ましくないのではないかというふうに私は考えます。その辺についての町の考え方を伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） それでは、お答えをさせていただきます。

ウッドハウスおろくぼのことについてでありますけれども、設立経緯につきましては議員がお話しされたとおり、木材活用並びに住民の福利厚生というような形で設置をさせていただいて現在に至っております。指定管理に移ってからはまた議員今お話ありましたとおり、

財政的な面については町の支出、全体的支出については減少をしているという一定の効果があることも事実でありますけれども、同施設に関しましては、施設の設置場所であります南赤石林道周辺の森林レクリエーションの拠点であるという位置づけについては、町は現在も揺るぎないものでございます。議員が会長をお務めいただいておりますけれども、エコツーリズムの関係におきましても、南赤石林道を活用するエコツーリズムの各種事業等におきましても、利用者が宿泊をいただいている現状もございますし、今後もエコツーリズムを中心とした形の中でウッドハウスおろくぼを拠点とした考え、また同施設には天文台も併設されております。そちらへのお客様も多数お見えになっておりますので、それらもあわせた活用を今後とも図っていくという考えでございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、課長のほうから前向きな御答弁をいただきました。ぜひ川根本町はユネスコエコパークに登録された誇るべき豊かな自然を持った地域でありますので、ウッドハウスの利活用ということについては、町の行政も踏み込んで、ただ指定管理に任せてしまうのではなく、そういうことも運営の中で行うべきだということを指摘しながら、管理運営に取り組んでいただきたいと思っております。

最後になりますが、これは情報として入ってきたわけですが、もりのくにの経営がなかなか難しいよということでもあります。時之栖も川根温泉ができたことによって一体的に多分経営をしていくのではないかと思われそうですが、今後の時之栖がもりのくにを今後とも指定管理を受けて、運営していくかどうか少し心配な点がございまして、わかる範囲で結構ですので、情報の提供という形でお願いしたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 指定管理の関係は公募という形で対応するということになっておりますので、私のほうから具体的には申し上げられませんが、今言われたように、川根温泉を指定管理をしているという中では、当然ながらこちらのほうも今後とも頑張っていたけりと思うし、これまでも大変お世話になっているという中では、大変知名度の高い、あちこちで同じような商売をしている時之栖ですので、引き続きやっていただくことを私個人的には希望しているということでございます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） やはり時之栖は非常にノウハウを持っておりまして、川根温泉ホテルというのは島田の市長もおっしゃっているとおり、奥大井川流域の観光の拠点というふうに市長も捉えているようですので、連携を図りながら、いかにして例えば川根温泉ホテルと連携して、あそこにメニューの提供をする。こちらではトレッキングができるよ、カヌー体験ができるよ、そういうものをメニュー的に向こうに取り入れていただいたりしながら、こちらの観光振興につなげていただければと思います。そこについて考え方をお願い

したいと思います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） 島田市川根町の川根温泉ホテルとの関係でございますけれども、現在でも同ホテル内におきまして、交通ネットワークが実施をする各種事業のチラシの掲示、当然もりのくにのパフレット等も置いていただいております。また、同じ指定管理事業者時之栖さんでありますので、そちらとの話の中では一体的な取り組みについて前向きな御検討をいただいている状況でございます。お客様に対しましても川根温泉に泊まって、翌日はもりのくに泊まるというような誘客、周遊コースの検討、そのような形のことも検討されているというふうにも聞いております。その辺のことを今後とも深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、答弁がございましたとおり、川根温泉ホテルと連携を密にしながら観光振興に努めていっていただきたいと思います。

これをもちまして私の質問は終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） これで中澤莊也君の一般質問を終わります。

11番、小藪侃一郎君、発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 11番、小藪でございます。

いろいろな一般質問が出てまいりましたけれども、今回は鳥の目的な見方で、私も一般質問をいたします。

南アルプス国立公園指定50周年の年でありました。5月29日には世界農業遺産に静岡の茶草場が認定されました。そして、6月になり、日本時間12日未明に南アルプス一帯がユネスコエコパークに正式に登録承認されました。リニア新幹線工事概要も発表されました。そして、大井川鐵道、トーマスキかんしゃの運行など大きなイベントがあり、対外的には話題豊富な年であります。

特にユネスコエコパークは関係地域が三つの県10市町村にまたがります。静岡県静岡市、川根本町、山梨県韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町、長野県飯田市、伊那市、富士見町、大鹿村であります。が、この10の中で全域が指定されたというのは川根本町、そして南アルプス市、早川町、大鹿村の四つの自治体でございます。あとは静岡市のように、静岡市葵区というような区切りがつけられているわけでございます。このエコパークのうち川根本町の占める領域の割合は総面積の16.4%、核心地域は7.4%、緩衝地域は1.5%、そして移行地域は22.8%で、人の暮らしなど地域経済の継続的な発展を図らなければならないとされる面積が大きいのがこの川根本町の数字的特徴であります。そして以下の3点について伺いたします。

1点目は、エコパークについて本町の取り組みについて6月議会で同僚議員からも質問がりましたが、資料館やまびこ、南アルプス山岳図書館、茶茗館等を情報の拠点にしたいと、

そういう答弁をされました。その後、時間的に短くて恐縮ですが、検討会議と進捗状況、また考えをお伺いしたいと思います。

2点目は、きょうの本題でございますけれども、3県10市町との連携と交通交流の構築についてであります。

少し前置きがあります。千年の学校を通し、山梨県早川町長、一幸氏の教えが自分の議員の原点と言えるものがあります。10年以上も前からいろいろな情報を千年の学校の指導的機関、日本上流文化圏研究所や早川サポータークラブに入会して、広報紙「やまだらけ」などから情報を得ています。日本で一番人口の少ない町ですから、川根本町よりも危機感があります。町民の生活のため、あるいは町存続のためにとの意識が非常に強く思えるところです。そんなことで、早川町に関心を寄せてまいりました。鈴木町長は早川町長とはじっこんの中であるというふうに伺っており、この千年の学校の立ち上げ時からの経緯もよく一番御存じの町長であります。また、エコパークやリニア新幹線建設の社会環境の中で、山梨県早川町においてはリニア新幹線トンネル工事に関連させて、JR東海の一定の負担のもとにリニア工事の残土を使用して道をつくり、早川町最北端の奈良田という場所を御存じかと思えますけれども、あります。その北端から南アルプス市芦安温泉の間を4キロのトンネルを貫通させて、5年後には甲府に通ずる早川芦安連絡道路の建設が決定しております。それは読売新聞でも既に紹介されているところでございます。

本題に入ります。伝わってくるこのような状況の中から、以前は自分自身が夢のまた夢とってきた話であります。静岡市、川根本町、早川町、1市2町が県あるいは国とスクラムを組んで静岡県大井川左岸と山梨県をつなげよう、そういう提言をしたいと思えます。両県関係市町にとってはかり知れない恩恵があると思えます。平成25年7月発行の「ふじのくにの“みちづくり”」というリーフレットがございまして、今手元にはありませんけれども、それを見ますと、大井川上流だけが取り残されている感じがいたします。富士川流域は中部横断自動車道で短時間で甲府につながるというもの。それから、天竜川流域は長野県に既につながっております。それに加えて西部地域、三ヶ日からは三遠南信自動車道が進んでおります。大井川流域、この地域はアルプス山岳に阻まれ、交通行きどまりであります。もしも、考えたくないんですけども、沿岸部で想像したくない万が一の事故が発生したときは、本当に逃げ場のない袋小路となるわけであります。例えば大井川水系、井川小河内地区というところがありますけれども、井川に。井川雨畑林道というのも今開通しております。中腹からトンネルで山梨県に時間短縮して結ぼう。そういうお話も聞きますが、私は畑薙ダム左岸からトンネルで早川町、雨畑と結ぶ、例えば山梨・静岡上流連絡道構想を提案したいと思えます。山静上流連絡道構想という語呂合わせにもなると思うんです。山梨県、早川町雨畑が一番近い距離だと考えます。この道路により行きどまりを解消しようとするものであります。そこで、例えば山梨・静岡上流連絡道建設期成同盟会というようなものを設立を働きかけて、川根本町が指導的立場を発揮するよう活動を始めてほしいと。そういう考えで町長の

英断を期待して、お考えを伺いたいと、そんなふうに思います。

3点目は、ユネスコエコパークと川根本町経済についてでございます。三つの地域から構成されるエコパークの核心地域は動植物の生育が法的に厳しく保護され、長期的に保存される地域であり、光岳南側の本州唯一の原生林、自然環境保全地域がございます。緩衝地域は教育や研修、森林セラピー、エコツーリズムなどの自然の保護、活用の理解を深め、担い手を育成する場という位置づけでございます。移行地域は町民が居住、生活を営み、自然環境の保全と地域社会の発展の取り組みが行われる場所ということであり、川根本町全域が当てはまります。地域社会の発展の取り組みには川根茶と観光とエコパークについてなど、南アルプスエコパーク川根本町ブランドの構築と浸透が課題であると思っております。

静岡新聞の9月11日から14日に、選ばれる観光の題目で、皆さん御承知かと思っておりますけれども、3日間にわたりまして経済再生、静岡成長戦略という記事で問題提起されております。その9月11日、一面トップで「改革は危機感共有から」という文字が心に残りました。本町の茶業、農林業、観光産業の現況は非常に厳しいものがあります。厳しいを乗り越えて苦しい現況でもあります。町長の川根本町経済についての認識をお伺いいたします。

以上、壇上からは以上でございます。

○議長（中田隆幸君） ここで暫時休憩に入りたいと思っております。

答弁は午後一番にお願いしたいと思います。

お疲れさまでした。

再開は1時から行います。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（中田隆幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの小藪侃一郎君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、小藪議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

ユネスコエコパークと川根本町という御質問でございました。その中で6月11日のユネスコエコパークへの登録から3カ月余りがたったわけでございますけれども、その間の町の取り組みでございますけれども、町内外におきまして登録記念イベントを開催し、エコパーク登録の周知を図ってまいりました。エコパークとは、エコパークの理念、登録を受けて今後どう取り組んでいくかといった内容を学ぶ学習会を開催をしてきたところであります。

南アルプスユネスコエコパークの関係3県10市町による協議会によりまして、エコパーク登録をPRするポスター、チラシ等を作成しまして、町関係施設、学校等へ掲示するなどPR活動を行ってきたところであります。

まだまだ周知不足の感はございますけれども、今後とも町内外でのユネスコエコパーク並びに町全域がエコパークに登録された町「川根本町」としてPR活動を継続していくとともに、6月議会答弁でも申し上げた、庁内の関係課から成る検討会議を来月初旬に開催する予定であります。行政としてエコパークの町としての振興方策の協議、検討を推進をしていくものであります。

関係する3県10市町との連携と交流交通の構築についての御質問がございました。

南アルプスエコパークは、3県10市町の総面積、先ほど述べられましたとおり、30万2,474haに及ぶ広大なエリアをその区域としていることから、議員が御指摘のとおり市町村間の連携は不可欠ということは認識をしております。現在、関係10市町による南アルプス世界自然遺産登録推進協議会を組織いたしまして、同協議会内に南アルプスユネスコエコパーク推進部会を設け、連携強化を図りつつ、エコパークの理念を生かすまちづくりの推進、連携を図っているところであります。

しかしながら、この広大な地域の市町連携には、それぞれをつなぐ交通網、道路網の整備が不可欠であることは議員の御指摘のとおりであります。南アルプスを挟んだ長野県、山梨県はもちろんのこと、県内のエコパークエリアである静岡市井川地区につながる道路整備の状況は御存じのとおりで、大変狭隘で悪い道でございます。今後、井川地区、さらには山梨県へと続く道路網整備に関して、県、静岡市をはじめとする関係機関に強く要望をしていく所存でございます。

町としましても南アルプスエコパークエリア市町の情報を広く知っていただくよう、エコパーク拠点整備である資料館やまびこ、南アルプス山岳図書館、茶茗館等に関する資料を提示するよう準備を進めているところであります。また、開催を予定しておりますSLフェスティバル、奥大井ふるさと祭り等においても、エコパーク関連ブースを設け、関係市町の紹介等を予定をしているところであります。

最後になりますが、町全域が指定されているエコパークの移行地域での経済と生活に関する質問でございますが、今回の登録が本町の豊かな自然環境と人々の暮らし、歴史・文化や川根茶栽培に代表される地域農業、森林環境整備等を含めた川根本町そのものがユネスコに認められたものであることから、今までの生活、文化を生かしつつ、町全体をエコパークの町としてアピールし、エコパークの理念である自然との共生が図られる地域経済活性化の方向を検討をしてみたいというふうに考えております。

そのような中で、先ほど具体的にお名前が出ました早川町の辻町長、今9期目のようですが、全国でも中山間並びに過疎地山村地帯の全国の会長を多く務めている大変力のある方でございます。先ほども質問にありましたとおり、千年の学校、上流文化圏会議でございますけれども、そのときにも指導的な全国の役割を果たしていただいたという方でございます。その方にもいろいろまちづくりについて御教示を私どもいただいている間柄でございますけれども、やはり静岡県を見ますと、先ほども述べられたとおり、天竜川には三遠南信、それ

から富士川には中部横断自動車道等々が2県にまたがって通過をしているという地域でございますけれども、残念ながら大井川は行きどまりという現況でございます。

その中で、私どももいろいろこのエコパークに関連いたしまして、どのような施策が必要かといったときには、なかなか対応が難しいというのが現実でございます。と申しますのは、寸又の左岸、これも南アルプスの南側でございますけれども、光岳を中心とした地域がコアの部分になっておりますけれども、そこへ40kmの左岸林道がありますけれども、今10kmほど、お立ち台まで行けるようですが、それから先はすぐにだめになって、崩落しております。その崩落もこれは国有林内でございます、町がタッチすることは今現在できませんけれども、やはり林野庁等とも相談し、また環境省とも相談しながら、やはり柴沢までの40kmを何とか車並びに人力で歩けるようにしておかないと、静岡県側からの登山者は皆無に近いという状況でございます。そのような中で、当然長野県のほうでは30万と言われております登山者がほとんどが長野県から登っているという状況を見たときに、果たしてエコパークの登録をして何が川根本町ができるかということを考えますと、やはり今言った寸又川の左岸林道は当然ながら柴沢までは行けるようにしたいという思いが一つございます。それまで40kmあるものですから、その前のお立ち台まではまず対応できるようにして、寸又峡を周遊できるような形にしたいというのが一つでございます。

もう一つは、やはり今ネックになっておりますのは環状線です。これは井川との関係、静岡市との関係がございまして、当然これまでも川根本町と井川地区の皆さん、静岡市とはいろいろな形でお互いに連携を持って対応してきたというような経緯がございます。奥大井南アルプス振興協議会等々もあつたものですから、そのような協議をしたということがございます。その中で今回山梨県の早川町がやはり雨畑林道を何とか通れるようにして、静岡県から山梨県に抜ける道路を何とかつくりたいというようなお話も実は近々私にもございました。そのような中で、やはり期成同盟会等をつくって、国・県に要望しながら、両県にまたがりますけれども、そのようなことをやらない限りは静岡県側のユネスコエコパークは余りプラスにならないのではないかなという感じが実はいたしております。そのような中で呼びかけもあつたものですから、何とか具体的に対応して、静岡県から長野県へ抜ける道路を改良してもらい、そのような期成同盟会をつくるということは3者ではできると思っていますので、そのようなことを積極的に進めていきたいというふうに思っております。

特にこの21世紀というのがこれまで地方の時代とも言われました。また、環境の時代とも言われました。そのように非常にこれから追い風が吹くような形の中で、残念ながらリニアの関係、これも悪い面ばかり出ておりますけれども、私の友人は今リニアの駅を山梨県、長野県、静岡県につくろうという運動をしている方がおります。実は呼びかけもございました。当然ながら静岡県は山の中ですので、トンネルの区域です。そこへ7,000万の皆さんに大井川を上ってきていただくようなモデルケースをつくろうじゃないかという運動も実は始めた方がおります。そのような中で、やはり将来に向かって希望の持てるユネスコエコパークの

登録であるということは当然ながらやっていく必要があるということを経済的な展望としてやる必要があると思っています。

それから、もう一つ、これも大事なな事だと思っておりますのは、今10市町が構成されて、登録をされましたけれども、その中でお茶の生産がほとんどないのが山梨、長野です。その中でお茶は静岡県、いわゆる井川と川根本町になりますけれども、その地区の特産としてエコパークに認定されたお茶ということで宣伝したらどうだろうという具体的な話も実は静岡市のほうからも話がございます。それらもより具体的にこれから研究しながら対応していくことが必要というふうに思っておりますので、これまでともすると下流を見る、いわゆる都会を見るような風潮が多かったけれども、辻さんの説ではありませんけれども、やはり上流の文化を大切にすべきだということで、やはり拠点整備もしながら対応する必要があるということで、もう一つ言わせていただきますと、当然ながらユネスコエコパークの拠点づくりが必要です。今簡単に言いますと、寸又峡と接岨それから、茶茗館に拠点整備をしようということで整備を考えておりますけれども、将来的には奥泉地区の北小あたりを本格的なエコパークの拠点づくりということで、そこではカヌーをやったり、または登山をする人、いろいろな皆さんを案内できる。エコパークになりましたので、当然ながらエコツーリズムの皆さんにもお世話になりながら対応していく。それが将来の人づくり、またはいろいろな生きがいづくりに役に立つのではないかと考えておりますので、来年度は町債をつけながら対応をしていくというような思いで今ありたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） ただいま広範にわたりまして早川町の問題、上流の問題、詳しく説明されました。夢のような話が半分ありますので、再質問もなかなかしにくいところもございます。ですけれども、夢は夢としてこういう場で語るのも無意味ではございませんので、お話を続けていきたいと思っておりますけれども。

エコパークに認定されて約1カ月後でしたですけれども、7月16日に静岡市田代の畑薙ダムで南アルプス山開きが行われました。テレビなどで安全祈願祭の様子、アルペンホルンの演奏とか森副町長のインタビューもテレビで放映されて、皆さんも御案内と思っておりますけれども、そのとき田辺静岡市長とも式典が終わってからお話しすることができました。廃土置き場を本当に気にしておりました。今から二軒小屋、ツバクロ沢へ行って来るんだと、そういう意気込みで出発した思い出がありますけれども、そのときに井川出身の、先ほどお話ちらっと出たかと思っておりますけれども、市会議員とも声をかけ合って、この地域の夢を話し合うことができたわけでありまして。今の早川への道はその延長線上でもあります。

ずっと昔、元掛川市長の榛村さんが、うろ覚えで申しわけないんですけれども、紅葉のきれいなところは不便だと。空気のきれいなところは人が住みにくいなど、そんなことをおっしゃった記憶がございます。本当に悲しい矛盾だと、こういうことでございました。南アルプス前衛の入り口である寸又峡をはじめ、先ほど来お話出ておりますけれども、ここから光

岳に登る人が本当に少ないということでもあります。奥地の開発というのは本当に大事なことで、新しい魅力にと静岡空港から大無間山へヘリポートの話もお聞きしたことがあります。それから、接岨峡から大無間へロープウエーをかけたかどうか、そういう話とか、もう一つ、寸又峡に吊り橋を新しくして、夢の吊り橋と1周できるように周遊回廊を新しい橋をつくってやることによって、新しい景観が提供できるじゃないかと、そういうような話題もあります。現在はトーマス効果である程度のにぎわいがありますがけれども、こういう夢とか計画をやっぱり調査費をつけて夢の研究と対策が大事だと思われれます。奥地に人を集めるにはどうしたらいいか。町長の思いをお伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 大変大きな問題があるというふうに思っておりますので、私一人でするというふうには思っておりません。そのような中で、今関連する国の企業、自治体も大変多くこちらへ来ているということでもあります。と申しますのは、国土交通省、また林野庁等々がこちらに関連しているという中では、当然ながら皆さんにも知恵をさずけていただかなければならないだろうというふうに思っております。

その中で今具体的にお話がありました。特に寸又峡、私、非常に残念に思っておりますのは、何度も申し上げますけれども、最盛期、寸又のピークのときは34軒の宿泊施設がございました。収容人員は1,500から2,000人と言われた時期がございました。今現在は8軒です。相当減ったということですが、そうしますと、全体の収容人員は450から500です。それだけ宿泊施設がなくなったというのが現実でございます。これは全体的にどういうことが言えるかといいますと、当然ながら収容人員が少ないところはトップシーズンのときになお客さんの入りが限定されるということございまして、どうしても年間の宿泊数が増えないというのがそこに原因があるというふうに思っております。トーマスの今お話がありましたけれども、トーマスで千頭駅までは大勢来ておりますけれども、泊まる方はほとんど海岸のほうへ行ってしまうというような現実が実はございます。

そんな中でどうしたら寸又峡を中心とした奥大井へ来て泊まっていただけるかということをお考えますと、当然ながらやはり見るものが必要だ、体験するものが必要だということになるかと思えます。その中で具体的には今ケーブルカーとかロープウエーの話もございました。また、ある人は長島ダムへ船を浮かべたらどうだろうというお話をされる方もおります。私は今あるものをもっと大事にするならば、井川線、これは全国にここにしかないものでございますので、もう少しPRをする必要があるのではないかなというふうに思っております。これはこれまでの本川根町の行政、中川根町の行政も責任があるかもしれませんが、当然ながらやはりああいうものをもっともっとPRする必要があったかなというふうに考えておきまして、私も責任の一端を担わせていただいたものですから、やはり責任を感じているという面がございします。

それから、今井川の話が出ましたけれども、井川の皆さんもリニアの関係の道路改良がで

きるだろうという思いから、ほとんどの方が井川地区の皆さんは賛成をしております。しかしながら、大井川の下流の皆さんは、水を受給している皆さんはほとんどが反対です。そのような中で川根本町は水源地を持っている。これは長島ダムのことを申し上げておりますけれども、やはりこの機会に下流の皆さんに水源地の大切さ、または水源地で頑張っている皆さんの姿を見ていただくこともエコパークに登録された一つの任務だと思っております、そういう下流の皆さんに環境の勉強のために来ていただくような方策も具体的に今お願いをしておりますけれども、具体的に可能になるような努力もする必要があるというふうに思っています。ですから、将来これは21世紀型の観光地の目指す目標というのは、奥大井に完成できるというふうなところまでつなげていきたいなというふうに思っておりますので、いろいろな形でまた御助言等いただければ、具体的に対応していきたいし、また、やはり少し調査することも必要かなと、今、小藪議員が言われたことも具体的に調べる必要があるというふうに思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 今PRの話出ましたので、お話ししますけれども、ここにぐるぐるマップというのがございます。これは8年前に出たものですが、私ごとで恐縮ですが、自分のところにはこれを置いてあるのですが、この中に8年前ですので、同級生が載っております。今はもう亡くなりましたけれども。こういうものが今年予算の中に上がっております。300万ちょっとの予算が載っておりますけれども、その進捗状況を楽しみにしているんです。発行されるのを。ネット文化で、ネットで拾えばいいじゃないかと思う方はおるかもしれないですが、こちらに入ってくる観光客の年齢層は、今はトーマスで若い方が入ってますけれども、ネット文化になかなか対応し切れない人がいっぱい入ってきます。というのは、このぐるぐるマップのような紙、雑誌文化に頼る客層も多いわけでありまして、これがどんなぐあいに進捗されているか。本年度予算に入ってますので、課長のほうからか町長からお伺ひします。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） ただいまの小藪議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

今お話しのとおり、本年度予算でぐるぐるマップの改定、作成の予算300万円を計上させていただきます。この出版物に関しましては静岡新聞社出版が発行をするものでありまして、その発行に関する経費の一部を町が負担をするという形で発行しまして、書店等で販売をすると。販売については静岡新聞社出版のほうが販売をするという形になっているのであります。通常の書店で販売をしているもの、ぐるぐるマップは他地区いろいろ出ていますけれども、そういう形をとっております。議員御指摘のとおり、その当時発行して、大分年月がたっておりまして、先ほどのような事例であるとか、載っている記事、店舗等もう既にないかいようなことも生じていることは承知をしております。その出版物、前回

作成したときは市町合併前でありまして、旧川根3町、金谷町、島田市と静岡市の一部井川という形で共同で発行をした経緯があるやに聞いております。

今回予算を策定をして事業を進める中で、現在の状況でありますけれども、現在未着になっております。なぜ未着かといいますと、発行に当たりまして、同じく広域での発行でないとなかなか効果が薄いという判断のもとに協議を進めている中で、残念ながら島田市のほうではなかなか発行に対する合意を得てないというところもあります。今のままの状況でいきますと、ぐるぐるマップ川根路ではなくて、ぐるぐるマップ川根本町になってしまうというところが一番大きく危惧されるところでありますので、その辺についての対応を島田市とも協議を重ねる中で、一緒に進めていこうという話ができ得ることを受けての対応というふうに考えております。

また、それに代わるものとして、現状エコパークの登録を受けた中で、静岡市中心に発行されております「スローカル」というフリーペーパーがございますけれども、約6万部発行されているものでありますけれども、そちらはフリーペーパーですので、自由にお持ちいただくものであります。そちらについてはエコパークということで静岡市の井川地区、静岡市はオクシズという形で旧安倍地区の振興を図っておるわけですが、その記事とあわせて川根本町の特集を8月上旬に出させていただきます。ぐるぐるマップのみならず、様々な媒体を介しまして議員御指摘の形の観光等に絡む情報発信を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 今、島田市のことが出てきましたけれども、ぐるぐるマップ、大井川上流でもいいんです、静岡市と組んで。早川町と組んでもいいんです。ここに南アルプスと前衛の山々、これ平成18年ぐらいに発行されたものがございます。特産品の紹介とか、いろいろな紹介がされております。これを見ると本当にすごいことをやっていたんだなと思うんですけれども、南アルプス観光連絡協議会というところで発行されたものです。今この組織はどうなっておりますか、お伺いします。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） お答えさせていただきます。

その協議会につきましては現在もございます。その中で今発行しているものについては、主に南アルプスのトレッキングとか、ハイキングコース的なものを御案内する形のものを出しております。静岡市のほうが中心になってやっていただいておりますけれども、事業的にはそんな形で継続をしております。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） それから、8月20日にエコパークの立地の町であります伊那市議会の総務委員会の10名の皆様がこの川根本町へ訪問されました。一行はエコパーク市町を一

周する行程で研修をしていたわけであります。ちょうど町長、議長は竜泉市に出向いておりましたので、留守でしたので、副議長で対応をさせていただきました。その折、課長のほうからDVDを用いてエコパークについて本町の取り組むエコツーリズムについてお話しされました。議会活動の報告としては6月の4、5と現地視察をしておりますので、そのときの様子を地図と写真で説明させていただきました。

リニア問題はこの伊那市に関しては通過地点でないということで割と淡白な考えでございました。その南の大鹿村は担当区域に入りますけれども。そんなこともあったんですけども、大井川の水に関して先ほど町長お話ありましたけれども、川根本町、それからそれ以南の水利利用、市町の関心が高いということをお知らせしておきました。先ほども言いましたけれども、山岳で交通の便は頭を抱えるところがいっぱいあるんですけども、エコパーク内周遊交通網の構築というような構想も持つべきだなと思います。これには島田市あるいは浜松市、身延町、南部町を含めて、南アルプスエコパーク周遊友好都市提携というようなものを考えて、先ほどのこういうPRにせよ、連絡協議会の後の対応を考えていくべきだなと思います。この連絡協議会の中にはもう既になくなった町が二つぐらい入っております。ということですので、合併後にこういう南アルプスエコパーク周遊友好都市提携、そういうようなものを考えてほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今のお話は将来的には大変必要な話だというふうに思っております。そのような中で今現在先ほども申し上げており、大変アプローチが悪いというような中で、行けない、見れない、写真も撮れないようなところが非常に多いというような中では、なかなか大きな宣伝をしても行けないということに対しての反発もあるだろうという思いがございます。ですので、やはり先ほど言いました拠点にある程度ちゃんとした案内ができるようなことをまずやる必要があるのではないかとというふうに考えております。それで、北小あたりを何とか中心的な役割を担えるようなところにしたらどうだろう。当然ながらエコパークばかりでなくて、カヌーも大変これまでは活発にやられたということもございます。また、伝統文化、いわゆる神楽等についても、また赤石太鼓についても、そのような皆さんも集える、またはよそから、海の子山の子で交流がありますけれども、そういう皆さんがそこで体験できる。いわゆる昔の千年の学校の出発、原点みたいなこともそういうところを拠点にやったらどうだろうという思いがございます。ですので、まず内部をある程度固めてからでないと、なかなか外部へのエコパークの現場への招致というのは今現在難しいのかなというふうに考えておりますので、何とか拠点づくりをまずして、案内をちゃんとするというのを、まずもってやる必要があるのではないかとというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） それから、先ほども話しました南アルプスの山開きの際に、帰り途中お弁当が出ました。そこで食べる場所を探してずっと下ってきたんですけども、井

川のオートキャンプ場で昼食をとったわけですが、そこに林野庁関東森林局大井川治山センターの増田所長さんがやっぱりお弁当を食べていらっしゃいました。そこでお弁当を食べながら、榛原川の崩壊地で工事をされております直轄工事のお話をする中で、崩壊防止工事に対する下流の皆さんの理解と支援が非常に気になると。どういうところを指されて言われたか知りませんが、そうやって言われますと、非常に地味な仕事なんですよ、山の中で。目立たないところで一生懸命山崩れの防止をしている。先ほど議員の中で地滑りのお話もございましたけれども、これ本当に大事な仕事ですね。水が減るといって下流の皆さんわあわあ言われるんですけども、この治山防止に対しても下流の町内外の住民の皆さんに知らせる必要があるというふうに思っております。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 直轄の治山センターにつきましては、当時本川根町長のときにこちらへ新設をしていただいたという経緯があるものですから、その経緯は承知しております。と申しますのは、榛原川、民有林が崩壊して大変な崖崩れがあるということで、こちらへ来ていただいた。当時全国で唯一の新設の治山センターであったということも承知しております。しかしながら、それに代わりまして、千頭営林署という名前がなくなったということがございます。と申しますのは、同じ林野庁ですが、千頭営林署という名前はなくなり、それが管理事務所になったわけですが、その代替と言ってはおかしいんですが、そういう形で治山センターが由比のほうからこちらへ新設をされた。当時全国で唯一だったんです。治山センターを新設するのは。そのような中で大変お金をたくさん使っているということも承知しておりますけれども、なかなか目立たないところであるということが一つ難点であります。あの予算が道路の舗装をやれば相当なメーターが伸びるのではないかと思うぐらいお金をかけているのが実際です。

しかしながら、よく考えてみますと、井川の奥、これも大変な崩壊地が非常に多いということ。それから寸又川の奥、これも非常に多くの崩壊地がありまして、ダムほとんどが水力のダムですが、ほとんど90%以上が堆砂をしているというような状況です。ですので、私は治山センターもあちこちでPRはやっているようですが、なかなか治山をやっているからきれいな水が流れるというところまで下流の皆さんは理解をしていないだろうという思いは私自身もあります。これは水と同じでして、やはりきれいな水を下流の皆さんに使っていただくことをやっているのは水源地の住民であるということも、もっともっと行政も治山センターの皆さんと一緒にPRをすることも必要かなど。それが上流の文化を大切にさせていただける基本ではないかというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） よろしくお願ひしたいと思います。先ほどから左岸林道のお話が出ておりました。それから、今営林署の森林管理署のお話も出ておりました。当時は数名の

林道保全のための職員もおりました。重機もありました。それで、そういうことできれいになっていたんですけども、その方たちが定年退職されてからはそのまま補充もなくされてきているのが現況で、町長もよく御承知のことと思います。

それから、あと林道の崩壊もありましたけれども、先ほどお立ち台までは何とか行けるといようなお話でございましたけれども、お立ち台にはちゃんとしたトイレもございますので、あのすばらしい景色を町民の皆さん、あるいは町外の皆さんにも提供していくためにも、左岸林道というのは本当に必要な道路だと思います。左岸林道に今まで本川根町時代から力を注いできた町長の思い描く左岸林道の思いを伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 突破口としてできるのは、やはり左岸林道が一番重要なことというふうを考えております。町民の皆さんも現地へ行ったことがないという方がほとんどです。今から15年ぐらい前でしょうか、光岳が原生自然環境保全地域に指定されているということも知らなかったという経緯がございますので、やはりそのPRのためにも町民に知っていただくということでPRをしたつもりだったんですが、なかなか崩落が非常に多くて、道路の通行どめが多かったということがございます。特に今お話ありましたとおり、営林署は最盛期には職員が800人いたんです。しかし、今現在、管理面積は同じですが、二人しか今担当者がおりません。当然ながら二人ではなかなか現地の道路の関係の整備等もできないし、また、山の管理もできないだろうというような中で、今後国有林の皆さんの協力を得ない限りは又の左岸もなかなか途中まで、お立ち台までまずやりたいと思いますけれども、そこまでもできないという状況でございますので、何とか林野庁と一緒に、やはりせつかく登録された地域を多くの皆さんに知っていただくということのためには、私ども積極的に国・県にお願いして対応をしていきたいというように思います。

その中で入り口のほうは民有林なものですから、本川根町当時、いろいろ手当てはしました。これはやはり崩落が危険だということもございましたので、町で単独で対応したという経緯がございます。それも含めて当時はまだほかに南アルプスマウンテンパーク構想というのが県のほうに実在したというのか、そういう計画もあったものですから、そのような中で当時の知事をお願いして対応をしていただいたということがございます。それから先が何も動きがなかったものですから、再三申し上げましたけれども、具体的な進展はなかったということで、今度このエコパークの登録が出たということで一気に対応をしていただくように、国・県へお願いしているというのが現況です。

将来的な観光の目玉となるのは多分の話で申しわけないんですが、南アルプスが一番遅れているというふうな中では、将来的にはすばらしい地域、多くの皆さんが訪れたいと思う地域になるのではないかとこのように考えておりますし、今百名山の中で一番最後に登るのは光岳のようです。これはやはりアプローチが悪いということもあって遅れているようですが、そのような中で、やはり大切なものは町としても大切に一緒になって育てていきたいという

ふうに思っておりますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 先ほど冒頭の演題のほうで申しましたけれども、今行きたい仕掛け、これが本当に今のお話のように大切なものだなと、そんなふうに思います。

きょうは8人の一般質問者で時間もタイトなものになっておりますけれども、最後に、今夜8時からNHK総合テレビで南アルプスについて放送されます。金とく「絶景！美味！まるごと南アルプス」という番組でございます。こういう席で何かと思えますけれども、きょうはむつみ学級、そのほか大人数が見えておりますので、お知らせしておきますけれども、この番組でユネスコエコパークに登録された南アルプスの3,000m級の山から眺める富士山とか大パノラマ、咲き誇る天空の花畑、名水でつくるお酒とかスイーツですね。そんな話題が含まれているというような案内でございますので、ごらんになっていただければありがたいなと、そんなふうに思ったところでございます。

以上をもちまして私の質問は終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） これで小藪侃一郎君の一般質問を終わります。

次に、3番、野口直次君、発言を許します。

○3番（野口直次君） 3番、野口直次です。

一般質問をさせていただきます。

今年4月に一部でひょう、あるいは2年連続凍霜害がありましたが、この夏は今のところ大きな被害がなくてほっとしております。

私が、3月議会で集落存続のために地区内の小さな諸問題が表になかなか出てこないということを質問させていただきました。そのとき、町長の答弁に役場職員が地域の行事など積極的に参加し地域支援を行う、皆様方の声をお聞きすることができるようにする、職員のいない地区は情報基盤整備、各家庭に配置する端末機、かわねフォンですね、は双方向性の機能がある受信機、それを利用していただき、意見、要望などを聞くシステムを今後考えていく必要があるということでお話がありました。

いよいよ今年度、その事業がスタートいたします。早急に利活用し整備されることを要望いたします。

今回、私は2つの質問をさせていただきます。

最初に、安心・安全な集落づくりへの把握をしているか。集落（地区）の危険箇所の諸策を求める。その中に4つ小さく挙げさせていただきましたので、読み上げます。

①民家の横の隣地の大木または囲い杉、管理が行き届かなくなった放置寸前の防風林、山つきの住宅に覆いかぶさる木々、台風・地震等危険が差し迫っている状態の中、地主、山主がわかっていても費用の面で個人では処理ができない、区の人たちも苦慮している。

特に、民民の間でも危険な災害が迫りくる町として、早急かつ将来を含め対策はできないものか。

②といたしまして、空き家、集落内の荒廃茶園の防犯、有害鳥獣の被害、さらに火災等危険度が毎年増加している。不在地主への対応をお聞きする。

③地震・台風・異常気象による土砂災害等大規模災害において自主防災会のハード、ソフトの面の強化、先ほど町長も言われましたが、地区内のやはり行政部の新たな、また新規設立目標ということも、非常にこの中に急遽入れさせていただきました。災害の際、住民へ、特に独居世帯、弱者へ周知の徹底はどうか。町の取り組みは。再度伺います。

④2とも関連はいたしますが、集落内、高齢化に伴い農地を管理できなくなる所有者が増えている。町産業課にも問い合わせ事例があるのでは。相談内容は。また産業課、農業委員会等の対応はどんなかお聞きいたします。

続きまして2番目ですが、町民全員がそれぞれの分野のリーダーとして一歩前進するには、垣根を越えて商工、農林及び観光が連携して人づくり、リーダーの育成を。

昨日、静岡新聞に「浜松のJAとびあ、浜松商工会議所に入会」という農商工連携という記事が1面に出ておりました。産業会の垣根を越えた地域経済活性化を目指す、私たちの町のこれからの町全体の連携をお伺いします。

以上、大きくは2つ、中に小さいのを入れましたが、よろしく願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、野口議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

各地区内の危険箇所の把握でございますが、行政として把握している内容では、先日新聞報道でもありましたとおり、静岡県とともに確認している土砂災害危険箇所が185カ所で、うち土砂災害警戒区域が173カ所となっており、これらにつきましては県は見直しを実施し、土砂災害警戒区域指定の対象となる地域において説明会を開催するとの方針を決めております。

また、土砂災害に対しましては、県の急傾斜地崩壊対策事業による擁壁等の設置、砂防事業による土砂流出の防止、治山事業による山地保安施設の整備、さらに洪水対策といたしましては、県と連携した河川護岸工事の実施のほか、台風や大雨時など、中部電力や長島ダム管理事務所と連携し、水利情報を確認しながら洪水被害対策を徹底しております。

町といたしましても、県やこれまでの経験等の様々な情報をもとに土砂災害及び洪水ハザードマップを作成し、各世帯に配付させていただいておりますが、これらを活用し、万が一に備えてまずは各家庭や地域において対応についての話し合いをしていただきたいと思いますと考えております。

川根本町においては、日ごろから近隣の中で、小さな自治体ならではのきめ細やかな住民同士の助け合いが行われており、こうしたことが災害時や避難誘導の大きな力になるものと考えております。

町は、風水害などで被害が想定される場合、段階的に避難準備情報、避難勧告、避難指示

を発令をいたします。

避難準備情報は、避難勧告や避難指示を行うことが予想される場合に、それに先立ち発令されるもので、被害が予想される地域の住民、特に高齢者ら避難に時間がかかる人に早目の避難を呼びかけるものであります。

次に、避難勧告は災害による被害が想定され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令されるもので、指定された避難所など安全な場所への避難を勧めるためのものですが、避難を強制するものではありません。

そして、避難指示は状況がさらに悪化し、災害によって人的被害が出る危険性が非常に高まった場合や人的被害が発生した場合に発令をされます。避難指示が出た場合は、直ちに避難しなければなりません。ただ避難しなかった人に対する罰則規定などはありません。

ちなみに、避難命令という言葉も聞かれますが、日本では法律に基づく避難命令はなく、法律で規定されているのは避難指示と避難勧告のみで、避難準備情報は法律によって根拠こそありませんが、自治体が地域防災計画に基づき発令するものであります。

これらの勧告や指示は、ある程度の被害が予想される場合に発令されるものですが、町では身の危険を感じたら、これらの発令を待つことなく、まず速やかに自らの身を守ることをお願いをしております。

行政が住民の安心・安全のために全力を尽くすということは言うまでもないことですが、原則としてまず災害から身を守るのは自分自身、つまり自助であり、次に近隣や自主防災組織などの共助、その後行政等の公助による支援があると考えております。

今後も行政からは町民の皆様に対し、災害時や災害の発生するおそれのある状態になった場合、的確な避難勧告や避難指示の命令を心がけていきますが、住民の方々におかれましても、行政からの避難勧告や避難指示を待つだけではなく、身の危険を感じたら消防団などの協力も得ながら、地区の集会所や親戚、知人の家にいち早く避難するなど、自らの命を最優先に守ることについて、各地区の実情に合ったルールをふだんから話し合いながらつくっていただくよう、各自主防災会などに対してお願いをし、こうしたことの積み重ねが町民の方々の身の安全を守ることができる、最善の方法であると考えております。

倒壊のおそれのある樹木や空き家なども危険箇所として捉えることができますが、これらの多くは民地であることが多く、危険という観点での具体的な数値は町では把握しておりません。

こうした箇所の把握につきましては、周辺住民の方々からの情報や、区長様からの情報に頼らざるを得ないのが現状であります。

そのような情報を把握した場合、例えば樹木が明らかに倒壊のおそれがあるという状態である場合には、原則として地主様に対応をお願いすることになり、処理にかかる費用負担につきましても地主様、あるいはその関係の方々に御負担をいただくこととなります。

なお、台風等によって国・県・町道などに交通の支障のある倒木等があった場合につきま

しては、公費を支出して対応することになります。

また、空き家対策につきましては、現在のところでは、持ち主様や各自治会の方々をお願いするほか、防犯上の問題が起きた場合には、速やかにお近くの駐在所に御連絡の上、対応をお願いするものであります。

次に、人づくり・リーダー育成についての御質問にお答えをさせていただきます。

町民全員がそれぞれの分野のリーダーとして一歩前へ前進するには、ということで、垣根を越えて商工農林及び観光が連携をして人づくり、リーダー育成を進めるための対策はあるか。例えば、まちづくり委員会等をつくる意向はあるかということですが、現在のところ、まちづくりに関して、新しい委員会等の設置は考えておりません。しかし、議員がおっしゃられることについては、第2次川根本町総合計画の策定の中で対応をしていきたいというふうに考えております。

御存じのとおり、第1次川根本町総合計画については、合併から10年経過し、平成28年度には完了となります。このことから、町では、第2次総合計画について平成29年4月からスタートさせるために、平成27年度から準備を始める予定でおります。

事前準備といたしまして、町民アンケートやワークショップを開催し、町民の意見を十分に吸い上げ、川根本町総合計画審議会条例に従い、策定及び実施に関する重要事項を調査審議するため、総合計画審議会を設置することを考えております。

議員がおっしゃる「人づくり、リーダー育成を進めるための対策」としまして、現時点で進めている第1次総合計画の中で実施している「生涯学習推進事業」、「千年の学校」等の事業を検証し、第2次総合計画では、垣根を越えて商工農林及び観光が連携をして、人づくり、リーダー育成を進めるための取り組みとなる、さらに充実した施策を基本構想・計画に盛り込んでいきたいと考えております。

議員の方々には、御指導、御助言等をいただきながら策定してまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 話が前後するかもしれないけれども、いつもこういうことで申し訳ないんですが、できるだけ今日は整理をするつもりですので、よろしく願いいたします。

それこそ今1番目の質問の中で、やはり民生という関係が大変難しいということは答弁の中でもよくわかったんですが、やはり本当にこれから住みよい地区、むらづくりの中で本当に危険の中に、これは本当に難しい話だっていう、先ほども言ったんですが、本当にそこに住んでいる人たちが、これは町だ、これは地主と相談しなければならない、それはそういうことはよくわかっているんですが、本当にもう体力もなくなってきておりますし、経済的にも大変、例えば子供はもう町のほうに住んでいて、おばあちゃん一人、あるいは老齢の御夫婦が住んでいる中、台風とか突風があると本当に心配している中で、これからやはり現実としていろいろな民生の問題はできるだけ避けたいという気持ちはありますけれども、全国的

にこの町のみならず、今実際生活している中で、本当にこのままいきますと、限界集落ということも出てきますし、また隣人同士のつき合いにも影響しかねないということも出てきます。そういうことを考えながら、さらにこれは町長一人あるいは川根本町の問題ではありませんが、先ほど言ったように、国自体もやはり地方創生とかいうなら、こういう一步踏み込んだ何かアイデアを持っていただきたいと思います。

私もちょっと質問にはなりません、町長、その辺はどのように考えるかお願いいたします。国との関係です。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほども申し上げたとおり、民民の関係は非常に難しくて勝手に行政がやるわけにはいかないというような権利の面が出てくるということがございます。

そういう中で、今言われたように、どうしてもできない場合は当然行政に区長さんを通じてくるだろうというような中では、対処をしていくということはやります。しかしながら、それが全て無料でいいかということになりますと、なかなか問題があります。

以前、消防団をやっているときに気になったんですが、以前は消防団は行方不明者を探すときには、1週間は連続で捜索をしたという経緯があります。その後、大変山が深いということもありまして、その中で何を言いたいかといいますと、3日ほどは当然消防団として当たり前として対応する。しかし、4日以降は経費は払っていただきたいということで、当時は本川根町の当時だったんですが、そのときにはそのような方法で対処したという経緯がございます。

ですので、やはり実費等はいただくような形がより具体的に進む一つの方法ではないかというふうに思っておりますので、なるべく行政が道路に関係すること、緊急事態は別といたしまして、当然ながら、長い間問題になっているようなところは、やはりそういう形で対応する以外ないのかなというふうに感じております。

その中で詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの御質問ですけれども、基本的にはやっぱり民法が非常に大きなこれ絡みを持ってくるんですけれども、その土地が私有地である場合、町が強制力を持ってそれを剪定したり、伐採したり、もしくは指導、命令等を行うことができないということになっております。

ですから、非常に難しい問題で今、町長が言われたとおり、費用の問題につきましても、原則的にやはりそこの持ち主様の負担になってしまうというようなことがあります。ただ町長からも話がありましたとおり、緊急の場合ですとか今後持ち主が全然いなくなってしまう場合とか、いなくなることはないんでしょうかね。そういう場合にも考えられることもありますけれども、これは顧問弁護士等も入っていただいて、いろいろな角度から検証をしながら、町民の皆さんに危険とかそういう心配がないような形で対処していかなければならな

いことは重々承知しておりますので、そこら辺のことを含めて、今言ったように顧問弁護士等と話をしながら少し時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今の話は本当にこういうところで、少しでもこうやって前向きな意見を言っていて大変ありがたく思います。10年、20年前だったら本当に山林も、農業も、ほかの商工関係もそうでしたけれども、本当にまだまだ上り調子で皆さん余裕があったんですが、本当にだんだんと体力的、金銭的に苦しくなってくるので、できるだけ自分のことは自分でやるということは当然皆さん町民も思っておりますが、何らかの手でまたいろいろなアドバイスをさせていただければと思います。

続きまして、質問させていただきます。

この空き家の実態調査は、先ほども中澤議員も言いましたが、今年度から実施するというのを聞いておりますが、本当に今年から実態調査をやるんですか、もう一度お答えください。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 今どういう調査をするかということで調整をしているところでございまして、実施いたします。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

それで前後いたしますけれども、この町がいろいろな危険、土砂災害とか入ってきますけれども、先ほどからやはり答弁とか、皆さんの質問を聞いていると、本当に土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、ここにはまだなっていないですが、特別警戒区域なんていうと、この町は全部赤くなっちゃうんじゃないかと思うぐらい、それとこういうハザードマップ、危険度は非常に皆さんいただくと安心する反面、先ほど町長も、課長も言ったんですが、逆に頼り過ぎてもいけないと思いますので、ある程度、くどくなりますが、やはり想定外、あるいは広島のように指定されて、国とか県なんていうのは、ある程度大きな事故とかあるとさらに幅を広げていけばいいというでしょうけれども、担当の市町村は大変になってくると思いますので、行政にもお願いいたしますけれども、やはり災害は身近な自分、先ほども言った自分で守るということの終始徹底を、今後も行政もやっていただきたいと思います。その辺どんなふうに思いますか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 今も野口議員のほうから御指摘ありましたとおり、先ほどの中澤議員さんのときにもお話をちょっとしましたけれども、非常にこの地域、100%安全とはいえないというのが現状だと思っております。

その中で、ふだんから地域住民の中で話し合いをというお話がありましたけれども、手前みそのような形で申し訳ないんですけれども、ここに藺田議員もいらっしゃいますが、私が

住んでいる上長尾地区は自主防災会の中で、もう五、六年前になりますかね。当時の防災員さんが非常に一生懸命考えまして、各班の中で要援護者、それから幼稚園から高齢者までを分類をしまして、その方々がふだん家にいるのかとか、どこかへ出ているとか、消防団員であるのかとか、お年寄りだけれども少し元気があるとか、あるいは寝たきりだとかいろいろな情報ですよ。そうしたものを各班の中で全て把握をしまして、その班を動けるぐらいの規模、四、五軒の範囲に分けまして、それを実際の防災訓練のときに全て確認をして防災員に報告するような形をとっています。そんな形でふだんからそういうふうな形で班の小さな班を小さな区域に区切って、そういうルールづくりをして、いざ災害のときには確認作業をしていこうという。

土砂災害とか大きな豪雨なんかのときには、こういう形ができるんでしょうけれども、自分自身、もし突発的な地震が起きた場合には誰もが要援護者になる可能性が出てきます。そのときは非常にまた違った対応にはなるかもしれませんがね。こうしたふだんからのいろいろな形の地域の中でのルールづくりというのが非常に重要だと思っています。ですから、うちの区だけではなくて、ほかの地区でもこうした内容のことをやられている地区もあると聞きます。

ですから、防災員の方の研修ですとか、あるいは区長会、そうした中でこうしたルールづくりをぜひ今後徹底してやっていただいて、いざ有事のときにいろいろな形で、特に自助はもちろんですけども、共助の部分ですね。そこら辺のことをまず徹底していただくことが、皆さんの生命と財産を守るというふうなことに繋がっていくのではないかと、そんなふうにご考えております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今、総務課長から自分の地域の中の防災訓練を含めて自主防災の内容を詳しく説明していただきました。本当にああやって言うていただくには相当何年もかかっていると思うんですが、じゃ私の地区を含めてほかの人たちがどの程度やっているかということに対して、やはりこういういい実例がありますので、今後もそういうもうちょっと小規模な班を半分にしたようなことで、本当に人がどこにいるかという危険を含めながら検討するには今のお話は大変ありがたいと思いますので、私もこれから参考にさせていただきたいと思います。

続きまして、これは町長か産業課長になると思いますが、集落内の、先ほど言った高齢化に伴い農地の管理ができなくなる所有者が増えているということで、現実とこれからの町の取り組みをということでお聞きしたんですが、その辺ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 今年に入りまして、産業課のほうに耕作ができなくなったよというような相談が数件入ってきています。

内容といたしましては、両親がお茶をやっていたが高齢によりできなくなって子供たちは町外に住んでいるのでできないというような内容やら、高齢によりできなくなったので、私はできないけれども経費を払ってでもいいから隣接の方に迷惑はかけたくないよとかという情報が入っております。この情報につきましては、農業委員会を通じて農業委員の方と情報を共有しております。

産業課としましては、まず借り手を探してもらおうと。茶園としての機能を維持してもらおうということで、借り手を探して継続してもらおうということで一番にやっていきたいと思っております。どうしてもできないという人には、またそれなりの転作、果樹なりの転作の補助もありますので、そちらのほうも条件によりまして、条件のよい茶園と悪い茶園によりまして、個別によって方策が違ふと思っておりますので、そのように相談に乗っているところでございます。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 産業課長、答弁ありがとうございます。

その中で、やはり相談していただく人たちはまだまだ本当にいいと思うんですが、実際にもう相談はできない、やりたくても、前にも私質問したんですが、本当に国民年金の中であちゃん一人いると、本当に雇い人しといてもなかなか草取りも足が悪くてできんよというのがどこの地区にもあると思うんですが、その中でまたこれも先ほど①と同じように、民民と同じようなことも関連してきますけれども、本当に相談して、そこである程度産業課あるいは農業委員会で解決できて、シルバーとかそういうところをお願いして、茶ばらの頭だけ年に2回とか切つてということで、少しでも周りのということをやっていただくというのは非常にありがたいんですが、もう一步踏み込んで、じゃこれから先ほど言ったように管理できない事例も出てくると思っておりますので、その辺また踏み込んで将来検討するという段階まで、一部の地域ではもう来ているような気がします。特に本当に貸したい人はいっぱいあるけれども、課長が言ったように借り手がなかなかなくて、役場の産業課も農業新聞なんかにも年に何回も出していただいて借り手はありませんかと、非常に努力しているということも私らもわかっております。

その中で本当に電話1本でも、あるいは役場に来てどこか土地があいてりゃと言え、本当に万々歳な話でもうほとんどが一方通行の状態になっております。その中で本当にこれから、これ農家だけの話じゃなくて地区あるいは町、ところがやはり農業の立場から見ますと、青色の土地なんかは土地を減らさず守るんだよというのは、今現実な国の政策というか法律になっております。ところが、今もう高度成長から安定あるいは国全体が低迷した時代に入ってきたときに、いろいろな法律が、何て言うんですか、逆に足かせになって、当然法律で本当に、空き家なんかもそうですが、まだまだ法律が現実に合っていないくて住宅をつくるほう、つくるほうというのは、現に今の時点でも続いているわけです。ところがもう地方とかみんなが行けば、本当にどっちかといや農地は守りたいが守れんし、何とかいい方法が

ないかという、当然そこにはいろいろな法律の枠も出てきて問題が出てくるわけですので、その辺をやはり何というんですかね、これはここだけの問題じゃなくて将来にわたって国・県・地方自治体も出てくると思いますので、先ほどのように、新しい夢じゃないですが、こういう条例なんかも国に少しは現実に合ったということをまた議会はもちろんです、町行政も1日でどうということはないんですが、そういうように地方創生の時代なんて選挙近くなったら言い始めたんですが、その前に現実をもっと見てということもひとつ何かの機会があったら町長はじめ皆さんも言っていただきたいと思います。

その点、私一人のワンマンショーじゃいけませんので、どうか何かいい知恵があったら一言。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 議員おっしゃられたように、農地法という法律の中で私たちは事務を行ってまいります。また農振地域やら、うちの見直しが迫っておりますので、そのときはまた現状を見ながら、県・国に現状を説明しながら進めていきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 野口議員、要点をしっかりと、質問要点を。

○3番（野口直次君） すいません。今度頑張ります。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それこそ2番目の中で、それぞれ産業が連携していくということをお話ししたんですが、やはりお茶づくり一つにしても、それぞれの考えですが、日々工夫し宣伝活動を努力しながら独自に行っているわけですが、総合的に宣伝等を一本化するのを考えてもらう時期に来ているのではないかということ。さらに、販売促進も異業者を含めたお茶、特にただ消費者にというより、ターゲットを川根茶が高級茶というイメージがあるなら、やはり富裕層とかあるいはじっちゃん、ばっちゃんとか実業家なんかターゲットを絞って、これから販売するというのも業界はじめ全体で考えていく必要があると思っております。

それとやはりエコパークの中で、町長も前回も今もお話しいただきましたが、本当に川根本町と静岡しかありませんので、どうかせっかくのこういうエコパークの中でお茶を売ることをさらに努力をしていただきたいと思います。本当に守る農地法というのは大事ですけれども、その反面、これからはいろいろな意味で、トップでも何でもいいですから、逆に売り込むということのほうを頑張っていただきたいと思いますので。町長も日ごろから同じようなお考えをしていると見受けられますので、再度お考えを。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 常日ごろ申し上げております。といいますのは、お茶の生産者はお茶の売り方が下手だなということを特に感じていたもんですから、どうしてもお茶の売り方は専門家に、また異業種の皆さんに教えてもらったほうがターゲットが広がるのではないかとということで常々申し上げております。

そのような中で、果たしてお茶だけで、単品だけで販売の上申ができるかといいますとなかなか難しいという評価が非常にあちこちからあります。と申しますのは、地元の産品とセットにして売ったらどうだろう。中には水をどうだろうという人もいますが、その中では当然スイーツ等も今あちこちで言及しておりますし、またお茶に関する転換作物も大分増えてきたという中では、そういうものを交えているいろいろな売り方がターゲットとして考えられるんじゃないかというように思っておりますので、異業種の皆さんも含めて検討することが必要というふうに常々申し上げておりますけれども、そのような体制をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今、町長がおっしゃったように、やはり観光を含めていろいろにコラボして、とにかく川根本町を少しでも売るということで、やはり本当に目線を変えているいろいろ見るということの大事さというのは、私もこの1年間議員をやらせていただいて本当に勉強不足の中で思っておりますので、やはりこれからも違った目線ということでいろいろ見ていきたいと思っておりますので、その辺また販売につなげていけたらと思います。

最後になりますけれども、垣根を越えてと言っておりますけれども、最終的にはやはり役場の、踏み込んで再編も第2次総合計画の立派なお話も聞かせていただきましたが、その辺もまた考えている必要もあるんじゃないかと思えます。

それとお願いですが、やはり我が町のリーダーは町長でありますので、これからとにかく強いリーダーシップ、また行政経験も豊富でございますので、とにかく俺についてくりや間違いのないぐらいの気持ちを持って、またやっていただきたいと思えます。

そうは言いながら、じゃ私の立場になった場合、やはり私や町民はそれぞれの目標を持って今、町民7,758人が全員が10歳ぐらい若返ってこれからの時代を乗り切って、やはり職場、学校、家庭でそれぞれの立場で目標を自分自身、町長ばかりでなく自分自身も目標を持って少しでも実行して、それがまた行政、職員がアシストしてくれて、とにかく行けるところまでみんなで頑張るといふ町長の決意と、私らも一生懸命勉強していきますので、よろしく願いいたします。

以上で。

○議長（中田隆幸君） 答弁はいいですか。

○3番（野口直次君） 答弁はお願いします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今褒められたのかけなされたのか、実はわからないところありますけれども、多分もっと町長一生懸命やれと、町のために将来に向けて頑張れというような激励の言葉があったというように認識をいたしております。

当然当たり前として精いっぱい、残りの人生少ないかもしれませんが、頑張ることをお誓い申し上げたいと思えますし、それにはやはり一人ではなかなかできないという面は

議員の皆さんも一緒になって対応方、前へ進めるようによろしく御協力をお願いしたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） これで終わります。ありがとうございます。

○議長（中田隆幸君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

ここで2時半まで暫時休憩をとりたいと思います。再開は2時半からでございます。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時32分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

1番、藺田靖邦君、発言を許します。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 午後の眠くなる時間ですが、通告に従って質問をします。

期限が迫っている合併特例債のことについてです。

今まで特例債を使って行われた事業、今後の事業展開、また再度の町民の皆さんへの特例債の説明等を伺います。

2町が合併前後、私が消防団を任されていた関係で将来展望を考える委員だったと思いますが、当時は消防の関係で県の協会、榛原支部、広域で物事を考えなくてはならない問題ばかりでしたので、合併ももっと大きなものになるだろうと思っておりました。ただその当時の町長、助役と話をする中で合併の特典、合併特例債に興味を持ったことを思い出します。

現在こうして小さな町同士が一緒になって9年、この特例債を使った事業の根っ子の部分、本質、特例債と絡めた事業の推進、交付税算定替えも間近に迫り、今できることで将来につなげていかなければならないと私は思っております。お考えを伺います。

○議長（中田隆幸君） ただいまの藺田靖邦君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） ただいまの藺田議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

今お話ありました合併当時の町長をやっていたということもありますので、特例債の新町建設計画等にかかわり合ったということで十分承知をしているつもりでございます。

その中で、今の御質問に対して合併特例債について説明をさせていただきたいというふうに思います。

合併特例債とは、御存じのとおり、市町村の合併に伴い、合併に関連して特に必要となる事業について充てることのできる地方債で、起債充当可能額は対象経費の95%となっております。

また、その元利償還金の70%について、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算

入される仕組みになっておりますが、借り入れの償還につきましては、川根本町では1年据え置きとし、全額を民間の金融機関からの縁故債として借り入れを行い、元金均等払いの年2回払い、15年償還というルールを設定して計画的な返済を実施をしております。

なお、合併特例債の借り入れ可能期間は、当初は10年間でしたが、平成24年度に延長されて15年となり、川根本町の期限は平成32年度事業までの起債が可能となっております。その起債可能限度額は、合併当初における標準全体事業費41億7,000万円と標準基金規模10億2,000万円の2町合算額に対して95%である49億3,000万円となっております。

今までの合併特例債の活用状況ですが、平成18年度に地域振興基金の造成費として9億5,000万円、農林業センターの地域資源活用総合交流促進施設の整備に3,830万円、平成20年度に北部地域振興センター、総合支所の建設費として1億6,000万円、平成21年度に北部地域振興センター、総合支所の外構施設整備費として1,200万円、総計で11億6,030万円借り入れを行っております。

このうち、標準基金規模における起債可能額は、地域振興基金の9億5,000万円ではほぼ全額を借り入れているため、この時点で残りの起債可能額は標準全体事業に対する37億5,070万円となっております。

平成25年度にはデジタル防災行政無線システム共同整備事業のための工事費、機器購入費として1億100万円を借り入れ予定でございましたが、機器購入費については平成26年度への繰り越し事業となったため、本事業においては、平成25年度では県との中継局共同整備工事市町負担金分として1,900万円の借り入れとなりました。

そのため、計画では、平成26年度において25年度からの繰り越し事業である南部地域にかかる機器購入費として8,200万円、平成27年度において、北部地域における工事費、同機器購入費、同施工管理費として2億9,500万円を借り入れ、同事業において合わせて3億9,600万円を借り入れる予定となっております。

また、本年度はあわせて高度情報基盤整備事業について、現時点では8億2,680万円、静岡地域消防救急無線デジタル化整備事業に2,290万円、北部地域のデジタル防災行政無線システム共同整備事業に1,560万円の合計8億6,530万円を借り入れる予定でおります。

平成26年度の借り入れ予定額を合わせますと、これまでに14億7,160万円となりますが、今後の起債可能額は24億8,940万円となっております。

なお、起債可能額の総額49億3,000万円に対し少し低い額になっておりますが、これは標準基金規模についての借入額が、地域振興基金ではほぼ完了していることから、若干の差異が生じているものであります。

今後の合併特例債の活用につきましては、現在のところ具体的な計画はありませんが、当然旧2町の合併に伴って必要と思われる事業に対して活用していくこととなりますが、実質的には平成26年3月に改定され、既に議員の皆様方のお手元にある「川根本町・新町建設計画」に掲載されている事業が対象となります。

その中で、例えば行政サービスの中で、地域のサービス内容のバランスを欠いていると思われる事業があった場合や、旧町相互の交流を促進するための道路や橋梁の整備、さらに交流のための公園や施設等の整備などが考えられます。

ただし、この合併特例債は、冒頭で申し上げましたとおり、元利償還金の70%について、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される仕組みであり、町にとっては有利な地方債ではありますが、あくまでも町の借金であるということを考慮し、事業内容の効果などの精査はもちろん、町の財政運営に支障のない返済計画等を立て、議会はもとより町民の皆様にしかりとした説明ができる事業を実施しなければならないということは言うまでもありません。

この合併特例債という用語について、町民の皆様には説明をすべきである、という御意見でございますが、行政が使う用語には、この合併特例債に限らず、様々なわかりにくい行政用語がありますので、そうした言葉につきましては、随時「広報かわねほんちょう」や「かわねほんちょうことしの仕事」等でわかりやすい説明をしていくことを心がけてまいります。この答弁をお聞きになっている議員の皆様方からも、川根本町議会基本条例にもあると思いますので、町民の皆様への御説明をお願いできればありがたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 合併特例債は、今、町長おっしゃったように借金であることは間違いないわけですし、現在の償還残高はどれくらいで今後の償還の計画はどのようにちよつとなっているか説明してください。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修兎君。

○総務課長（前田修兎君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず平成26年度末の償還残高というのは6億2,394万円でございますけれども、これは先ほど町長の答弁にありました25年までの5件の合併特例債に借入れを行ったものであります。26年までの予定でありますので、一応25年までで6億2,394万円の見込みであります。

これで合併算定替えの制度の終了となる平成33年度には、地方交付税というのは平成25年度の試算で約5億7,000万円という近い減額となる見込みでありますので、将来負担の軽減を図るということで、今後の合併特例債の償還については計画的に償還をしていく予定であります。

それで今この負担を軽くするという意味で、繰り上げ償還を実施というのは、議会の皆さんにも御説明をさせていただいておりますけれども、来年3月には平成18年度に借入れた合併特例債、これを2億352万円、それから合併特例債ではないんですけれども、平成17年度に借入れた臨財債、臨時財政対策債、これを1億6,786万円、合わせて3億7,138万円の繰り上げ償還を行う予定であります。

これを行って、効果というのが利息分の支払い義務もなくなるということでもありますけれ

ども、これが4,825万6,000円ほど、この利息の支払い義務が生じなくなるということで、こうしたことを含めて、償還の計画をしっかりと立てて将来に負担のないように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 償還の計画というのは、いずれにしろ金利も考えて返せるものは返す、これは常識ですのでお願いいたします。

関連しまして、今後平成32年度までにこの合併特例債を使うことができるということであり、起債可能残高が24億9,000万ほどであると伺いました。対象となる事業は新町建設計画に掲載されている事業であるということであり、町としては今後の具体的な事業は未定だということです。政策的にもこの合併特例債を活用しての事業展開は、使い方によっては非常に有意義な起債であることは間違いありません。

そこで、町として具体的な計画はないにせよ、平成32年度までにこの特例債を使って事業展開をしていく考えがあるのか、町長のたんすの中の、報道機関もおりますので、余り大きなことは言えないと思いますが、少し具体的に町長が思っている思い、あればお話しいただければと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 合併当時、県のほうに南アルプスマウンテンパーク構想というのが具体的に計画がございました。それが今現在は計画がありません。しかしながら、先ほども答弁で申し上げたとおりエコパークの登録が認知されたということで、当然ながら同じ時期でございますので、関連があるということで、そちらのほうへ、できるできないは別として、積極的に力を注いで対応していただくような努力をしていきたいというふうに思っております。

当然ながら、先ほどから申し上げているとおり、環境と自然、非常に大事な位置づけにあるという思いがあるものですから、その辺を構築をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） ありがとうございます。

当然エコパーク、これから先、我が町それに進めてやっていくのは当然の話でありまして、私の腹の中も少しは似たようなところがありますが、私も私で考えもありますので、またいずれ、それは町長と話をしながらまた努めてまいりたいと、そんなふうに思っています。

さらに、特例債を活用した場合、あくまでも町の借金であるとの考え方があり、当然健全な町の財政運用をしていかなければならない。最大、仮に24億を活用した場合、資産管理も含めて財政を圧迫するようなことなど財政上のことで問題がありますか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの御質問でありますけれども、議員おっしゃるとおり、いきなり全額の24億円、これを借り入れるということは非常に考えにくいことでもありますし避けたいと思っております。

もし仮に、例えば全額24億円を借り入れたといたしますと、うちの裁量なんですけれども、15年で返済していこうという計画があります。その中で考えたときに、最初の6年ほどは毎年約1億円を超える返済額となります。その後も1億円をちょっと切るんですけれども、1億円近い額を返済しなければならなくなると予想されております。現在借りております合併特例債等、あるいはいろいろな地方債ありますので、そうしたことを全部含めて考えていっても、これらの地方債を返していくのが町の財政運営上は非常に厳しくなると思っておりますので、事業の実施については、今後慎重な借り入れの検討と財政シミュレーションが必要であると考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 仮にの話をして、こんなばかな24億も借りる人はいないもんですから、基本的に随時始めるときがあれば、私も財政の基本的なことを聞きたかったもんですから質問させていただきました。

次に、新町建設計画、この赤字追加修正版なんですけど、この28ページから30ページに載っている主要プロジェクト1から5の話在先ほど町長してくれたはずですよ。当町の新町計画に掲載されているこの事業主体であるとのこと、追加措置作業というやつは、この中からまた何か委員会を設けてできるんですか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの御質問でありますけれども、この合併特例債というのは、あくまで合併した市町村が新町建設計画の中に基づく事業でなければならないと法律で決められております。

ですので、今後は原則としては新たな事業の追加というのは認められないという県の見解を聞いております。例外としまして、平成26年3月のときに新町建設計画の変更をして追加をしております。これにつきましては、平成23年3月に発生した東日本大震災、この関係です。これによって、震災の全国的な実情に鑑みまして、被災地以外の合併をした市町村においても、期間の5年延長とともに、その防災等に関連する事業について変更が認められたという経緯がございます。その結果、本町では消防救急広域化整備事業というのと、それから緊急時の電源確保という観点からの小水力発電整備事業の追加が認められているものであります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） ありがとうございます。

先ほどの第2次川根本町総合計画、野口議員のときにちょっと説明あったんですけども、来年から随時その計画を進めていくということなんですけど、いずれにしろ、震災があったためのこの赤字追加修正なんです。

変わらなけりゃ変わらないで、またこの中からいろいろなプロジェクト名、プロジェクトがあって、その中でまたいろいろなものをきつと拾い出して、先ほど町長が言ったエコパークのこともそうなんですけど、どれかに当てはまる事業ならまた使えるということの判断でよろしいんですね。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） おっしゃるとおりで、この新町建設計画に載っている事業、この中でいろいろなアイデアとか、そうしたものを抽出していただいて選択をし実行していくということになります。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） ついついすぐ話をしてしまいまして、すみません。

いずれにしろ、また新しい事業と、これに倣っていろいろな事業を進めていくとするなら、またいろいろなアイデア、皆さんいろいろなことで立てながらやっていただければと思いますので。

今までのことも含めて、この特例債も含めてそうですが、毎年変化していることへの対応、新町の将来像、ここにも書いてありますが、「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町」ただこれだけじゃ終わらないと私は思っておりますので、今できることで将来につなげていくという質問を冒頭しました。次年度、当町合併、節目の10年に当たります。合併当時いろいろなことがありました。皆さんも年を重ねていますから、当然年も進んでおりますが、この町が前進したのか、とまったのか、変化したのか、もめたのか、それぞれに皆さん考えていると思います。

合併前当時、委員会、先ほど冒頭申し上げましたが、その他でその当時の子供たち、学生のアンケートもあり、そのときすごく興味のあることも子供たちが書いてありました。少し凝り固まった我々のような頭も必要だとは思いますが、将来を思うとき、キャリア教育にもつながります。教育長、生徒子供議会なるものも、一度節目の10年、開いてみたら、ちょっと少しそれた質問になるかもしれませんが、節目の10年ですので、いろいろなアイデアのもと、第2次基本計画も始まりますので、全てを利用する、この町を利用して子供たちも利用しながら、将来につながる川根本町をつくるためにも、そんなことも一考かもしれません。すみません。ちょっと少しそれてしまったかもしれませんが、御答弁を。

○議長（中田隆幸君） 町長、教育長。

○1番（藺田靖邦君） 町長でも、教育長でも。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今の藺田議員の質問ですけども、子供議会、想定外の質問をされ

たものですから、私のほうもちょっと今考えていなかったんですけども、合併後10年を踏まえて、今後10年間どう見通していくかということを考えれば、子供議会も開くのもいいんじゃないかと私は考えます。

またそのときにキャリア教育を絡めてというお話がありましたけれども、キャリア教育はキャリア教育で、これはいわゆる学校の教育の中で考えることであって、これは学校の教育の中で将来について自分が将来の夢に向かって進んでいくと、そういうような将来の夢を実現するという意味ではありません。

したがって、将来の夢に向かって進むことによって学習意欲を向上させるという、そういう効果があるものです。そういう意味では、根底にはそれがあるかもしれませんが、子供議会というの。そういうことで検討はしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、子供議会の話が出ましたけれども、私は純粋な気持ちを持ったお子さんの考え方、またはこの町に対してのどのような誇りを持っているか、どのような感じ方をしているかということは、当然聞くべき必要があるというふうに考えております。

それから、合併10周年の記念にもどうするかということでございますけれども、これほどのような形であれ、やはり節目として対応すべきだというふうに思っております。今までも旧の本川根町でも、中川根町でも、それぞれの10年の節目には必ず何かをイベント的にやっていたということも承知しておるものですから、やはり合併の10年、当然何らかの形では対応すべきだというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 8人もいますので、自分は特例債のことだけについて、これで終わりたいと思いますが、この特例債、使い方、使うものによっては人口形態、人口比率、小さな町の合併ゆえに問題も起こります。特例債を使った事業展開があるとするなら、町民の皆さんへの行政が執行部の思いを伝える強い意志を持って取り組んでいただきたい。そのことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） これで藺田靖邦君の一般質問を終わります。

10番、鈴木多津枝君、発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 7番バッターの鈴木多津枝です。朝からの一般質問御苦労さまです。暑かった夏もいつの間にか肌寒い秋風が吹く季節に変わりました。連日、子供たちの元気な声が学校のグラウンドに響き渡るのを心楽しく聞きながらの決算審査でしたが、早くも9月議会最終盤を迎えました。

私たちが議会で奮闘している間に、国では第二次安倍改造内閣が発足し、初の国会が間もなく始まります。戦争をしないと世界に誓った憲法9条の解釈を変えて戦争をできる国にする、集团的自衛権の行使容認の閣議決定やGDPも個人消費も落ち込んでいる今、来年10月

からの消費税10%への再引き上げ判断、福島原発事故は処理もままならないのに、この秋にも九州の川内原発再稼働を皮切りに各地の原発の再稼働や原発輸出を狙うなど、平和と暮らしを破壊する危険な安倍政権の暴走政治が衆参ねじれを解消した国会で、国民とのねじれをますます深めながら突き進んでいます。

今こそ、地方の議会や行政が憲法を守り、住民を守る立場に立って、国の暴走に左右されない地方自治の精神のもとで、住民、町民本意の町政を進めることが重要になっているときはないと思います。

そのような観点から通告しました一般質問ですが、長時間の緊張が続く町長にはさぞかしお疲れのことと思います。どうか簡単、明瞭、前向きな御答弁をいただけますようお願いいたします。

さて、通告しました質問は大きく3本の柱になっています。1点目は、若者定住策、子育て支援策の拡充で、若者を呼び込み、人口を増やす取り組みについてです。2点目は、災害に強いまちづくりについてです。3点目は、情報基盤整備事業についてです。

1点目では、日本一の川根茶の里で後継者がなく茶業の継承が危ぶまれ、耕作放棄地が増え続け、景観を損ね、地区ごとに継承されてきた伝統芸能や地域を支える活力も衰え始めています。今何とかしなければ取り返しがつかないことになると、誰もが危機感を強めています。

町は、どのように人口減少に歯どめをかけ、茶業や地域の文化を次世代へ継承する考えか伺います。

そのために具体的な取り組みとして、1、子育て環境が充実している徳山に遊休町有地や空き家を活用して、若者住宅建設や宅地分譲を行う考えはないか伺います。

これまでも同じ質問を行っていますが、桑野山住宅や大島団地に空きがあることなどを理由に新たな住宅建設はしないとの答弁を繰り返しています。しかし、地名や高郷、徳山の住宅は空きが出てもすぐにほとんど埋まっており、この格差の原因と対策をどのように考えているのでしょうか。

民間の住宅、賃貸住宅への家賃補助も提案されてから数年が過ぎましたが何も進んでいません。また、地名の若者定住住宅は年齢制限で出ていかなければならない人が増えていると聞きますが、そういう方への支援や対策についてもどのように考えているのか伺います。

2、川根高校の学生寮建設募金が始まろうとしています。後援会、OBの方任せ、地域任せにしないで、町の課題として取り組む考えはないか伺います。

3、出産祝い金の増額や入学、進学祝い金の創設、学校給食費の2人目半額、3人目以降は無料とするなど、せめて毎年一つぐらいは目に見える子育て負担の軽減を取り組み、子育て世代を励ます考えはないか伺います。

2点目の災害に強いまちづくりでは、1、8月23日付の静岡新聞に載った県の崖地移転補助金の交付要綱が未整備の11市町に当町も入っています。早急に要綱の整備を求めるもので

す。

2、島田土木事務所へも危険だと要望を繰り返している国道362号線瀬平向井間の法面ブロックの亀裂についてです。8月末には激しい雨が続き、亀裂が広がり、ふくらみが大きくなっています。いつ落ちて来るか分からない危険な状況ですが、崩落の危険対策を強く県へ求めると同時に、工事が始まれば生活道路が通行どめとなり、梅高から向井への狭隘な迂回路が頼みの綱となります。今のうちに早急に迂回路の安全対策や車の待避所確保などの対策を行う考えはないか伺います。

3、防災訓練の充実、避難所の安全確保、緊急避難警告、指示発令時の高齢者や乳幼児を連れた御家族への支援など、住民を巻き込んだふだんからの話し合いや情報交換、図上訓練などの取り組みをどのように考えているかを伺います。

3点目の情報基盤整備事業では、1、端末機の設置などの説明会で出された主な意見と、それへの対策。

2、来年度からのIRU契約に必要な条件整備について、かわねフォンの修理、更新の費用負担、施設全体の修理費、更新費用をどのように考えているかを伺います。

繰り返しお聞きするものもありますが、繰り返し聞くのはどうしてもこの町に必要なことと思うからです。単にできませんとか、計画がありませんなど、木で鼻をくくったような答弁でなく、積極的で前向きな答弁をお願いいたしまして、最初の質問とします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは鈴木議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

最初に、人口減少に歯どめをかけ、次世代の継承を図ることについてのご質問にお答えをさせていただきます。

若者定住促進住宅の設置目的は、町内に定住を希望する若者が住居を確保するまでの間の居住の用に供するために設置したもので、地名地区に16戸を建設し管理をしております。

徳山に若者住宅ということですが、確かに徳山には保育園、幼稚園、小学校それに診療所があることから子育て環境が充実していると言えらると思います。しかし、若者定住促進住宅の入居の状況は、現在1戸の空きが生じている現状です。問い合わせは月に1、2件程度あり、入居に関するパンフレットをその都度送付いたしておりますが、入居申込みまでには至っておりません。そのため、若者定住対策のための新たな住宅を建設することは入居者を確保できるか問題がございます。

また、町内には民間事業者の賃貸住宅も整備をされております。住宅を希望する全ての方を町営住宅等で賄おうとするのは、民間事業者への経営に影響を与えかねないことにもなりますので、需要と供給のバランスを見きわめながら検討する必要があるというふうに考えております。

次に、町北部と町南部に建設されている住宅の入居状況の格差についてです。入居状況に

差があることは事実です。その原因として考えられるのは、住宅から勤務地までの通勤時間と距離が関係していると思われます。道路状況の問題を解消する一つとして、青部バイパスの全線開通があります。本路線の工事進捗につきましては、継続して国、県に要望してまいります。

また、特に沢脇住宅および地名住宅に関しましては、旧住宅の建て替えに伴い新住宅に移転された方が多いため、入退去が少なく、空き部屋が生じないという現状です。

次に、家賃の一部補助についてお答えします。平成21年3月に策定した川根本町住宅総合計画におきまして、子育て世帯が賃貸住宅に居住する場合に条件に応じて家賃の一部を補助する、若者定住促進家賃補助を新たに施策として盛り込んでおります。

本件につきましては現在制度化しておりませんが、計画では所得制限を設けていないことや空き家も対象にしていることから、町営住宅の入居要件に当てはまらない方にも支援が可能となります。そのため今後制度化に向けて検討をしてまいります。

若者定住促進住宅の年齢制限についてでございますが、入居申し込み時には満18歳以上満38歳以下、入居期限が満43歳に達した日から最初に迎える3月31日までに退去しなければならないとしています。

冒頭申したように、設置目的が若者が住居を確保するまでの間の住宅提供であり、住宅に入居しながら町内に居住していただく費用を蓄えていただきたいという考えで建築をしております。定住のための定住促進住宅建設事業費補助金制度も整備をしております。このような制度を活用していただくことで、より多くの方に町内で居を構えていただきたいというふうに考えております。

次に、川根高校の学生寮建設に係る町の支援についてでございます。川根本町の設置する学校と県が設置する学校について管理運営上の違いを述べさせていただきます。

川根高校は、設置者が静岡県であることから町教育委員会との直接的な権限関係は存在いたしません。したがって、川根高校の学校経営あるいは運営上にかかわる事項については、静岡県教育委員会の所管事項であり、直接的に町が関与はできません。町ができることは、川根高校に対しての側面的な支援であることを、まず御理解をいただきたいというふうに思います。

川根高校は、平成26年度からの静岡県公立高等学校入学者選抜において、川根中学校、中川根中学校及び本川根中学校の連携中学校からの志願者は連携型選抜として、連携中学校以外の志願者は学校裁量枠または共通枠の一般選抜として募集し、加えて一般選抜の志願者を対象とし、川根留学生と銘打って県内から広く募集を展開をしております。この制度を活用し、平成26年度は男女各1名が入学をしております。

先ほど述べたように、川根高校は県立高校であることから、学校経営あるいは運営上にかかわる事項に直接的に町が関与できませんが、川根高校の存在は町内の中学校生徒の多くが進学している、中高一貫教育を導入している、町内唯一の高校であるという理由から後援会

活動やカヌー競技活動に側面的な支援としての補助金を支出しておりますが、本年度から後援会が川根留学生へ援助する活動に対しても補助対象としているところでもあります。

議員の質問のOB有志により川根高校の学生寮建設募金が始められたが、後援会、OBや地域任せにせず町の課題としての取り組みをの件にお答えをさせていただきます。

川根留学生は、平成26年度からの生徒募集の中での取り組みですが、課題となったことは宿泊の受け入れでありました。当初、川根留学生の宿泊受け入れは下宿を考え、下宿先の確保を川根高校同窓会が中心となり、藤川区、徳山区、水川区を重点的に呼びかけていただきましたが、思うような確保ができず、結果1名の女子生徒が下宿、1名の男子生徒は元徳山診療所を下宿先として今日に至っております。

川根高校の将来展望は、連携中学校からのみの進学数では教育条件の低下が予想されます。今後も引き続き川根地域の児童・生徒が安心して川根高校に進学し、将来の夢を実現するためには一定数の生徒の確保が必要となり、連携中学以外からも生徒を積極的に受け入れることの必要性を学校関係者で共通認識をしているところでもあります。

この学校関係者には、町及び町教育委員会を含むもので、町及び町教育委員会としても川根留学生宿泊施設整備は喫緊の課題として持っており、平成26年度に入ってから県当局や県議会にも要望活動を行っておりますので、その一端をご紹介します。

本年6月5日、大橋教育長と関係職員とともに、県庁へ伊藤県議会副議長及び安倍県教育長と面談し、川根留学生宿泊施設整備を要望をいたしました。

7月29日、この返答を大橋教育長らから県教委高校教育課に促したところ、8月15日、県教委高校教育課の堤課長補佐らが来庁し回答がありました。その内容は、県は焼津水産高校以外の高校に学生寮を建設する計画も意思も持たないこと。2つ目に町が川根高校の学生寮を建設することは地方財政法に抵触すること。ただし、町民に対する多目的な利用のできる施設の中で寮を建設することには問題はない、同窓会や後援会が建設することには異存はないことが回答でありました。

この回答の内容は、学校関係者にも情報提供をしているところでもあります。

また、これと並行し、川根高校同窓会が川根留学生宿泊施設整備支援事業寄附金の募集活動を展開していることは認識をしております。

このような状況ではありますが、引き続き県及び県教育委員会に川根留学生宿泊施設整備を要望していきませんが、平成27年度の川根留学生である新入生が安心して入学できるよう、下宿先の開拓及び元徳山診療所の改築等により宿泊施設整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に、出産祝い金の増額のことに答えをさせていただきます。

結婚出産祝い金制度については、合併時の平成17年度に川根本町ふるさと定住対策事業奨励金として、結婚祝い金として2万円、出産祝い金として1人目1万円、2人目1万5,000円、3人目以上1人につき2万円の支給を行う制度を立ち上げました。

平成18年度からは支給額を増やし、結婚祝い金が5万円、出産祝い金を1人目2万円、2人目3万円、3人目以上1人につき5万円に増額改正し、現在に至っています。

町の人口動態の資料から、出生人数は平成17年度38人、平成18年度24人、平成19年度33人、平成20年度から平成24年度まで30人から40人で推移を続け、平成25年度は31人でした。合併から現在まで約30人から40人の間で推移していることがわかります。

このため、18年度に金額を増額しているのにもかかわらず、出生者数がほとんど変わらない状況が伺われます。

県内の市町の状況ですが、島田市、藤枝市には出産祝い金の例はなく、森町では次代を担う子供の誕生祝福と健やかな成長を願い、町の活性化と地域福祉の増進に寄与するため、出生1人につき10万円を交付しています。西伊豆町では次世代を担う子供の誕生を祝うとともに将来の健やかな成長を願い、地域福祉の向上を図る目的で出生1人につき3万円を支給しています。また、松崎町では出生1人につき5万円を支給する事業を行っています。

このように、各市町様々な制度で対応されておりますが、当町は他の市町に比べ、決して対応が遅れているということではなく、むしろ先進的に行っていると思っております。

結婚祝い金、出産祝い金についてはもちろん定住・移住促進対策の一つですが、純粋に新しい夫婦の門出を祝福し、明るい家庭を築き、次代を担う子供の誕生を祝うため、祝い金という形で町から支給することが本来の目的と考えております。

今後、経済状況、町の財政事情、他市町の取り組み等鑑みながら、支給額については検討をさせていきたいというふうに考えております。

次代を担う子供たちは町の宝です。これからも、様々な形で支援していきたいというふうに考えております。

次に、2人目、3人目の学校給食の軽減についてお答えをさせていただきます。

学校給食費に係る経費については、学校給食法第11条により負担者が定められており、施設設備費、人件費は設置者である市町村が、その他の経費としての食材費は保護者の負担とされています。

現行の給食費は、平成21年度からの額で、本年4月からの消費税5%から8%へのアップに対しては学校給食費への転嫁をすることなく増額分を町費負担としたところであります。

議員からの2人目、3人目の学校給食費の軽減については、今後の食材価格や消費税のアップに伴う学校給食費の見直し検討の際の参考にとどめておきたいと考えております。

続きまして、崖地近接危険住宅移転事業についてお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、本町では崖地に近接する住宅を移転するための補助制度を整備しておりません。この事業の目的は、崖地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域においては、危険住宅の移転を行おうとする方に補助金を交付するものであります。

本町は、静岡県建築基準条例第10条で規定する水平面からの勾配が30度を超え、かつ、高さが2メートルを超える崖に近接する建物が多数存在します。そのため、崖地近接危険住宅

移転に対する補助制度を新たに整備し、土砂災害から生命を守る手段の一つとしていただきたいというふうに考えております。

要綱を整備しましたら、当然広報などで住民の皆様へ周知を図ってまいります。

続きまして、国道362号瀬沢久保尾間の山どめブロック積みの異常についてでございます。

この異常は、平成23年頃から発生したと思われまます。県土木事務所ではこれまでひずみ計等を設置し注意深く観察をしております。計測の結果、現在のところブロック積みの変状は進行しておりません。

本年度予算で復旧のための測量、設計業務を発注していただいております。まだ設計は完了してはおりませんが、設計が終わり次第工事の発注をすべく準備をいただいております。

迂回路についてですが、迂回路となる道路は町道下長尾向井線及び町道二本松線になります。道路規格は町道であり、狭隘箇所が多数あるため、現状では大型車両が通行することはできません。これら道路につきましては生活道路として使用されていますので、舗装の修繕、側溝の清掃等、安全に通行できるよう維持管理は行っておりますが、大規模な拡幅改良は実施しておりません。

まず、第一には安心・安全に通行できるよう、国道の早期復旧を県にこれまで同様要望をしていきたいというふうに思っております。

次に、防災訓練の充実や避難所の安全確保についてお答えをさせていただきます。

例年9月と12月に実施をしております防災訓練につきましては、各自主防災会、消防団の方などの御協力をいただき、毎年多くの町民の方に参加していただいております。

防災訓練は、主として地震災害を想定して実施しているものでありますが、本町のような山間地の場合には崖崩れなどを想定し、各地区の被害状況の把握とともに情報のトリアージを行い、支援の優先順位を見きわめながら、まずは町民の命を守ることを第一として訓練を実施をしております。

その中では、第一次的な避難所となる各地区の集会所の耐震を進め、現在は全ての集会所で必要な耐震工事が終了をしております。

広域避難所は町内の6つの小・中学校と川根高等学校及び徳山と久野脇のコミュニティー防災センターの9カ所を指定しておりますが、それらの施設につきましても耐震化が済みしておりますとともに、平成25年度までには全ての施設には災害時の電源を確保するための非常電源設備の工事を完了しているところであります。

さらに、中川根中学校、本川根中学校、中川根第一小学校、本川根小学校の広域避難所におきましては、これまでに学校、自主防災会の方々を対象として避難所運営訓練を実施をしております。

これは、実際に災害が起きた場合を想定し、避難所運営ゲームを開催して避難所における困難課題等を克服してスムーズな避難所運営のイメージを持ってもらうことを目的としているものですが、さらに今後は中央小学校、中川根南部小学校においても開催をしていく予定

でございます。

本町は、94%が森林という地域であり、地震による崖崩れや建物の崩壊に限らず、台風やゲリラ豪雨などによる土砂災害の危険地域も多数存在しており、避難場所である集会所も100%安全とは言い切れない状況にもあります。

東日本大震災以来、日本国民の災害に対する意識は大きく変化しているものと思いますが、それでもテレビ、新聞等の報道を拝見しますと、緊急時の避難勧告、避難指示に従って避難をされる方は非常に少ないということが言われております。

しかし、川根本町においては防災訓練に限らず、日ごろから近隣の中で小さな自治体ならではのきめの細かな住民同士の助け合いが行われており、こうしたことが災害時や避難誘導の大きな力になるものと考えております。

町は、風水害などで被害が想定される場合、段階的に避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令します。

避難準備情報は、避難勧告や避難指示を行うことが予想される場合にそれに先立ち発令されるもので、被害が予想される地域の住民、特に高齢者ら避難に時間がかかる人に早目の避難を呼びかけるためのものです。

次に、避難勧告は災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令されるもので、指定された避難所など安全な場所への避難を勧めるものでありますが、避難を強制するものではありません。

そして、避難指示は状況がさらに悪化し、災害によって人的被害が出る危険性が非常に高まった場合や人的被害が発生した場合に発令されます。避難指示が出た場合は直ちに避難しなければなりません。ただ避難しなかった人に対する罰則規定などはありません。

ちなみに、避難命令という言葉も聞きますが、日本では法律に基づく避難命令はなく、法律で規定されているのは避難指示と避難勧告のみで、避難準備情報は法律による根拠こそありませんが、自治体が地域防災計画に基づき発令するものであります。

これらの勧告や指示は、ある程度の被害が予想される場合は発令されるものですが、町では身の危険を感じられたらこれらの発令を待つことなく、まず速やかに自ら身を守ることをお願いをしています。

行政が町民の安心、安全のために全力を尽くすということは言うまでもないことですが、原則としてまず災害から身を守るのは自分自身、つまり自助であり、次に近隣や自主防組織などの共助、その後行政等の公助による支援があるものと考えております。

今後も、行政からは町民の皆様に対し、災害時や災害の発生するおそれがある状態になった場合、的確な避難勧告や避難指示の発令を心がけていきますが、住民の方々におかれましても、行政からの避難勧告や避難指示を待つだけではなく、身の危険を感じたら消防団などの協力も得ながら、地区の集会所や親戚、知人の家にいち早く避難するなど、自らの命を最優先に守るということについて各地区の実情にあったルールをふだんから話し合いながらつ

くっていただくよう、各自主防災会などに対しお願いをしていきたいと考えております。

こうしたことの積み重ねが、町民の方々の身の安全を守ることができる最善の方法であると考えております。

情報基盤整備の答弁をさせていただきます。

地区説明会での御意見の一つとして、現在使っているファックスやコードレスフォンを接続することができるのかといった御意見がありました。

安芸高田市に視察に行っていた際に、市担当者や事業者から告知端末機にはファックスやコードレスフォンとの接続はできないとの説明を受け、当町においてもそのような形で設置を考えておりました。しかし、今後告知端末機の普及や050電話サービスへの加入を考えた場合、より使いやすくすることが住民の皆様にとっても有利であると考え、それらの接続に向けて対応するよう事業者に依頼をしてみました。新たな機器の接続や認識番号の付与が必要であるため追加の費用は必要になりますが、接続できる見込みが立った状況でございます。

また、緊急放送については、計画当初は屋外スピーカーによる放送で対応するよう想定しておりました。しかし、今年に入り広島市などをはじめとした豪雨等による災害が数多く発生しました。それらの状況も考慮し、命にかかわる恐れのある緊急的な情報は停電時であっても端末機から放送できるようにしなければなりません。地区説明会においても同様の御意見がありました。その対応方法として、端末機にはバッテリー機能を搭載していますが、ONUにその機能がないため、新たにバッテリーを外づけする形式で最大4時間の停電に対応するよう検討に入ったところであります。全端末機に接続することになりますので、設計変更にて対応していくことになります。

告知端末機を高齢の方が取り扱うことができるのかといった心配をされる御意見も数多く出されております。設置までの説明はもとより設置後においても安心して利用することができるよう介護担当者や地域の役場職員なども協力し、少しでも不安をなくすことができるよう対応していきたいと思っております。

I R U契約に向けての条件整備について、運営事業者、町の負担区分についても、これまで示したことを基本に協議をしております。

上位回線費用、人件費、販売促進費は運営事業者が負担し、町が光熱費、支障移転費、電柱共架料、占用料、電波利用料、修繕費を負担することを考えております。

センター設備に設置する機器類の管理費、回線監視費、障害時保守費、無線などの通信機器類の保守費など、町が運営事業者に保守管理委託する項目については、その内容を含め協議を始めました。

御質問にある端末機修理費用については、前述の修繕費に含まれており、修繕費の合計額として年間500万円を想定しているところであります。

また、今回の事業は全ての町民の皆さんにサービスを提供することを基本としております

ので、町民の方が日々利用できる環境を町としても整備する必要があります。

かわねフォンによる町からのお知らせ、告知放送等の機能と電話機能のうち、町内の通話は無料とすることで、世帯へのかわねフォン設置の障害が減少し、事業の目的である高度情報基盤の整備が進み、今後見守りのサポートとしての機能や防災情報等の各種のサービス提供が発信できる態勢が整うものと考えます。

町は、各世帯に町からのお知らせが確実に届くよう端末機までの日々の管理をする必要があります、運営事業者にその管理をお願いすることとなります。1台につき月最大800円の費用を町が負担することで協議中です。

また、事業所に対しては10人以上の従業員が従事する事業所に対し、告知端末機が持つ防災としての役割も考え、一般の住民の世帯と同様に設置費用などを町が負担をすることにしました。

町が委託する業務としましては、告知端末機のお知らせや告知放送を設定する業務があります。お知らせとは文字や画像によるお知らせであり、告知放送とは緊急情報など屋外のスピーカーと同時に端末機でも放送されるお知らせになります。

この業務については、月額委託料として60万円を基本として協議をしております。役場からのお知らせに加え、学校や出先機関からのお知らせを含みますが、それらに加え自治体からのお知らせも基本として盛り込んでいくことで、町民の皆様にも利用しやすい環境ができるものと考えております。

更新に係る費用については、利用環境や利用頻度により機器の個体差が出るため、正確な更新時期を提示することは困難としながらも、整備する機器の全てを10年更新、20年更新、30年以降の更新に分類し、工事費用を含めた更新に必要な費用を提示しました。それによれば、10年後には約4億4,000万円、20年後には9億2,000万円の更新費用が必要となるとの説明をまいりました。

更新の考え方ですが、日常の維持メンテナンスに力を入れ、それぞれの機器を延命させるとともに新機種への更新により効率化を図るなど、いつきに財政負担がかからないよう調整する必要がありますし、更新計画を策定し計画的に実施することで、その時点での有利な財源を活用することも対応策の一つになると思います。

また、機器の減価償却という考えのもと、基準を設けて基金を積み立て、更新時の費用負担の一部とする考え方もあるかと思えます。施設や設備を構築すれば、どのようなものでも更新する時期がやってきます。その時点で一時的に大きな財政負担とならないよう、様々な方法を研究し、取り組んでいけるよう調整していく考えであります。

また、更新費用を少しでも少なくする対応として、無線エリアにおいて無線中継局から対象地域内を光ケーブルによってネットワークを構築することも検討をしております。この場合、その地域までの接続方法としては高速無線システムを採用し、最終的には各世帯に設置する受信アンテナへ向けての無線部分を光ケーブルによって変えるという考え方があります。

設計時においては検討もしていた工法ですが、事業費増につながることで採用をいたしませんでした。

今回、このネットワーク構築に必要なMini-OLTという機器が開発される見込みになったため検討段階に入り、東海総合通信局と変更が可能であるかの協議に入ったところがあります。概算費用ですが、この方式を採用することで事業費の減が見込まれること、光ケーブルを採用することで樹木の成長による無線環境の悪化が避けられることなどから検討しているものであります。更新費用の面においても、無線機器と光ケーブルを比較した場合には、光ケーブルの寿命が長いことから有利になるものと考えております。

長くなりましたけれども、以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。長い御答弁ありがとうございました。

傍聴の皆さんもとても関心が強いことだと思いますので、最後の情報基盤整備の件から再質問をさせていただきたいと思います。

聞いていて、そんなにこれからお金がかかるのかと、本当にどうなるんだろうという驚きが今胸の中に沸き起こっています。

整備するときは、合併特例債を使うからそんなに町に負担はかからないよ、でも更新する費用は10年で4億4,000万、20年で9億2,000万。この費用は町が全部持たなければいけないんですか。どこのどういう財源を使ってやるつもりか、お聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 現在の財政的な補助金等の仕組みはできておりません。

ただ、町のほうでは全国の過疎地域と合わせてそういう情報基盤整備の更新についての過疎地域の支援等には要望をしております。

現在、更新時に補助金がありますということは言えないのが現実であります。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 全額町で更新費用は持つ考えですか。

安芸高田市で聞いた話では、これはちょっと又聞きなんですけれども、機器の更新については安芸高田市では中国ブロードバンドが運営会社が持つよということも聞いているんですけれども、そういうところの話し合いはどうなんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 安芸高田市の今の状況ですけれども、具体的に運営事業者が出すというような条件にはなっていないとのことですよ。

これは、運営事業者と町とのIRU契約の中で当然相談をしていくことですが、市町によっては利用者のパイですね、市町の大きさ、うちの町の規模の中でどれだけの運営がされていくかということ等も含めて、これからの契約の中で判断をしていくこととなります。

今現在運営事業者が出すという話は、そこまでの約束は、全部ではないですけれども、運

営事業者がどれだけ出すとかという話は確約等はまだ一切しておりません。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私は最初から町民の合意がない事業だということ、それから運営費がうちの町では、安芸高田市と条件が全く違って、安芸高田市では1万3,000世帯あって、1世帯から500円ずつ端末機の使用料を月もらっているということで、ざっと計算して多分7,000万ぐらい、それだけでもう運業者へ入る、そういうことがあるから安芸高田市では1年目で利益が出た分を議会の了承を得て基金に積んで、これからもそういうものを修理代などに充てていきたいという話も視察したときに聞きました。

ですから、そういう条件が違う、うちの町ではもう全くそういう収入がない、インターネットとテレビ電話を設置した人の使用料、そういうものしか考えられない状況で、あとは足りない分は全部町が出すということになるということで、町民への負担を例えば使用料を永久にもらわないというのであれば、町が足りない分は全部出さなければいけないんじゃないかということ、これまでも二、三回質問しましたけれども、やる前から赤字の話なんかするなということ結構言われてきて中断になってきています。だんだんそのことが現実になってきている。本当にうちの町でそういう財政的な負担が耐えられるものだというふうにご考慮されるんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 運営事業者が、現在会社としての事業計画の中では5年目には何とか黒字にもっていききたいという計画を持っています。

運営事業者として当然会社としてのその計画に基づいて目標達成のためにサービス提供を皆さんにしながら、またインターネット等の収入、運営事業者としての収入を得ていく努力をしていくものと思っております。

ですので、将来の話で全額云々という話は、私のほうからは表現することはできません。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町は、この今回の整備事業でインターネット加入者を900件というふうに想定していますよね。ところが、その何件入るかも、まず何にも確認をしないで、それこそ一番最初に太田議員が質問したように、本当に前回のアンケートでは24%の賛成しかない、40%が反対だと必要ないと言ったと。そういう状況で踏み切ったわけですよ、この事業に。賛成の声ばかりで、反対の声はほとんど聞こえなかったと町長はおっしゃいましたけれども、多分町長選挙のすぐ後の懇談会、町政懇談会、本当に町長への御祝儀気分もあって、参加された方は町長頑張れよということをとにかく伝えたかったんだと思うんです、あのときは。

だから、この事業に対しても、なかなかやれと言った人は勇んで出てこられたかもしれないけれども、やめろと言って心配された方は本当に声を上げなかったんじゃないかなということが、参加していても雰囲気からわかりました。本当に反対だという人は、はっきり言っ

た人は地名と高郷でお一人ずつしか私は聞いていませんけれども。そういう状況の中で、確かに町長は自分に言ってくれる声が賛成だと早くやれという声があったというふうに受けとめたかもしれませんが、前回のあれだけ大きな混乱をもたらした事件であり、事業であり、それを進めるには余りにも拙速というか、本当に国の補助が期限がなくなるということを私たちは耳にたこができるぐらい言われて、今回どんどん進められて最終的に工事請負契約の締結が議会にかけられた。それが町が3億円余増額して18億5,000万円ぐらいになった工事費を、京セラさんが13億ぐらいで消費税込みで落札した。5億円以上も安くなったということで、私たちもこのことに、町が進めていることに反対できないということで賛成したんですけども、工事請負契約の締結については。このことで本当に進むということではもう覚悟をしていますけれども、今のこれまでの説明を聞いても、例えば今朝の町長の訂正の話、ああいうのを聞いても私はああいう説明があれば絶対この事業賛成できなかったです。本当に入札が公平、公正かということでは、もう太田議員が言われたように、だんご3兄弟じゃないけれども、みんなつるんでいる、そういう中で親類同士のお仲間同士の会社が設計入札をやっている。そういうことで、事務所まで同じところにあるんじゃないかということで心配して質問したらとか、あと町の入札運営規則にも入札業者は県内に事業所を持つことを前提とするというふうに書いてあるのに、あのとき県内どころか町内の下泉に事務所がありますと言われたんで、私は反対する理由を持たなくなったんですよ。

ところが、きょうになってそれが間違っていましたと言われて、一体私たちは本当にあんなに真剣に議論したのに、行政のそのいい加減な姿勢は何なのかと。私朝からずっと怒りを覚えています。本当にもっと真剣に行政、町長が言われるように、協力してほしい、一体になって進めてほしいとおっしゃられるなら、もっと真摯な説明、態度を示すべきではないでしょうか。このことについて、町長、どう思われるか、お答えを求めます。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 冒頭で行政報告のときに申し上げたとおり、あのような訂正は大変失礼な話であるし、もっと慎重に対応すべきだということは冒頭で謝ったと言ったら失礼ですが、訂正をさせていただいたという経緯があります。

基本的には、あのようなことは事実確認を抜きにして対応したということに対しては反省すべきだし、今後あってはならないというような大事件であるというふうに私自身感じております。それは庁舎内は全員聞いておるし、今度きょうここに出た課長はそれぞれの課に戻って、そのようなことは間違いのないように確認して議会に提出するというようなことは当たり前のことをすべきだということを痛切に感じておりますので、そのようなことで対応したいというふうに思います。

それから、今のブロードバンドの関係でお話がありました。御祝儀かどうかは、私自身は判断できませんけれども、そのようなことはあったかもしれませんが。しかしながら、新町総合計画の中に同報無線、いわゆる防災無線ですが、これの更新も入っていたわけです。これ

が15億円という金額が出ておりました。計画内ぐらいかかるだろうというのが出ていたというのを確認しまして、それだけかかるなら一緒にやったらどうだろうということを提案して、光ファイバーと無線と両方を対応したらどうだろうということで、意外と早くそれぞれがその方向でいくということがまとまったということ、それともう一つには、やはり町を一つにするためには賛成の方も反対の方も同調できるような形で進めるべきだということで、15億円の防災無線でお金をかける、合併特例債を使いますけれども、かけるならばその方向でやったほうが問題解決には早いではないかという判断からしたという経緯だけは承知おきいただきたいというふうに思います。

そのような経緯でございます。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 先ほどの鈴木議員の御指摘の中に、営業所がなくて入札に参加したというようなことをおっしゃいましたけれども、京セラコミュニケーションシステム株式会社は営業所を持っていたという。

（「町に」の声あり）

○企画課長（山本銀男君） はい、そうです。ですので、そこでの指名競争での指名を受けられたということは事実でございますので、それは間違いのないようお願いを、御理解をしていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） だったら訂正して謝る必要ないじゃないですか。

そうじゃなくて、下泉に事務所がありますとあのとき答えたんですよ。それで、じゃ中国ブロードバンドが下泉に事務所を構えているって、役場から事務所を変えたという説明があって、じゃ一緒にいるんですかと聞いたら、中国ブロードバンドは本川根の文化会館の中を借りて移っていますという説明があったから、少なくとも談合というかもつれ合いの格好にはなっていないなどと思って、私は賛成したわけですよ。

そのことを謝ったわけじゃないんですか。何を謝ったんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 8月12日の時点で、鈴木議員から中国ブロードバンドサービスの事業所はどこですかという御質問に対して、私は下泉という所在地をお答えをしたのが事実です。

中国ブロードバンドサービスは下泉には事業所はないし、安芸高田が事業所としての登記の事業所ということです。それで従業員の方は島田のほうで作業を、調査系の作業をしていた。町のほうで職員との調査設計の細部での打ち合わせを行っていたということで、京セラコミュニケーションシステムと一緒にいたとか、そういう答えではなくて、おっしゃったのはあくまでも中国ブロードバンドサービス株式会社の事業所がどこだったのかというお答えで、私の下泉ですという答えが間違いだということで訂正のほうをさせていただきました。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当にその当時の議事録をちゃんと読まないとわかりませんが、そういうことではなくって、下泉に初め中国ブロードバンドがいる、そして京セラさんがそこに事務所を構えるので文化会館のほうへ中国ブロードバンドさんは行きましたという説明があったということを私ははっきり覚えています。

ここでは水かけ論になるので、そのことはもう繰り返しませんけれども、本当に町長が言われるように、信頼をお互いに崩さないような形で進めていかないと、町民の人たちだって大きな疑問をまだたくさん持っていらっしゃるわけです。

そういうことに本当に慎重にやってほしいし、これから一般会計の反対討論もやりますけれども、本当に決算審査の中でもほとんど説明がなかったし、資料もなかったわけです。4,300万の中国ブロードバンドへの委託料に対して繰越明許したよということだけで何にもなかった。でも繰越明許したから、25年度に何もやらなかったのかと言ったら、そうではなくてお金を払わなかっただけということで、説明は十分できたはずなのに、聞かなかったから悪いんだって、まあ、副町長、前にも言われましたけれども、そういう議員が聞かないから悪いんだというふうなことになってしまうのかなと、私はそれでは信頼関係は築けていけないんじゃないかと強く思っています。

ぜひ、これからは議員が気がつかないこともたくさんあると思います。行政はこういうことを決めました、こういうふうに進めますということは行政は全部把握しているわけですから、そのことをやっぱり議会に報告していただいて、一緒に信頼関係を築きながら進めていくということが一番今大事なことだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今おっしゃるとおりだと思います。

この町をどうして一体化して対応するかということは、お互いに信頼関係がなければできないという思いですし、また大きな事業をここまで進んできたという中で、途中でやめるわけにはいかないとするならば、当然一緒になってこれからも信頼関係を保ちつつ対応することが一番大事で、これが全てで終わりじゃないものですから、これから展開を考えていかなければならない非常に大事な時期だものですから、そのような方向で今までどおり信頼関係を保ちつつ対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当にこれが最後ではなくて、これから展開していくことが大事で、そこにはお金がまたいろいろかかってくる。活用をアプリなど設定するたびにお金がかかっていく。先ほどももう既に防災関係で新たなお金がかかりますよ、設計変更もしますよと。そういうことが言われて、更新の費用もかかっていく、すごく大きなお金がかかっていくことですので、私は本当にこれは今思うと、もっと真剣に考えなければいけなかったことなのに、私たちは本当にそれだけしっかり話し合っただろうかという後悔の念で今本当に

さいなまれているわけですがけれども、でも町長が言われるようにもうとめることはできない、前に進んでいく、そういうことに対してやっぱりもっと行政の毅然とした議会、町民の人たちへの説明責任をしっかりと求めて、この件では終わりに……あ、一つ、聞いたのに答弁が落ちていましたね。財源は更新費用など大きな費用がかかるんですけれども、財源はどうするんですか。

安芸高田市では、利益が上がっているから基金に積み立てている、それをこれからのかかる経費に充てようという話があったんですけれども、議会の了解を得て。だけれども、うちの町は、課長は5年間で黒字にすると言われてましたけれども、5年間で黒字になるという見通しを私は本当に持てるのか、その具体的な中身は何かと聞きたいんですけれども時間がありませんので、また全協などで聞いていきたいと思っておりますけれども、本当に町が大きな財政負担を抱えていくということは事実なんではありませんか。その財源はどうするのかお答えください。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 一つに、運営事業者からの提案事項には、運営事業者の累損の解消後、また改めて、累損ですね、会社の運営の中での累損解消後は改めて町と契約上の取り決めをしたいというのがございます。

ですので、そういう意味では全て赤字だというようなお話は言えないんですけれども、現時点で先ほども私のほうから言いましたように、補助金等はありません。ということで、一般財源が見込まれるということがございます。ただ、あくまでも過疎地域としての情報基盤への運営費についての国への要望等は、引き続いて全国の過疎地域と一緒に要望は上げております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 重なっていった損が消えたら、黒字になったら、もう1回町と話し合って、業者も更新費用を持つような協議をしていくということですね。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 協議を進めていくということで現在は進んでおります。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） それでは、最初の質問に戻ります。

人口減少をどう食いとめるのかということで、高齢化率44%、県内で一番高い当町で、多くの課題を抱えている現状です。県が先月26日に発表してお達者度では、当町は女性が県内1位、男性も3位という本当に何度も言われますけれども、驚くべき健康な町であることが証明されました。これまでも老人医療費の1人当たり給付費が県内で一番低く、県の平均より20%以上も低いということがずっと続いており、周りを見回しても地区の活動や文化、産業など元気な高齢者でもっている町だということが明らかな町です。これは言うまでもなくお茶の効用や町のいろいろときめ細かな生きがい対策、保健福祉事業もさることながら、個

人個人の努力も大きいと思われます。

しかし、近年はその高齢者の方々も寄る年にはかなわず、一人、二人とお亡くなりになっており、出会う人たちからいろいろな人たちやいろいろな会合で、これからこの町はどうなるのかと後継者の問題などを心配する声がたくさん寄せられています。

それもそのはずで、昨年度1年間の町の人口動態は、出生28人に対して死亡141人、転入182人に対して転出239人、差し引き170人の減少です。これは合併以後9年間ずっとほぼ同じぐらいの人口減少が続いており、合併時に9,314人だった人口が、今年9月1日現在で7,758人、1,556人の減、年平均173人の減少になっています。

町の第1次総合計画の10年後である平成28年度の目標人口は7,300人です。国勢調査の数値を使っているのだから、合併時の人口は住民基本台帳の人口より326人少ない8,988人なので、住基で言えば7,500人以上ということになるでしょう。これでは、目標年度の2年後に目標人口を保つことはできないのではないかと。しかも、この7,300人は年18人の新たな定住を確保した場合の目標です。それは多分、地名の若者定住住宅のことを言っているんだと思いますけれども。

第2案として、年27人の新たな定住を確保すれば7,400人に、年37人の新たな定住を確保すれば7,500人を保てるというふうに総合計画には書いてあります。町はこの間どのような定住策を講じてこの目標達成を目指してきたのか。これまでの消極的な姿勢からはとてもこの中の積極的な目標達成を念頭に置いてきたとはとても思えませんが、一体どのように考えているのか伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたことは非常に難しい問題で、これをやれば全てが解決するという特効薬はありません。あらゆる手だてを持って対応しているというのが現況です。

そのような中で幸い若者の定住等で、地名地区は人が増え、若者が増えたというような経緯がありますけれども、今現在少し子供が増えているというのは地名地区だけでございます。

その辺の中で、お茶にしましても林業にしましても低迷しているということがございますし、それを何をやれば後継者が増えるかということは非常に難しいところがあります。

もし、これをやればいいよということが具体的にあればおっしゃっていただきたいわけですが、特効薬はないという前提でやりますと、あれもこれもいろいろなところに手をつけないと対応できないだろうという思いがあります。

ただ、もう一つ、逆転的な発想をいたしますと、今トーマスが非常に子連れの方が非常に増えて、私どもの家の前なんかは多くの皆さんが通ります。これはいつときかもしれませんけれども、ああいう皆さんがどういう気持ちでこちらに来ているかということも調査する必要があるのかなという感じがいたしております。と言いますのは、ここは当然ながら鉄道の町でございますし、観光の町でございますので、そういう皆さんが車のナンバーを見ますと、東北のほうから九州または四国のほうからも来ているという状況の中では何がということ

少し研究する一つの方法かなということも考えておりますし、来た皆さんはそれぞれ話をしますけれども、大変いいところで、こんなところへどうしてあのトーマスが来たんだとかいろいろ問いかけがあります。そのような中でやはり何か、トーマスであれぐらい来ている、そのほかではどうだろうということも考えていくと、あれこれいろいろな施策を打っていけば対応できるのではないかなということがありますけれども、先ほど冒頭で申し上げたとおり、やはり役場に窓口をつくるのが一番手っ取り早いかな、それがいろいろな生の情報が入ってもくるし、出してもいけるということが、顔が見える一元化というのが必要かなというふうに考えております。

今それと行政は何もしないとおっしゃっておりますけれども、行政も実はいろいろなことをやっているんです。それで、一つここで気になっているのは、川根高校の問題についても、行政は何もやっていないわけではないんです。職員は一生懸命対応して、県の教育委員会に行ったりなんかして対応していただいております。

その中で、やはり私は議員も行政の執行部も同じなんですが、職員がやる気になるような形にもっていかないと大変かなという思いが実はあります。これは、褒めたりおだてたりするという話じゃなくて、事実として先ほどの下泉の話じゃありませんけれども、確実な情報というのは自分が持って、それを反映するということが大事で、やはり「だろう」みたいな話は私どもも議会の皆さんも持ってはいけなないということを感じております。

特に、川根高校の対応については、そこに教育長もいますけれども、いろいろな形で職員も対応していただいたということがあるものですから、そのほかの分野でもありますけれども、やはりそういうところは目配りしていただいて、褒めていただくことも必要かなというふうに、行政が何もしていないという職員もやる気なくなっちゃうものですから、その辺のことも一つ言うていただければありがたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私、職員が何もやらないとか、行政が何もしていないなんて今までも一言も言っていません。目標達成を念頭に置いてきたとは思えないという消極的な姿勢だというふうに言ったんです。

これは、職員の皆さんではなくて行政のトップに、特に町長に言いたいことなんです。行政の人たちは本当に毎年職員を減らされる中で、本当に一人一人の町民に対応して大変な思いをしているということは私は十分わかっています。だから、職員の人たちが町民から頑張っているねと言われるためにも、やっぱりトップがそこを本当に頑張っているねと言われる取り組みをしなければならぬと思うから、何回も一般質問のたびにこれはどうだ、あれはどうだと提案してきました。でも、それ一つも取り上げて、ほとんど取り上げてもらっていません。バイオマスもそうですし、徳山への若住建物づくりもどうだと、それも取り上げてもらえません。建設計画はありません、今もそうでした。

それで、これがいいんじゃないかということをご提案してもなかなかやってもらえない、そ

ういう中で、私は積極的とは思えない、消極的だとしか言わざるを得ないと言っているだけで、行政が何も努力をしていないなんて一言も言っていません。お間違えなく聞いていただきたいと思います。

それで、若者を呼び込む目玉をこの町はつくらなければならないと思うんです。例えば、長野県では若者の農業ブームを人材確保のチャンスと捉えて、就農相談会や新規就農里親支援事業などを行って、去年は前年よりさらに多い年間190人の新規就農者が誕生したというふうに記事を見ました。新規就農里親支援事業は長野県以外でも行われているようですが、静岡県ではどうなのか、御存じでしょうか。

○議長（中田隆幸君） では答弁を。答弁できますか。

（何か言う者あり）

○議長（中田隆幸君） 暫時休憩をいたします。再開は……

○10番（鈴木多津枝君） 知らないなら知らないって答えてください。後に進みたいから。

○議長（中田隆幸君） 25分に再開します。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時25分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

鈴木議員の質問に答弁をお願いします。産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 静岡県における新規就労支援の事業はございます。川根本町におきましての新規就労者は把握してありません。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私が聞きたかったのは、里親支援制度なんです。里親支援制度というのを見て、とっても関心が湧きました。

それで、うちの町でも、町長が先ほど言われましたね。何かこれがいいと考えがあればぜひ教えていただきたいと言われたから、私は多分そう言われるだろうと思ってあっちこちいっぱい探したんです。それで探して、これはとてもおもしろそうな事業だと思ってお聞きしたんです。

多分静岡県ではないと、今課長が言われたような新規就農支援事業はあるけれども、里親支援事業はないと思います。それで、神奈川県でも国から1年間、この前の、さきの議会で鈴木室長さんが言った、1年間新規就農青年給付金150万円や里親家賃補助、それから45歳以上には県が里親農家へ月額4万円の支援金を給付するなどそういう政策をやって、どこでも本当に本気になって若者を呼び込むことに懸命に取り組んでいるんです。私はそこを言いたいんです。

それで、町長にそういうものを研究をして我が町でもできることがあると思うんですよ。そういうことを大きな負担にならないものでもやれること、国の支援制度、県の支援制度、そういうのを利用しながら町でも幾分かの支援を積み上げて若い人たちを本気で呼び込む、それがまだ一步も出ていないんじゃないかということをお願いしてお聞きしたんです。

この点ではどうでしょう。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 農業で言いますと、上中さんておりますけれども、今旧の中川根に住んでいると思いますが、その方が私に言っておりました。と言いますのは、これから農業を手伝っていただける若い人を非常にほしいという中で、町が窓口になって対応してくれないかというような話がありました。それは具体的に今下別当等でも、そばをやっているとか、いろいろなファンドを集めてやっているという話を聞いておるもんですから、その辺の対応も少し対応できる面はする必要があるのではないかというふうに思っておりますし、きのうでしょうか、緑の協力隊の3人の女性の方がお見えになりました。そこで会って話ししましたけれども、やはりここはすばらしい町だとみんな思っているわけです。しかしながら、そのような窓口がないということで、なかなか取っかかりがなくこちらに来たくてもつてなければなかなか大変だということで、ないということも確認したもんですから、やはりそういうことも含めて先ほど来申し上げたとおり、窓口を一元化して対応を考える必要がある。これは一つの課題どうこうじゃなくて、やはり総体的に企画あたりの対応が必要かなというふうに考えておりますので、その点についてはまたいろいろなことを教えていただいて、どういう方法ならあるかということを検討していきたい。

それから、先ほど来申し上げたとおり、地元の企業等が非常に求人のチラシを出していることを多分御存じだと思います。あのぐらいあるんですね、求人をしての方が。しかし、その対応がなかなかできていないということ。それから地元を指定する人もいるということもあるもんですから、やはり役場が信用問題でいくと一番信用があるというふうに思っておりますので、信頼と言いましょうか、あると思っておりますので、その辺の中で対応をしていくことが、これからは絶対に必要だというふうに思っておりますので、いろいろなことで対応していきたい。

特に、一元化の関係については当然具体的にやっていくべきだというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ちょっとネットを開くだけでも全国でいろいろな取り組みがされています。特効薬はないかもしれませんが、でも、やっぱりうちの町でふさわしいもの、日本一のお茶の里です。だから、そこを中心に据えて若者を呼び込む。本当に若者を呼び込むにはそういうことしかないと思うんですよ。まず、農業をやってみないか、里親制度と一緒にやってみないか、教えるよ、自立できるまで応援するよ。その個人とか農家の人たちとか町

の支援、そういうものがあって初めて若い人たちが自立できるようになっていくんだらうと思うんです。ひとりじゃ無理だけれども、グループをつくれば耕作放棄地なども効率よく生産ができるんじゃないかと私は思います。

そういうことを支援していくということを、ぜひこれから、あれもこれもとにかく研究をして何かに手を出して足を踏み出さないと、私はもう本当に待たないだと思っんです。集落が本当に人が減っている、積極的に呼び込まないと伝統芸能や地場産業の継承も手遅れになってしまいます。多様な担い手を呼び込むためには、町の魅力、そういう魅力や優位性を県の内外に頻繁に1回とか2回じゃなくて頻繁に発信することが大事だと思います。

そのためには、現在頑張っている農家の人たちと連携して話し合いの場を設けて、町長も検討していきますと言われたんだから、まずここで頑張っている農家の人たち、若者の人たちに集まってもらって楽しい会をしながら、一緒にこの町をどうしていこうか、どういう支援が必要かという話し合いをする考えがないかお聞きします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） その件については、それぞれの異業種の皆さんとも会合を持って年に一度はやろうということで、これまでも何回かやってまいりました。

その中で今言われた農業ばかりではなくて、観光産業、これもやはり後継者がいなくて廃業という方もおるもんですから、その辺の観光産業に対しても、先ほど寸又の例を出しましたけれども、あの辺でも建物の権利の問題等々いろいろ問題はあるけれども、やはりこれから10月、11月の紅葉のピークのときに、周りは明るいけれども1軒、2軒が真っ暗いよということが果たして景観上いいかどうかということを考えると、その辺のことも積極的に対応することがいいのではないかというふうに思っておりますし、その件についてはやはり農業だけではないというふうに思っておりますし、既存の企業の皆さんも応援しなきゃいけないということもあるもんですから、その辺を総体的な形で窓口をつくって対応していくことが必要というふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） それでは、学校給食費の軽減について再質問をさせていただきます。

当町の25年度決算で未納額が163万9,000円ありましたけれども、何人分でしょうか。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長（藤森敦君） 学校給食費の滞納状況ですけれども、ただいま議員が発言のありました163万9,233円にあっては、平成25年度分までの滞納で15世帯であります。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 親の経済状態で子供が辛い思いをするということはあってはならないと思います。

全国でも子供の貧困ということが政治課題になっていて、ましてや義務教育は無償、教育

の機会均等をうたう憲法のもとで、格差を広げるのではなく、どの子も楽しく給食という食育を、教育という食育を受けられるようにすべきではないか。そのために本来なら無償化をしていただきたいし、全国では文科省の発表でも約3割の自治体で無償化あるいは軽減をやっているということが発表されています。

そういうことで、確かに学校給食法では11条で材料費を父母負担とするというふうに、保護者負担になっているということを繰り返し言われていますけれども、そこを町の施策として子育てを応援する。そのためには2人目、3人目、お子さんが多くなればなるほど、親の負担は大変になります。でも、町の将来を支える子供を育ててくれている、懸命に育ててくれている、そういう保護者、親御さんたちへ、町がこういう給食費、二人分、三人分大変だから半額あるいは3人目は無料にするよと、保育料と同じような扱いで支援をするということは、これは決して罰せられるものではないし、町の政策として子育て支援の政策として、十分に考えられることではないかと思うんですけれども、再度お聞きします。どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 鈴木議員の今の質問にお答えしたいと思いますけれども、学校給食費について、これは文科省が平成24年度に学校給食費の未納問題への対応についての留意事項というのを出しております。

ここの中で、未納の原因の一番多いのは親がこれは意識に乏しいというか、それが一番多いとあって50%はそうだとことです。その次が、当然のことながら生活が困難だという、その場合には当然のことながら川根本町では就学支援という形で補助を出しております。

就学支援の中の中身を、鈴木議員御存じだと思いますけれども、これは学校給食費についてもその費用の中に含まれているということです。ですから、逆を言うと文科省のこの留意事項の中にはそういう就学支援で給食費をもらいながら、なおかつ支払わないというケースがあるということで、これに対してどう対応するかということで、実は校長名でそれを受け取って、給食費を払うということも当然考え得ることが文科省が、これは言っております。

それと、学校給食費の無償化の問題なんですけれども、実は私もこれ、かつて調べました。無償化について、鈴木議員の言われるように若者の定住人口を増やすための施策として給食費を無償化することが実は効果があるかどうかということをしきりと検証しなきゃいけないと。それで茨城県のつくばのちょっと先の町で、これは学校給食費を無料化をしました。何年か前なんですけれども。その各年度の事業評価を見てみました。ところが、いまだかつて定住人口は増えなかった。そこも定住人口を増やす、いわゆる施策として学校給食費を無料化にしましたけれども、増えていないと。ただ、事業評価をしながら、継続をしてやるということです。確かに親の負担は軽くなりますけれども、それが即定住人口を増やす政策になるかと言ったら、それはちょっと私は疑問だと思います。

ですから、必ずそれが増えるという検証があれば、これはやるべきだと思います。むしろ、私が考えるのには、先ほど定住人口を増やすという話がありましたけれども、実は定住人口を増やすためには、例えば、きのうちょうどテレビで鹿児島ですかね、島の人口が20人から70人に増えたというテレビ放送がありましたけれども、あれを見るとその根底に何があるかといったら、私は価値観を共有する人たちが集まってくるということが言えるんじゃないかと思います。

ですから、先ほど農業の話もありましたけれども、農業によって定住人口を増やそうという考え方を、それもいいんですけども、その定住人口を増やす方策の根底に例えば価値観を共有する、例えば、ここに野口議員がいますからあれですけども、柚子の栽培の耕作面積を増やしたりとか、それに対して先ほど里親の話が出ましたけれども、それが自立できるまで支援をしていくとか、そういうことで、そういう価値観を共有する人たちを呼び込むとか、そういうことをしない限りは、これは単にいろいろな施策をしたからといって増えないと私は思っております。

ですから、今後考えていくのは、限りある資源の中でいかに効果の上がるポリシーというものを打ち出すか、つまりポリシーミックスという考え方を今後当然考えるべきだと、私は思っております。

○議長（中田隆幸君） 許された質問時間が30分を過ぎましたので、ここまでといたしたいと思います。

これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

◇

◎会議時間の延長

○議長（中田隆幸君） なお、本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長いたしますので、あらかじめ御了承ください。

◇

○議長（中田隆幸君） 続きまして、6番、芹澤廣行君、発言を許します。6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 6番、芹澤です。最後になりましたが、本町シルバー人材センター育成事業についてと非常に漠然とした質問ですけども、一般社団法人のシルバー人材センターの業務内容についてあれこれと言うつもりではございません。先ほど先輩議員、同僚議員が全て口をそろえて少子高齢化の中で人口もいろいろな政策をしながらも170人程度減っていくという中で、私ども団塊の世代が44.3%ですか、私も65になりますので、今年。急激にもう45%、46%となることは事実の町であります。

そういう中で、シルバー人材センターを取り上げたのは、ちょっと二、三行になりますけれども、ちょっと読ませていただきます。

平成24年9月7日、閣議決定の高齢社会対策大綱で基本的な考え方として、高齢者が支えられる側から支える側へと移行することの必要性を指摘し、分野別の基本的施策には全員参加型社会の実現のための高齢者の雇用、就業対策の推進を掲げ、年齢にかかわらず働ける社会、生涯現役社会の実現に向けた取り組みというふうなことを国がうたっております。

まさしくこの町は、その最たる適合するような町なんですね。私ども同級生が63から65にかけて続々というまではいかないんですけども、親御さんがいるお宅は夫婦で帰ってきます。いろいろな技術を持った同級がいて、何とか遊んでいるのも年金もらっているだけでも退屈だし、暇だし、お金もほしいし、就業の場がないかということで希望者はたくさんあるんですね。

そういう実態の中で平成21年をピークに会員数が214人を誇った中で毎年若干ずつ減りまして、昨年は173人だということを聞いておりますが、今年はちょっと増えまして184人というふうな形で、今年は増えております。

そういう中で、本町が補助金として国費と合わせてシルバー人材センターへの補助金を出している。そして、いろいろな町の仕事を恐らく6割前後あるいはそれ以上、シルバー人材センターに委託しながら、残りは一般の町民の方がシルバー人材センターにお願いしていると、こういう実態の中です。

そういう中で、ちょっと質問を絞ります。

先般、シルバー人材センターの事務局長とちょっとお会いする機会がありまして、ちょっと私もよく理解できなかった質問だったものですから明確に答えることができなかったんですけども、国の補助金が728万円、3月28日に交付を決定し、半額の金額が8月19日に振り込まれたと。町のほうはどうなっているかなという話になりまして、私も軽々には答えられないものですから、あとそっちの席に戻りながらその補助金の支出についていつごろ送付できるのか、国が定めた計算した728万に対してどのような算定方式で毎年町の補助金が入っているかということの後でもう一回聞きたいと思います。

そして、1番目の26年度の登録人数及び役員構成について、これは総会資料が議会事務局にはなかったんですけども、シルバー人材センターの本所にありまして、確認したところ、本年度の会員数が男性95名、女性89名、合計184名ということで、その中で役員構成が幹事まで含めて12名。残念ながら女子の理事は2人ということで。この1問については、もう少し理事が女性が増えればいいなという感じでありまして、行政側にとにかくこれは聞いても行政側が理事が増やすともセンターのほうには言えないと思いますから、この1問についてはお答えはいたしません。

2番目のこの数年間の育成事業の実績についてということで、これを中身的に、もしわかる範囲で役場側の助成金を出している、あるいは委託事業をしている中で、こういうことが

このシルバー人材センターが本町のためにいかに役立ったかということをし少し答弁をしていただきたいと思います。

最後になりますが、先ほど先輩議員、同僚議員が一人の方、二人の方が言った内容の中で、老人の見回りとか独居老人の方の健康を把握するなんていうふうな方法があるかどうかというふうなことと関連しておりますが、なかなか大きな農家をやったおうちなんかでひとり暮らしをしておりますと、たまに知り合いを訪ねますと、とにかくごみの山というか、片づけが全然ないような、本当に大変なうちもございます。何とかこういうふうなひとり暮らしの方の清掃とか、本当に簡単な仕事であります、こういうことを福祉を中心にシルバー人材センターの幹部の皆様と役員の皆様とも相談しながら、何とかそういう意味で、独居老人とか御夫婦の面倒を見るような事業をシルバー人材センターの事業として組み入れることができなにかお聞きしたいと思います。

以上、席に戻って暫時質問いたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの芹澤廣行君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、芹澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

今答弁はいいと言われましたけれども、川根本町シルバー人材センターの平成26年度当初の登録人数ですが、180名の登録になっているようです。

役員構成は笹木理事長以下、西村副理事長、西條副理事長の2名の副理事長のほか、7名の理事、2名の監事で構成されております。

次に、育成事業の実績ですが、町はシルバー人材センター事業を実施するために必要な経費のうち、高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱に定める経費を補助の対象として、川根本町補助金等交付規則及び川根本町シルバー人材センター育成事業費補助金交付要綱の定めにより育成事業費補助金を交付して、育成事業費補助金として交付をした金額は、平成22年度が551万9,000円、平成23年度が637万4,000円、平成24年度が641万6,000円、平成25年度が631万1,000円となっております。

今後の事業活動についての支援でございますが、シルバー人材センターの活動は高齢者の雇用の場の確保、生きがいの充実、社会参加の促進など地域社会の活性化に貢献をしている活動であるため、引き続き支援を行っていく所存であります。

答弁に変えさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 今町長の答弁のとおりだと思います。

本町の補助金交付規則ですね、平成17年の。これに見合った形で算定されてあると思うんですけども、この算定の一番の基準というのは、昨年度の就業延べ人数ということで間違いないのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 芹澤議員の御質問にお答えいたします。

川根本町のシルバー人材センター育成事業費補助金としまして、計算の方法が載っております。

ちょっと細かい数字になりますけれども、まず補助基準額というものが町として決まっております。これが637万4,000円、それから補助限度額、これが要綱で決められております。現在の要綱でいきますと710万円という金額が補助限度額になっております。その補助限度額710万円から補助基準額を引く、補助基準額が637万4,000円になっております。それに掛けることが、ちょっと複雑で申し訳ないんですけども、平成26年度でいきますと、前年度の就業延べ人数、平成26年度の補助金に当てはめると、平成25年度の実業延べ人数が1万1,097人から、基準就業人数という数値を要綱で定めてございます。1万1,097から1万1,009人を引いたのが、これが分子になります。それを割ることが1万3,000という目標就業人数がございまして。それから基準就業人数1万1,009人を引いた数が分母になります。先の分子を分母で割った金額に、先ほど言った710万円の補助限度額から補助基準額637万4,000円の金額を掛けます。掛けて出した数字に補助基準額637万4,000円を足します。その数値でいきますと、平成25年度の交付金額が631万1,000円という交付金額になってございます。

芹澤議員が先ほどおっしゃった728万円でございますけれども、この金額については、本年1月8日事務連絡としまして、静岡労働局職業安定部職業対策課高齢者対策担当官より、各市町のシルバー人材センター担当課、担当者宛てに補助金額の限度額が通知をされてございます。当町の川根本町シルバー人材センターにおきましてはBランクという位置づけになっております。その示された金額の補助限度額が728万円ということでございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 課長の話が今わかりましたけれども、その中で1点どういうことなのかちょっと私も理解に苦しむので答弁願いたいんですけども、8月19日に728万円の半額の364万円がシルバーセンターに振り込まれたということらしいんですけども、こうなっていますと金額的に余分に半期分もらってしまうということになると、年度末でこれは調整するという、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） その728万円の半額が振り込まれたというのは、国の補助金額について県から振り込まれたと思われまして。

この728万円という限度額がございましてけれども、それにつけ加えるところがありまして、国は限度額728万円でありますけれども、市町が交付する金額を超えてはならないという金額がございまして、当町、今補助金額について精査をしております。そこで決定したところで市町と同額の補助金となりますので、最終的なところで返す金額、国に返す金額が発生する可能性がございまして。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） そうしますと、25年度を精査して728万円の限度額を大幅に下回ると思うんですけども、その364万プラスその何割かですね。これは何月に国に返すんでしょうか。返すというか、残金をもらうということですか。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 申し訳ございません。シルバー人材センターのその補助金の国の補助金の関係についての出し入れは、町のほうでは詳しい詳細については承知をしてございません。

シルバー人材センターの決算書、総会の決算書において国の精算額、それから町の精算額を把握している状況でございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） これは一つ町長に質問したいんですけども、我が町のこの補助金交付要領が厳然として残っているわけですけども、この当時と平成26年度のいわゆる高齢者の比率というものは本当に高齢者の比率が高くなり、60歳以上の働ける中高年が多いわけですよ。この交付要領を変更して、なるだけ人材センターへの援助を高めるというふうなおつもりはございませんか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 補助要綱で対応できないことは、補助要綱を変える必要があるというふうに思っておりますし、それは今やってすぐ間に合うという話じゃありませんけれども、それぞれの皆さんからの意見、提言等も出てくると思います。それほど高齢者が増えて仕事はある、しかしながら人がいないという状況があれば、当然ながら出てくるという思いがあります。

その中で当然対応を考えなければいけないし、そのお年寄りが元気で、特にシルバーの皆さんはいろいろなところへ行って重労働もしているようですが、大変活発にやっている。その仲間とのコミュニケーションも非常にいいということも伺っておりますので、期待に沿えるように対応する必要があるというふうには考えております。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） （3）の質問に関連してであります。高齢化が進み、本当にひとり暮らしで苦勞されている方で、お年寄りですね、非常に高齢化して腰も曲がり、足腰もきかないというふうな中で、それでも介護にも行かず、お医者さんにも行かずに頑張っている方が多々おられます。これはひとつ温かい目で見ながら、町としてこれは福祉課が本当に忙しい課で申し訳ないんですけども、申し訳ないから言うんですけども、福祉課の人員、スタッフ、マンパワーでできない分を何とかこのシルバーと行政と話し合いしながら、法に抵

触しない、あるいは免許がない方が余分な仕事をして怒られますし、白タクもどきをやっても罰せられるし、ただ買い物を委託されて配達するというぐらいは、私は個人的にはいいかと思うんですよね。

ぜひ、この問題を本当に福祉課の課長を中心にシルバーの理事の皆さんと真剣に話し合っ
て、できる限り援助をしていくと。ついては本当に健康なまちづくりということになります
と、これは余分な言い方かもしれませんが、介護の経費も負担も望めますし、いわゆる
医療費の低減にもまさしくつながることだと思うんです。

町長、ぜひこれは担当課とシルバーとの本当に綿密な話し合いを持っていただいて、やっ
ていただけるかどうか質問いたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 大変申し訳ないですけども、もう一度質問をお願いします。今、こ
この資料を見ていて聞いていなかった、すみません。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） ひとりで頑張っている足腰が悪く腰の痛い人でも自分のうちで介護に
行かず、医者にはある程度は、まあ、かからないとは言いませんけれども、本当に自分で自
立して高齢を迎える方がおります。ただ、そういう方は自力で買い物に行ったり、重たいも
のを自宅で動かすようなこともできないような現実の中で、何とかいわゆる法に触れない程
度に、このような方に対してシルバー人材センターを利用しながら需要を増やすと、人材セ
ンターの仕事を増やすというふうなことを強く町のほうから望みながら、人材センターの理
事の皆さんと話し合いをしていただきたいと、そういう内容です。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 当然先ほど来、皆さんからお話がありましたけれども、高齢化率が高
いという中で、高齢の皆さんがどのように過ごすか、私は同級生、年齢の近い方とよく話
ししますけれども、やはりそこに仕事に行ったときには元気で対応しています。

しかしながら、すごい調子が悪くてうちにいるとどうしても病人になってしまうというよ
うな傾向があります。ですから、コミュニケーションは非常に大事だという思いで、そうい
うふうな病院ではありませんけれども、そういう形のコミュニケーションの場所であるとい
うことも一つの新しい見方があるのではないかなというふうに思っております。

うちの中で座って酒飲んでいるよりは外へ出て、少しでも働いたほうがいだろうという
ことで、私もいろいろ注意というか身近な人には言っておりますけれども、なるべく仕事に
出たほうが毎日じゃなくても、1週間に1回でも2回でも出たほうがいいよということは言
っております。

その中でせっかくシルバー人材センターがあるもんですから、多くの皆さんに登録してい
ただいて、自分のこれまで築き上げた技術等を發揮していただく、そういう場所にするこ
はもっともっとPRをしながらやる必要があるということを身近でよく感じておるもんです

から、そのようなことで課長を含めて、シルバー人材センターと対応を検討するという必要というふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 町長の答弁ありがとうございました。

供給側の話で、そういうことでやっていただくということですが、需要、仕事を受ける、お願いする方が費用の問題とか、本当に遠くまで来てくれるのか、なかなかその周知がしていない部分もありますので、これは町も肝いりでセンターのほうからこういう仕事も受けますよと、行きますと、そういうこともぜひ今後PR活動に努めていただきたいと思います。

これはできますね、こういう仕事も受けますと。剪定とか農業支援ばかりじゃなくて、家庭の中の仕事というあたりも、どうでしょう、この辺は。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 芹澤議員の言われていることはやはりシルバー人材センターを充実しろということだと思うんですよ。それによって、仕事ができる内容は行政が案内するではなくて、シルバー人材のほうからもこの仕事はできますよと具体的に言ってもらわないと、私聞くとところによると、ある仕事は嫌だけれども、この仕事はいいというふうを選ぶということ、こちらからお客さん、町民がお願いすると、その仕事をやる人がいないよとか、嫌な仕事ではあんまりないと思いますけれども、誰でもできる仕事でも選ぶということもあって、なかなか意思の疎通がないということも実は聞いています。

ですから、シルバー人材センターが中身も充実して、行政も一緒になって応援して、もっともっと元気な老人を増やすという意味からも大事なセンターであるという認識は変わりません。ですから、センターのほうもいろいろな場面でPRもしていただいたり、これはできる、これはできないということあるかもしれませんが、その辺も明確にすることが親切というものではないかなというふうに感じています。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 今最後の町長の答弁で、仕事をする人、それから仕事をお願いする人、これがすごくマッチするようなそういう施策をぜひ考えていただければということで、私の質問をこれで終わります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） これで芹澤廣行君の一般質問を終わります。



◎日程第2 議案第39号 川根本町特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の運営に関する基準を定める条

例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第2、議案第39号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案については、第1常任委員会の報告を求めます。第1常任委員会委員長、鈴木多津枝君。

○第1常任委員長（鈴木多津枝君） 第1常任委員会委員長の鈴木です。

それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

9月4日の本会議において、議案第39号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての付託を受け、9月11日午後1時40分から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告をいたします。

まず、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての概要について、担当課長より説明を受けながら進めました。この条例は、平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、保育所などの施設型給付や小規模保育などの地域型保育給付が創設されました。それらの給付対象となる施設は、町が確認することが定められており、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の実施のため、運営基準を条例で定めることとされたものです。

委員会では、担当者の説明終了後、委員からの質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、町としてどのような影響があり、心配することは何かという質問に、子ども・子育て支援新制度は都市部における待機児童解消という側面もありますが、本町は待機児童がないため、すぐに大きな影響はないと考えていますとの答弁がありました。

認定こども園は本町にはないが状況はどうかという質問に対して、子ども・子育て会議において子ども・子育て支援計画を協議中です。既存のさゆり幼稚園が認定こども園へ移行するか否かは園の判断になります。少子化の中、町としても唯一の幼稚園の運営が厳しくなり継続が困難になることは困ると考えておりますので、会議の中でも存続のために今後はあり方について園長と協議していきますという答えがありました。

審査の結果、採決を起立によって行いました。賛成全員で、原案のとおり可決しました。

以上で、審査の結果と経過の報告を終わります。

○議長（中田隆幸君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第39号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第39号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第40号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の制定について

○議長(中田隆幸君) 日程第3、議案第40号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、鈴木多津枝君。

○第1常任委員長(鈴木多津枝君) それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について会議規則第77条の規定により報告いたします。

9月4日の本会議において、議案第40号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての付託を受け、9月11日午後1時40分から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

まず、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての概要について、担当課長より説明を受けながら進めました。この条例は平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、保育所などの施設型給付や小規模保育などの地域型保育給付が創設されました。それらの給付対象となる施設は町が確認することが定められており、平成27年4月からの子ども・子育て新制度の実施のため、運営基準を条例で定めることとされたものです。

委員会では、担当者の説明終了後、委員からの質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、子供のアレルギー対策はどうしているかという質問に対し、現在は入園時に調査、確認していますとの答えがありました。

事業所内保育事業、職員の数の基準はどうなっているかとの質問に対し、子供が20人以上だと現在の保育園と同じですとの答弁がありました。

各保育園にスプリンクラーがついているのかとの質問に対し、ついてはいませんとの答弁がありました。以上のことが確認されました。

審査の結果、採決を起立によって行いました。全員賛成で原案のとおり可決しました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（中田隆幸君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第40号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第4 議案第41号 川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第4、議案第41号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、鈴木多津枝君。

○第1常任委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について会議規則第77条の規定により報告いたします。

9月4日の本会議において、議案第41号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての付託を受け、9月11日午後1時40分から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第41号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての概要について、担当課長より説明を受けながら進めました。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育などの総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律、平成24年法律第67号による児童福祉法の改正により、法第34条の8の2が追加され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で定めることとされたものです。

委員会では、担当の説明終了後、委員からの質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、放課後児童クラブについてはどのような影響があるのかとの質問に対し、今回改めて条例で基準が定められることとなります。すぐに影響があるとは考えていませんとの回答がありました。

条文第5条に小学校に就学している児童とあるが、今後は6年生までの児童が対象となるのかとの質問に、そのとおりですとの回答がありました。

放課後児童支援員については、現在も基準に沿っているのかとの質問に対し、放課後児童支援員については、条文第10条第3項9号により町長が適当と認めた者に従事させています。支援員は、現在1クラブ3人体制で開設しているので、2人以上の規定はクリアしていますとの回答がありました。

なお、委員から出された意見として、今後も条例にあった人材確保施設整備について努力をしてほしいとの意見が出されました。以上のことが確認されました。

審査の結果、採決を起立によって行いました。全員賛成で原案のとおり可決しました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、3本の条例制定の経過を振り返りまして、委員長として現在当町が行っている放課後児童保育への改善や3歳未満児の保育士不足への対策が委員会でも求められ、改善の目標ができたことは大きな成果ではなかったかと思えます。

一方、この条例のもととなる子ども・子育て支援新制度が都市部での待機児童の解消にはまだまだ道が開かれていないことや、保育の質の後退などに反対の声が上がっており、財源についても反対の声が強い消費税のさらなる増税分を原資としているなど多くの課題を抱える法律の制定をもとにした条例制定であることは、今後も注意を要するものでありますが、子供が少ない当町においては、他市町に先駆けた子育てしやすいまちづくりを進めるきっかけ

けとなることを町長、行政に強く期待しまして、当議案が目指す全ての子供が健やかに成長するための適切な環境が確保され、どの保育事業においても安心して保育が行えるよう、施設や人員の拡充に取り組まれることを強く願うものです。

なお、決算審査の最中の委員会審査ということで、福祉課長様をはじめ職員の皆様には大変な負担をおかけし御協力いただいたことや、議員の皆様にも大変熱心に審査を進めていただいたことに心より感謝いたします。大変ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第41号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は35分から行います。

休憩 午後 5時23分

再開 午後 5時38分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



- ◎日程第 5 認定第 1 号 平成 25 年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 6 認定第 2 号 平成 25 年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 7 認定第 3 号 平成 25 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 8 認定第 4 号 平成 25 年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 9 認定第 5 号 平成 25 年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 10 認定第 6 号 平成 25 年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 11 認定第 7 号 平成 25 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中田隆幸君） 日程第 5、認定第 1 号、平成 25 年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 11、認定第 7 号、平成 25 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案については、決算特別委員会委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、中澤 莊也君。

○決算特別委員長（中澤 莊也君） すみません、長時間にわたってお疲れのところ申し訳ありませんが、もう少し時間をいただきたいと思います。

平成 25 年度川根本町一般会計及び特別会計決算特別委員会委員長としての報告をいたします。

今定例会において、一般会計及び特別会計の決算の認定については、議長を除く 11 名の議員からなる決算特別委員会に付託されました。

それでは、付託された事件について会議規則第 77 条の規定により審査の経過と結果を報告いたします。

9 月 4 日の本会議終了後、正副委員長の選出と審査の日程、審査方法について協議を行い、その後、総務課の財政担当室長等から平成 25 年度一般会計及び特別会計の決算状況についての総括的説明や財政の健全化を示す実質公債費比率等の説明を受け、9 月 5 日の企画課を皮切りに 8 日、9 日、10 日、11 日の 5 日間にわたり決算特別委員会を実施いたしました。

審査の方法は、決算書、決算書資料に基づき各課の予算科目の目ごとに補正の内容、財源、不用額の生じた理由等の説明に加え、事前に各課から提出いただいた事業決算報告書に基づき、主要事業内容、効果、課題等の説明を行っていただき、委員からの質問に答えていただ

くとともに、委員からの要望、意見等に対して行政側の考え方や方針等を示していただくという方法をとらせていただきました。

審査は、行政側からの事前に提出していただいた詳細な資料や担当課長等の的を射た説明や、委員の皆様の御協力により円滑に進めることができました。この場をおかりしまして改めてお礼申し上げます。また、鈴木町長、森副町長、大橋教育長には公務御多忙にもかかわらず審査会に御出席をいただき、町の抱える様々な課題等に対しましても真摯な御答弁をいただき、内容のある審査会となったことに対し改めて厚く御礼申し上げます。

9月12日には、荒廃茶園に設置された平田の太陽光施設、林道富沢線の迂回路として施業道ヒラト線開設工事現場、茶の転換作物として期待されているミシマサイコの栽培状況、川根高校南麓寮スクールバス等の視察を実施した後、決算特別委員会を開催し、認定第1号から認定第7号まで委員会採決を行いました。

採決の結果、次のとおり認定されましたので御報告いたします。

認定第1号、平成25年度川根本町一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で原案のとおり認定されました。

認定第2号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で原案のとおり認定されました。

認定第3号、平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で原案のとおり認定されました。

認定第4号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で原案のとおり認定されました。

認定第5号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で原案のとおり認定されました。

認定第6号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で原案のとおり認定されました。

認定第7号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で原案のとおり認定されました。

次に、審査の経過の状況の中で質問、意見、要望等について幾つかを抜粋して報告させていただきます。詳細につきましては、お手元に配付させていただきました決算報告書をごらんいただきたいと思います。

まず、2ページであります。6款1項10目地籍調査事業費であります。ここには少し説明等は載っておりませんが、地籍調査事業費の中で地籍調査事業については非常に大切な事業であるので、事業費を増やすことや事業の見直し、住宅地、農地からの調査を実施をするよう多くの委員から意見が出ております。

5目の同じく2ページの林道費であります。川根寸又峽線、原から下泉へおりの箇所、狭くて急である。県道につながる原の道路の改良の計画はどうなっているかとの質問に対し、

県に下泉・田野口間、局部改良のお願いをしている。現在、改良の計画はないが、局部改良等を県にこれからも要望していくという回答がございました。

3 ページ、土木総務費ですが、300万円の不用額はという質問に対しまして、TOUKA I-0の総合補助によりその事業の該当がなかったため、補助は上限50万であるが、今後この上限枠についても検討していきたいということを感じているという回答がございました。

道路維持費であります。国道362号春野方面へ行く箇所、ブロック積みのはらみ、まだ工事を行っていないのかという質問に対し、現在、調査設計を行っている。速やかに工事を施工してもらうよう県に要望しているとの回答がございました。

7 ページをごらんいただきたいと思えます。すみません、6 ページに戻ってください。

水道料の滞納者という質問がありまして、現年度54件、過年度93件という答弁がございました。

7 ページですが、企画総務費、サポーターズクラブとの関係ということで質問があり、すみません、大井川流域振興連絡会の事業内容という質問があり、実施した事業は大井川流域のPR事業、まちかど博物館推進事業、これは26年の3月15日にチャリムでフォーラムの開催をしているということです。フォトコンテスト及び写真教室、3月7日に表彰式を開催したと。エコツーリズム推進活動支援事業として、3団体へ30万円の補助を支給して、実施しているという回答がございました。

3目のまちづくり事業費であります。縁結び事業は、島田市の制度にある縁結び世話人のようなものを設置するといった事業を検討してほしいという要望に対し、意見として、新規の企画案についてはアンケート等で住民からの意見を取り入れ、施策を考えてみたらどうか検討していただきたい。

大規模な施策は、各課連携した形をとることが重要だと思われる。検討をお願いしたい。

8 ページですが、企画課で茶の販売・宣伝事業を行っているのか疑問であったが、事務分担の検討をしていただきたい。

茶業の推進には、川根お茶街道推進協議会の事業でイベント等の開催を検討したらどうかとの意見もございました。

茶業の販路拡大についていろいろやってきたと思うが、北海道札幌へ来年度予算化をして、各課連携した事業を検討したらどうかという委員の意見も出てございます。

まちづくり室は、細かな事業が多過ぎる傾向がある。ぜひ、役場の機構改革を進め、重要な施策を進めていただきたい。

それに対し、本町の地域に合った特性を持った施策、エコパーク、リニア等を活用し、企画立案をすること、財政を伴った政策が必要と考えるという答弁がございました。

今回のトーマスフェアについては、コンビニとか御前崎周辺のホテル等、魚センター等が儲かっただけで、大鐵にうまく使っていただいて、異業種の意見を聞いて、こういう機会を捉え茶の販売等を考えていきたいという答弁がございました。

環境企画費であります。大井川水利権の更新については検討しているのか。本町が情報を発信するところであるのかという質問に対し、県の水利流量協議会が事務局だが、現時点では県は動いていない。リニアの件では動きはあると。

水利権更新の6カ月前に何らかのアクションを起こす必要があるため、関係機関へ働きかけていくということです。

9ページです、ごらんください。

路線バス対策費、デマンドバス、タクシーの利用はということで、利用可能社は町外者、町内の人のみか。

町外の利用は検討するが、町内利用者との調整が問題であるという回答をいただいております。

県の補助はという質問に対し、路線バスとデマンドは対象になっていると。下泉・文沢線、下泉・地名線、診療所循環線については、県の補助要綱により平成24年度実績に基づき平均乗車密度0.5人以上の路線に該当しないため、補助対象外であるという回答がございました。

10ページをごらんいただきたいと思います。

ダム水源地域振興費であります。以前、国からあったふれあい館の運営助成の状況と流域市町からの負担の状況についてはどうかという質問に対し、長島ダム所管省庁である国土交通省に対し支援の再開について、町として、さらには地域に開かれたダム全国連絡協議会等と様々な機会を通じて要望を行っているが、色よい回答は得られない状況にある。

流域市町から、流域連絡協議会への負担という形で負担をされており、同協議会経費を当町、県、流域市町が3分の1ずつ負担しているという現況であるという回答がありました。

11ページですが、ただし、この協議会負担金に関し、県は支援補助を28年度で終了すると動きもあり、県には引き続き継続支援を要望していくという回答がありました。

ふれあい館の今後のあり方等はどう考えているのか。様々な利活用を検討してはどうかという質問に対し、ダムの案内所として開館し、現在に至っている。国に要望した支援を要望している。同施設を商業的に使用することは、国として施設設置の経緯等の問題から難しいとの見解を示された経緯もある。今後、エコパーク等様々な面から同施設の有効活用を検討していきたいという答弁がございました。

12ページですが、意見として出ておりますのが、おもてなしの店づくり事業補助金に関し、事業実施者を複数から個人と改正したことは評価できるが、さらなる利用促進を図るためにも商工会等を通じて制度の周知が必要と考えるので対応されたいという意見が出ております。

質問の中で、観光協会の役員報酬が支払われていないと認識しているが、同協会に対する町の考え方、補助金のあり方及び会員数を確認したいということでの質問があり、役員報酬は執行されていない。会員数は203名となっている。観光協会が担う業務の中には、町に代わり行っている業務もあり、今後補助金のあり方についての検討も必要であると認識しているという答弁がございました。

13ページですが、観光客誘客のため、旅行会社等のエージェンツへの対応策として職員がエージェンツ等へ宣伝、勧誘を積極的に行うことも必要ではないか、これは寸又峡の現状を見ても必要なことと思われるがどうかという質問に対し、島田市等と協力して実施しているが、今後さらなる対応を検討していきたい。寸又峡の旅館が8軒まで減ってきている現状において寸又の存続、奥大井全体をどうするか、今後のまちづくりをどうするかにも影響があることであり、総合的に検討していく必要があると認識している。

それと、14ページをごらんいただきたいと思います。

8目のもりのくに運営費ですが、年度決算では赤字であり、指定管理事業者が今後撤退するような心配はないかという質問に対し、撤退となると影響は大きい。指定管理事業者社長とも協議をする機会を持っているが、今後指定管理料の検討や地元の利用促進を図っていくことが重要と考えているという答弁がございました。

16ページをごらんいただきたいと思います。

4目地域農政総合推進事業費であります。茶からの転換作物のうち、ユーカリ、薬草の農業としての展開についてという質問に対し、ユーカリは生け花、フラワーアレンジメント用として販売されている。薬草ミシマサイコは、ツムラと提携、取引があるようで、露地、ハウスで6軒ほどが取り組んでいるという回答がございました。

それと、茶業振興推進マップの作成について、町農業振興地域計画との関連を問うという質問に対し、いわゆる青地、農用地であります。をどう振興していくかは行政の課題であると。住民からは農用地の除外の要望があるが、農業振興の観点や法令などを総合的に反映させるのが行政の役割と考えているという答弁がございました。

17ページですが、意見として、空き家バンクと耕作地バンクをつくって見たらどうか。弾力的な利用方法が必要ではないかと。来年は、現状のお茶販売の目標を立てて取り組むことを要望する。他課と連携して取り組んでほしい。共同工場より個人工場のほうが多様なお茶づくりに対応できるので、個人工場への支援も大切ではないか。町にある耕作放棄地や空き家を利用し、後継者育成のために行政から積極的な行動を起こすべきではないかという意見がございました。

農業全般であります。各種特産物の作物補助金など、やる気のある農家に支援する制度の見直しや重点化を求めていくということでもあります。年間で労働ローテーションができるモデル的な雇用型農業や就労制度の策定を求める。農業委員会を生かすような政策絡みの委員会にしていくことを求めるという農業全般の意見が出ております。

町有林の関係であります。18ページをごらんいただきたいと思います。

町有林管理費であります。山林の利用、町有林を自然林に戻すことは考えているのかという質問に対し、町有林は2,500haのうち、生産に使えると思われるものは30ha程度であると。官公造林の整備は24年度の死亡事故以来、25年度は整備していない。保安林に指定されているため、非常に難しいと。法の改正が待たれるということでもあります。

19ページをごらんいただきたいと思います。

教育諸費であります。複式学級についての意見はあったかという問いに対しまして、複式学級に対しての不安が寄せられた。学校では学力に影響の出ない複式学級の授業方法を検討している。制度上、複式学級はできる規定であるので、県教委に対し町の特色に合わせた学級運営ができるよう要請をしている。臨時講師でも授業ができる規定を制定したと。南部小は教頭先生が鹿児島での研修の経験もあり、参考にしたいという回答がございました。

それと、20ページをごらんいただきたいと思います。

学校管理費であります。第一小学校の光熱水費がほかの学校に比べて多いのではないかという質問に対し、40立米の漏水は把握しているが、漏水箇所の調査は費用がかかると。各学校でも発生している状況を確認している。水道担当課とも連絡を取り合って、授業を進めていきたいという回答がございました。

21ページをごらんいただきたいと思います。

学校給食施設費であります。食物アレルギーの対応はという質問に対し、食物アレルギーの該当者は13名、代用食等を可能な範囲で対応し、できない場合は家庭で弁当をお願いしているという回答がございました。

22ページですが、社会教育総務費であります。図書館ネットワークと島田市川根図書館との連携はできるのかという質問に対し、島田市川根図書館では、約4割が川根本町の町民が利用していると。現在、島田市、牧之原市、吉田町の担当者間で図書館の利用の連携について検討をしているという回答がございました。

資料館の運営費であります。南アルプスユネスコエコパークの拠点施設等を考えているようだが、平成27年度以降どのような考え方であるかという質問に対し、これは案であります。教育ビジョンの施策の取り組みの中で施設の有効活用ということで検討をしていると。その中で環境教育やエコパークの拠点施設として南アルプスのデータを保存、保管している施設として考えている。今後、施設の運営についても検討していくが、無料化を視野に入れて考えている。近隣の長島ダムふれあい館は、入館料無料のためお互いに連携ができればとも考えている。結果として、人が来ることにより周りが潤い、地域に還元されることを願っているという答弁がございました。

2目の海洋センター運営費であります。平成26年度の普及協議会準備会や今後のカヌーの普及についてはどう考えているかという質問に対し、カヌーを継続的に普及できるようにカヌー普及協議会準備会を進めている。環境教育を含めて遊休の施設を有効に活用するなど検討をしていきたいという回答がございました。

25ページです。

自治会振興費。要望事項として、少子高齢化で地区活動費も年々厳しくなっている。以前実施した自治会交付金について検討をしていただきたいという要望がございました。それに対し、現在各自治会には均等割で支給する金額プラス世帯分と役場庁舎までの距離に応じた

金額を支給している。均等割についても、改正の必要性について今後検討していくという答弁がございました。

26ページであります。

選挙啓発費。高齢者等の投票所に行けない方の投票について、足の確保は検討しているのかという質問に対し、できる限り期日前投票の制度を利用してほしい。例えば、バスを出すとかの方法があるが、やむを得ない場合の例はあると。投票率は、期日前の投票のPR、町選挙のレベルに国県の選挙への意識啓発が最も大切であるという回答がございました。

28ページをごらんいただきたいと思います。

災害対策費。地区によっては現在使用している無線での更新ができない地区があるが、デジタル化によりどのようになるのかという質問に対し、南部地区については、デジタル防災行政無線を今後配備します。昨年度実施した電波調査により各地区で受信可能との報告を受けているという回答がございました。

無線も災害時に一齐に使用すると混線するのではないかという質問に対し、災害時の混乱は起こり得ることだと思います。そうしたことも含め自治会からの連絡については、行政無線やアマチュア無線、衛星携帯電話等あらゆる通信手段を活用して、連絡をしてもらうように呼びかけていきたい。被害を少しでも軽減するため、まずは自分の身を守る自助を原則に行動としていきたいと考えているという回答がございました。

29ページの最後に書いてありますが、職員は減少し、職員の事務は年々複雑かつ多くなる傾向、これは権限移譲によるものでありますが、メンタルヘルスの面に気をつけるようにしたいという行政側からの意見が出ております。

30ページであります。

税務課の歳入について、税務課は主なものでありますので、歳入の質問が出ておりますので、報告をさせていただきます。

町民税法人分の建設建築事業において工事受注等の増加が見られ、25年の増収になっているのですかという質問に対し、建設土木は上がっているが、建築関係は横ばいの状況だという回答がございました。

それと、最近新聞、ニュース等で騒がれている過誤納付による還付加算金はあるのかという質問に対し、還付処理には事由によりそれぞれの算定方法があります。そのうち一つを誤って算定したものが今回報道されたものであります。これは各市町電算システムの自動計算により行っているため発生したと聞いています。当町は、件数等も少ないため、手動計算により処理を行うため、誤りはありませんでしたという回答がございました。

32ページです。

いやしの里診療所事業特別会計をごらんください。

施設の管理費であります。医師の募集についての不用額についての質問に対し、県立総合病院から清水医師を派遣していただいております。現時点での広報専門誌への医師募集広告は

出さなかったための広告料の不用であると。

遠隔診療のビデオ会議のシステムのIP料が不用となったため。

医師募集に関しては、問い合わせはたまにあるが、応募にまでは至っていないという回答がございました。

国民年金事務費についてです。

国民年金の納付状況について教えてくださいという質問に対し、国民年金被保険者の数、免除者を含むは1号、3号、任意、60歳以上任意合計で1,111人であると。保険料収納率については77.5%で、島田年金事務所管内平均69.9%を上回っていると。管内市町では納付率はトップであると。平成26年3月現在、川根本町の国民年金受給者は3,510人で、受給額は年額の総額として24億2,199万5,517円となっている。1人当たりの年額は69万27円になっているという回答がございました。

それと、予防費であります。僻地患者輸送の対象地区は坂京地区であるが、原山地区とか町営バス等公共交通機関が整備されたことでなくなった経緯なのか。僻地患者輸送事業の基準等という質問に対し、原山地区は町営バス運行等によって交通事情が改善されたことで、患者輸送事業は行っていない。坂京地区の患者輸送事業は、1往復1.5人ほどの利用状況である。国の定める僻地指定には集落から半径4km以内に医療機関がないこと、ほか細かな条件があるということで回答がありました。

塵芥処理費、清掃費であります。ごみ収集作業は何人で行っているのか。6カ月契約にしないで、1年契約にした方がいいのではないかとという質問に対し、町職員1名、臨時職員7名、計8名で本庁、総合支所管内を対応している。臨時職員は、6カ月ごとの雇用と決まっている。継続雇用もある。職員数を減らしていくことを行革等で指導されてきた経緯もあって、現在に至っている。主に燃えるごみの収集業務であるが、8人で対応はできている。今後とも適正な人員配置を検討していきたいという回答がございました。

後期高齢者医療の保険料であります。資格証明書を発行しているかということで質問があり、国から発行しないことになっているので発行していない。医療機関を通常に受診できる6カ月間有効の短期証明は発行している。

以下に後期高齢者医療の保険者数とか特別徴収、普通徴収者の人数が載っていますので、ごらんいただきたいと思います。

これ37ページでいいんですかね。

療養諸費についての質問であります。37ページをごらんいただきたいと思います。

前年度に比べて入院件数も増えているが、どのような疾病で入院が多いのかという質問に対し、入院件数の状況は前年比93件の増、療養費70件の増となっている。人間ドック等や特定健診、健康づくり事業等、国保担当部署には保健師はいないが、管内保健師との連携を密にして、医療費の軽減につながるようにしていきたいという回答がございました。

39ページをごらんいただきたいと思います。

予備費の中で全般ということで書いてありますが、短期保険証とか資格証明書の人数が載っています。短期保険証を20世帯に交付していると、うち4世帯を一般世帯に切り替える予定であると。資格証明書は1世帯に発行、短期保険証6世帯が新たに発生する予定。資格証明書交付者は交付時の訪問等で健康状況の確認も必要と考えているという回答がございました。

40ページ、心身障がい者福祉費であります。NPO法人こころの職員の派遣について、勤務体制、対象は、1人で対応しているのかというような質問に対し、一般相談、家族の計画相談等で10月から毎日勤務をしていただいている。身体・知的・精神の障害全部に対応している。訪問については、相談員と担当者でケース・バイ・ケースで対応しているという回答がございました。

41ページ、児童福祉費であります。保育費の未納者はということで9名の滞納があり、142万902円の滞納額であるという説明がございました。

災害救助費です。

災害時の要支援者のリストはどのように配布されているのかという質問に対し、手挙げ式でリストを作成している。災害時の要支援者のリストは、民生委員に伝えてある。個人情報保護法の関係があり、災害時は出せるが、平時の対応が難しいという回答がございました。

43ページ、地域支援事業費であります。予防事業は、本来一般会計でやるべきでは、また事業費予算の上限はあるのかという質問に対し、介護を未然に予防するためであり、介護予防事業と地域支援事業、それぞれ介護給付費の2%が上限となっている。また、その合計が介護給付費の3%以内の枠の予算制度があり、それに沿って介護予防事業を進めているという回答がございました。

44ページです。

全体としての課への要望事項であります。介護給付費は今後上げるのか。介護保険料の段階区分を多くし、負担の軽減が図られるようにしていただきたい。新しい介護保険事業計画に町で必要なサービスが受けられるようにしていただきという要望が出てございます。

以上、皆様からの意見、要望等について抜粋して報告をさせていただきました。

審査会の中でもたびたびお話をさせていただきましたが、この審査会で出た、話し合われた内容、要望、意見等が平成27年度以降の予算、行政の施策等に反映をしていただければ、非常に価値のある審査会であったのではないかと思いますし、皆様の御協力により円滑に審査会を進めることができたことを厚く御礼を申し上げ、委員長としての報告に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

ここで少し訂正をお願いいたします。

局長のほうから。

○議会事務局長（大村敏秋君） 表紙のほうなんです、そちらに認定第2号の件名の中に、

「平成25度」とありますが、「年」をここへ入れていただきたいと。「年」が抜けておりましたので、一番肝心な部分ですのでよろしく願いいたします。失礼いたしました。

○議長（中田隆幸君） それでは、決算特別委員会は、議長を除く全員が委員となっておりますので、委員会審査の結果と経過に対する質疑は省略します。

これから、認定第1号、平成25年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

反対の立場から討論を行います。

約1週間にわたり平成25年度決算を審査しました。議員の皆さんには日ごろから考えていた思いをそれぞれにぶつけての審査が行われたと思います。担当職員の皆様も真剣に質問に答え、資料請求に応じてくださり、来年度予算に生きる審査としたいとの委員長の意欲や、ぜひ生かしたいとの町長の言葉もあるなど、これからのまちづくりをともに真剣に考えた1週間でした。審査では、幾つもの町民を守るための取り組みや行政の頑張りを確認することができました。特に生活健康課の町民の命と健康を守る取り組みは目を見張るもので、妊娠から出産、育児にわたる健診や相談、訪問などきめ細かな母子保健の取り組みや中学卒業までの子供の医療費、補助の拡充、県へもしっかり要望を伝えるなど子供を守るための毅然とした姿勢が示されています。予防費での自己負担の軽減も実施率を高め、予防効果を上げる取り組みが年ごとに進んでいます。高額な不妊治療費補助も効果が示されました。また、福祉課でも交通弱者へのバス、デマンドタクシーの取り組みや障害者、高齢者、乳幼児、子供たちなど弱者を守る取り組みが前進していることも示されました。

しかし、制度を統一したひとり暮らし高齢者への配食サービスは、中川根側では自己負担を100円から300円に一気に引き上げたことで、一番必要とする低所得の高齢者がやめているのが心配されます。高齢者の声を直に聞くボランティアやNPOさん、弁当提供業者の意見をよく聞いて、栄養確保や食事のバランスなど、支援が必要な低所得者の高齢者に弁当が届く事業となるよう改善に取り組む必要があります。

教育委員会でも、スクールバスや通学補助、栄養士や調理師さん方による愛情いっぱいのおいしい学校給食、新潟、カナダ訪問も子供たちに貴重な体験や見聞を広げる取り組みが続けられていますが、自己負担が大きいカナダ英語研修は、申し込みが少なく、審査でも自己負担が重くて、参加を諦めているのではないかとか、参加したい、全ての子供が参加できるようにしてほしいとの意見が出されました。参加することの意義や教育の機会均等が家庭の経済状況で壊されている可能性もあります。議員や職員、行政関係の視察研修には、旅費や費用弁償まで出るのに、町の未来を託す子供たちには負担金を求めるなど、ぜひとも改善が必要です。学校給食も2人、3人とお子さんが多いお宅での負担は重く、子供に肩身の狭い

思いをさせないよう、せめて2人目半額、3人目無料などの軽減を設けて、子育て負担の軽減を図るべきです。また、就学援助金の申請も決して恥ずかしいことではなく、子供に親の経済に左右されないで等しく教育を受けさせるための憲法で保障された制度です。大人の義務でもあることを認識して、もっと気軽に申請できるよう手続の簡略化や周知の徹底を図るべきです。

産業課でも農林業振興や耕作放棄地対策、転作支援などきめ細かく取り組んでいますが、お茶を町の基幹産業と位置づけている割には小規模農家への支援は消極的で、そのことがますます耕作放棄地を増やす結果になっているのではないかと心配されます。

商工観光課のプレミアム商品券の復活や住宅リフォームの継続は町民の要望に応じて、町民の暮らしを応援し、町内の商店や工務店などへの効果も大きく評価できる取り組みですが、多額な費用をかけて建設した数々の観光施設がお荷物の箱物のままで、町の魅力となっているとは言えません。費用対効果の工夫が厳しく求められます。

2款2項5目の企画課情報政策費で、昨年12月議会で突然補正予算が出された4,494万円についても情報通信基盤整備事業調査設計委託料についての情報通信基盤整備事業、調査設計業務委託料は、繰越明許にしたためか決算資料にも全く書かれてなく、議員が請求した主要事業決算報告書にも26年度へ全予算額を繰り越したとしか書いていなくて、視察研修経費の18万4,000円の支出しか書かれていませんでした。そのため、議員も質問のきっかけがつかめず素通りしてしまいましたが、プロポーザルは12月に行われており、中国ブロードバンド1社しか参加がなく、事実上の随意契約のような状況だったにもかかわらず、5,000万円を切ることで正式に議会にもかからず、どういう条件を出したのかなどの説明もなく、調査設計内容も相当後まで報告もなく、このような機密的な進め方は不信を増大させることとなります。このようなやり方が決算審査まで続いたことにも、時間ができて気がつき、改めて驚いているものです。

また、毎回述べていることですが、25年度も南部地区では自治会からの集会所修繕費の負担金として44万1,700円が、建物保険料として43万4,487円が区より収納されています。北部地区では、集会所修繕料補助金として48万8,680円が、集会所の建物保険料補助金として16万8,828円が町から自治会へ補助金として出ています。また、区道の改修費にも5%の負担があり、誰もが災害時には避難所の拠点となる集会所の建物に関する維持管理費を区へ支払わせることは、町の責任放棄であり二重課税そのものです。町にとってはわずかな額でこれくらいと思うかもしれませんが、区にとっては全てが住民からコミュニティーを運営するために集めた貴重な区費で賄うしかないもので、高齢化や人口減少で区では値上げもできず大変苦しいやりくりを強いられているのが実情です。お祭りや生涯学習やサークル活動など地区住民の活発な行動があるからこそ当町はお達者度が高いと言っても過言ではないでしょう。地区住民の区費値上げにつながる地区の負担は廃止して、むしろ町で責任を持って維持管理を行い、安心して集会所を使えるように活動を後押しすべきだと考えます。

高齢化率が県内で一番高い町で一人一人の顔を確認しての手厚い対応をするには、手が足りない状況が続いているにもかかわらず、現場の大変さに水をかけるように福祉課の職員を3人も減らし、しかも豊富な経験と貴重な資格を持つ職員を関係のない課へ異動させたことや、非正規職員の待遇改善も棚上げされていることなど町民の暮らしを守る最前線の職員への配慮が余りにも足りません。町が民間企業の見本となるよう職員の待遇改善に取り組むことは、若者をこの町に引きとめるための大きな鍵にもなることです。このように職員の懸命の努力で町民を守る取り組みが進んでいる一方で、今待ったなしの最大の課題である若者定住、人口減少へ取り組むべきトップの必死な姿勢が感じられない決算内容を指摘して反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 前文はただいまの反対討論、反対でなく賛成討論かと思えるものでありましたが、しかしの後の反対討論に対し私は認定第1号、平成25年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論させていただきます。

平成25年度は、歳入総額64億1,115万円、歳出総額57億9,333万円で、実質収支額は繰越明許費を除き5億400万円ほどとなっていますが、単年度収支を見ると1億5,800万ほどのマイナスとなっておると理解しております。

本年7月に実施していただいた町監査委員による決算審査の御意見にもありますとおり、平成25年度における町の実質赤字比率、連結実質赤字比率においても一般会計だけでなく、全ての会計で黒字であり、また実質公債費比率も前年の7.4%から0.6%を改善されて、6.8%となっているものであります。将来負担比率においても将来負担額を充当するだけの可能額が14億7,000万円ほどを上回っているなど25年度決算は県内でも健全な財政運営となっていると理解しております。

今般の一般質問でも関心が示されましたが、最近国内において非常に大きな災害が発生しているものについては、一刻も争う救急業務など町民の安心・安全を守るという事業では、平成28年4月から静岡市を中心とした消防広域化に向けての協議が進められていると同時に、島田市への消防事務委託や金谷消防署川根北分遣所への資機材等の配備とともに町の消防団の資機材の充実、または災害時における情報収集や住民の皆様への情報伝達手段である防災行政無線のデジタル化のための中継局の整備などが進められ、より高い消防、防災体制の確立に向けて準備がなされております。災害に強いまちづくりはもとより、25年度は町道や林道の整備も実施されました。

さらに、各自治体や団体が充実した活動が送れるよう交付金、いやしの里づくり事業補助金をはじめとする自治会振興のための支出や農業、商工業、福祉、教育関係の団体への交付金補助金も効率的に支出されていたと思います。

このほか歳出全体では昨年と比較すると約4,000万円ほどの減額となっており、このことは比較的大きな事業支出がなかった年度でありましたが、職員数が減少する中において、町

民に対するサービス低下をさせることなく業務を遂行している姿を見ております。

ただし、決算特別委員会で反対討論の中で指摘もありましたが、特別委員会の中で町の職員の健康管理が懸念されるというお話もお聞きしましたので、県あるいは国からの権限移譲による業務の増加に加えて、町民の皆様からの複雑化する多様なニーズに応えていただくためにも今後においてより一層の適正な職員の定員管理をお願いするところであります。

歳入につきましては、予算に対する収入率は99.7%であります。歳入合計のうち依存財源は63.7%と依然高い比率を占めております。歳入全体では、24年度と、前年度と比較すると1億2,000万円ほど減額しており、この主な理由は臨時財政対策費の借り入れをしなかったということでもあります。歳入の中でも大変大きな収入割合を示している地方交付税は24年度と比較すると3,000万円ほど減額となりましたが、合併算定外の特例期限である平成32年度を見据えて、当町におかれましては情報基盤整備による財政負担増も懸念される意見や町の答弁もあり、より一層の健全な財政運営を期待するところであります。

しかしながら、冒頭でも申し上げましたとおり、町全体における財政運営については、25年度一般会計はもとより全ての会計で黒字運営がされておりました。これらに基づき私は認定第1号につきましては、賛成するものであります。

以上、賛成討論をさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから、認定第1号、平成25年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、平成25年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第2号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、認定第2号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第3号、平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第3号、平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、認定第3号、平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第4号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第4号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、認定第4号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第5号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第5号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、認定第5号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第6号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第6号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、認定第6号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第7号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、認定第7号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。



◎日程第12 発議第6号 地震財特法の延長に関する意見書の提出について

○議長(中田隆幸君) 日程第12、発議第6号、地震財特法の延長に関する意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第6号、地震財特法の延長に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、地震財特法の延長に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。



◎日程第13 発議第7号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出について

○議長（中田隆幸君） 日程第13、発議第7号、「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第7号、「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号、「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。



◎日程第14 請願第1号 行政書士法違反書類の川根本町各機関への提出排除に関する請願

○議長（中田隆幸君） 日程第14、請願第1号、行政書士法違反書類の川根本町各機関への提

出排除に関する請願についてを議題とします。

本日までに受理された請願はお手元に配りました請願文書の表のとおり第1常任委員会へ付託しましたので報告します。

◇

◎日程第15 川根本町議会議員派遣の件

○議長（中田隆幸君） 日程第15、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおりです。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定しました。

◇

◎日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（中田隆幸君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から議会規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期等議会の運営に関する事項について継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎日程第17 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（中田隆幸君） 日程第17、常任委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査及び審査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。



◎閉 会

○議長(中田隆幸君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第3回川根本町議会定例会を閉会します。

長時間にわたり御苦勞さまでした。

閉会 午後 6時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 9月19日

議 長 中 田 隆 幸

署 名 議 員 坂 本 政 司

署 名 議 員 野 口 直 次